

43274

子爵榎本武揚君 題辭
男爵鈴木大亮君
水哉居士村尾元長 編述

北海道漁業志要

全

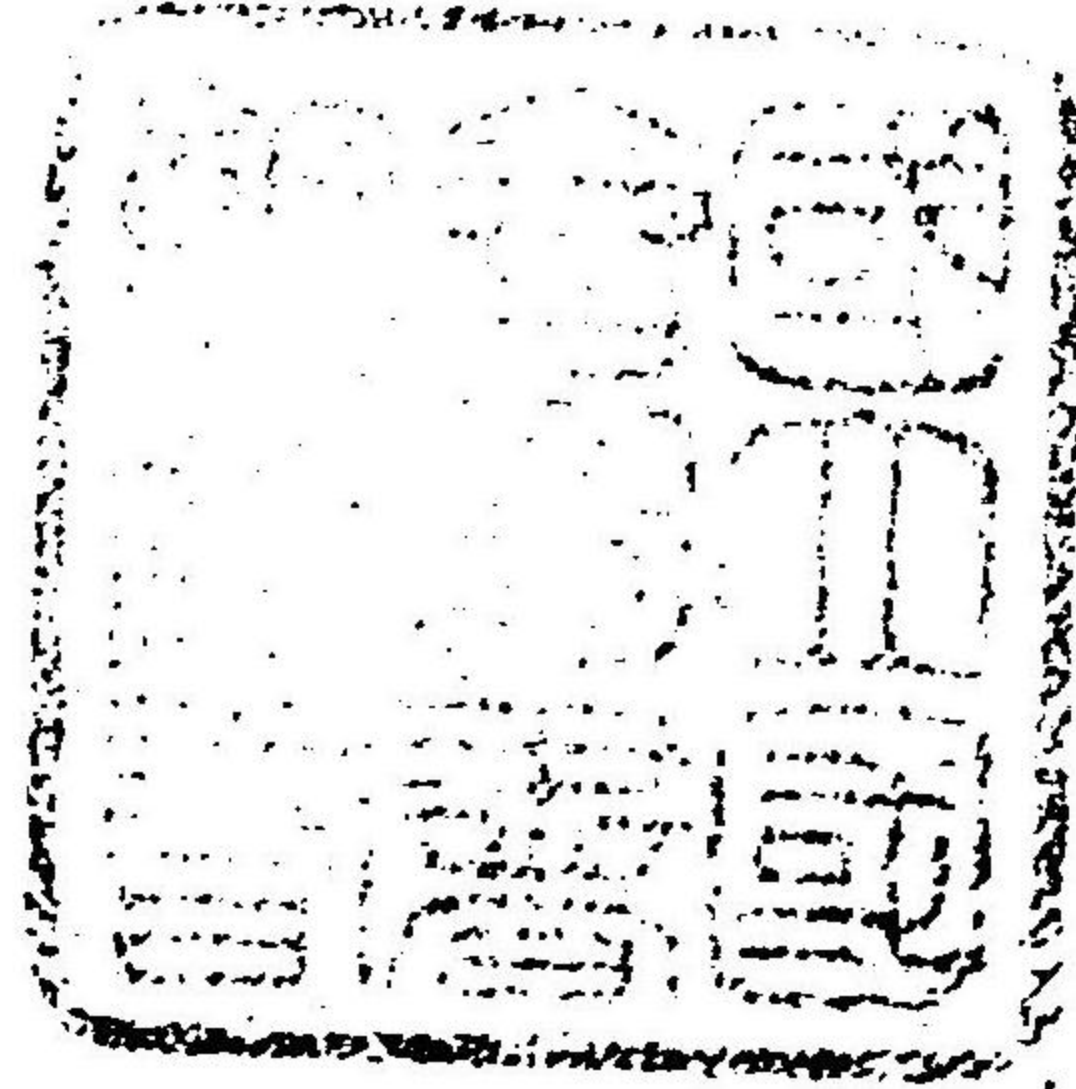
明治三十年出版

著者藏版

溼故雨



660.211
M959a

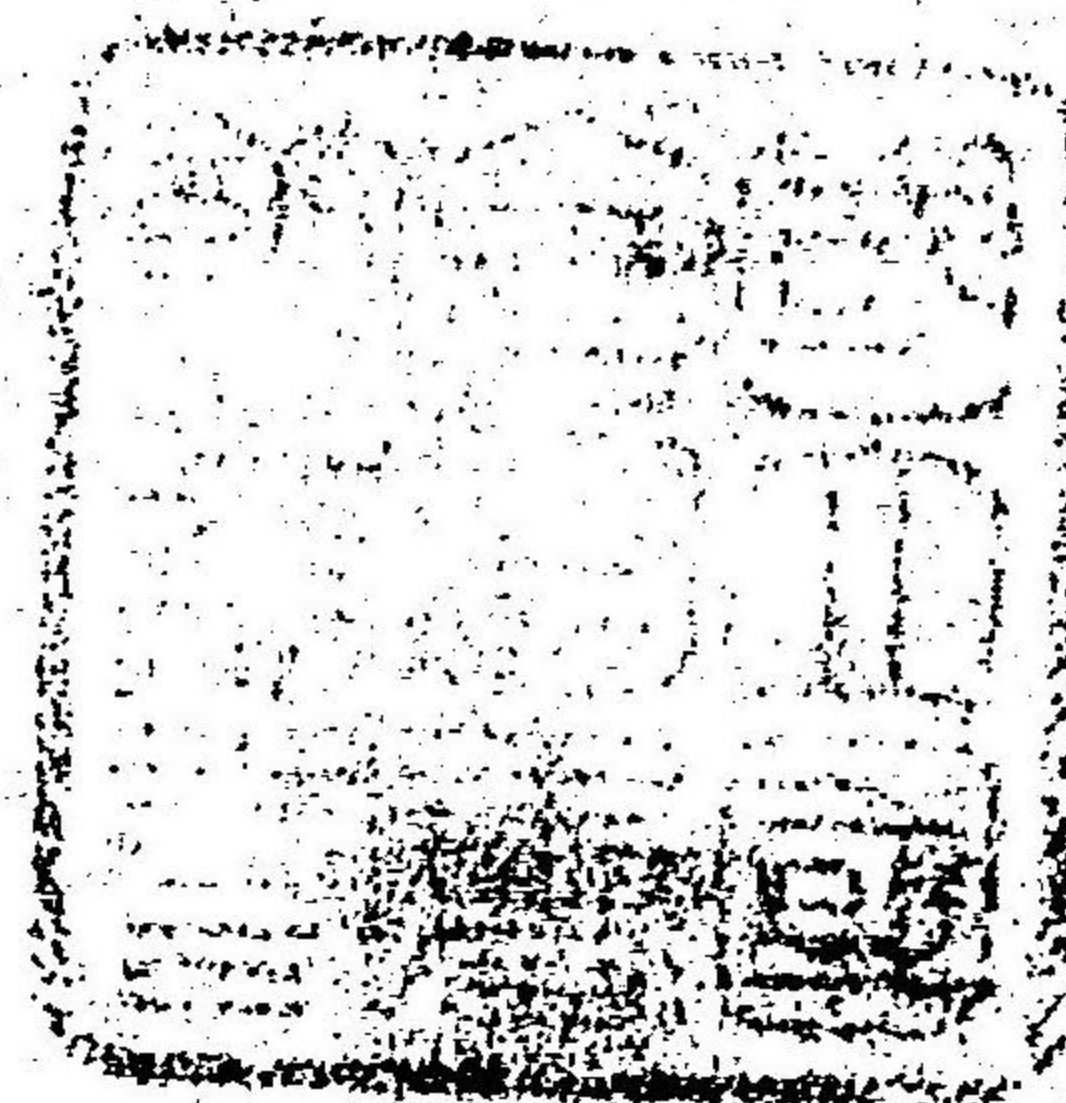


219615

濕故雨



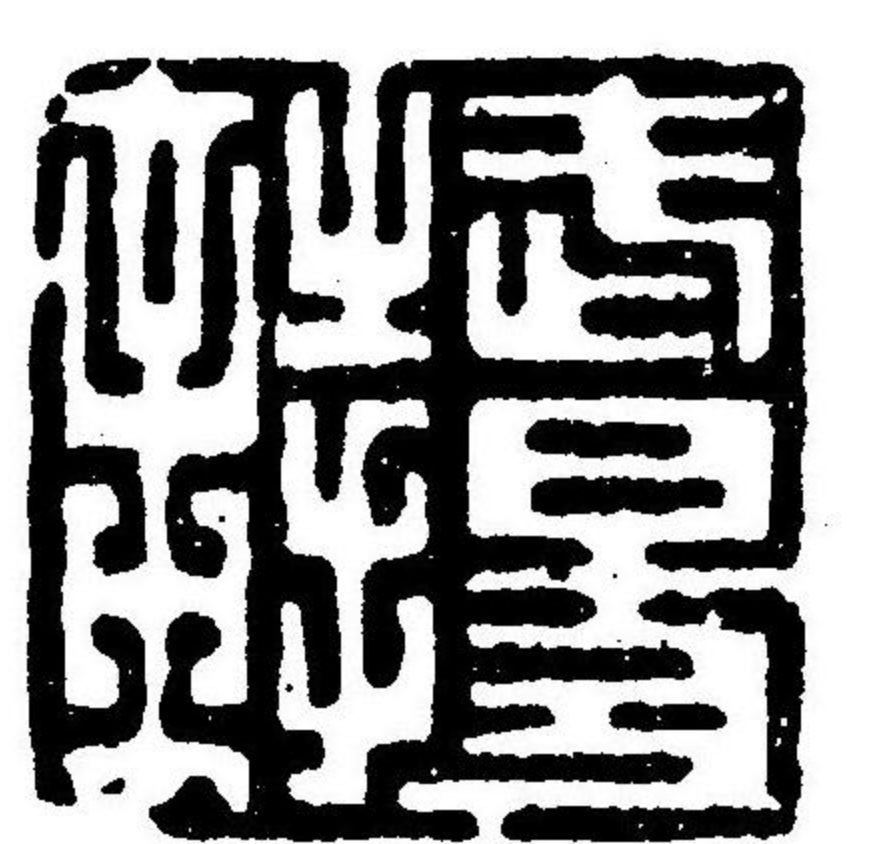
660.211
M959A



219615

知新

果川居士題



能者



輻 湊

全
峡
誌



凡例

一此書編述の目的は北海道古今捕魚探藻に關する沿革及其實況を觀るを主要とす而して余不肖を顧みず此編述を爲すに至りたる原因二あり余北海道に在ること二十年餘廿五年東京に歸るの後近縣漫遊を企て其途次北海道水産肥料需用地の實況を探究せんとし北海道廳長官の添書を携へ二十五年九月より二十七年に至るの間一府九縣を巡回す余が巡回中北海道水産の狀況を知んとし種々の質問を受け或は參考書を請求せられ始めて北海道水産に關する著述を公にするの必要を感じたりと雖も余は素より水産學術上の専門家に非す又水産實業家に非す故に此編述は他日機會を得て専門家及實業家に謀り完全の書を公にせんと欲し先づ材料の蒐集に着手す之を第一の原因とす然るに第六帝國議會漁業法案始て出で第七議會該法案貴族院の日程に上るや其條項中の二三は北海道漁業上利害の關する所極めて大なるを以て漁業家團結して反對の意志を表白す余亦當局者及議員を訪問して意見を陳述するに及へり當時議員其他有志者北海道古來漁業の沿革制度の變遷を調査せんとし參考書を發賣書林に求むるも得ず之を官廳に請ふも未だ以て足れりとせず遂に余輩をして沿革の

大要を起草せしめ之を謄寫頒布するに至る其窮策恰も盜を見て繩を縛ふの譬の如し是に於て余は益々漁業志編纂の急務を悟れり之を第二の原因とす是より以後鋭意材料蒐集に着手し二十八年十二月に至り稿を脱す因て題して漁業志要と云ふ

一此書編述の原因前文の如し故に編を前後二篇に分ち前編計三章は主として漁業制度及其獎勵保護に關することを述へ後編は計十一章重要水産の種類産地漁期漁撈漁船漁具製造販賣資本慣習等を述へ併せて其沿革を記せり故に沿革の如きは往々前後篇重複に亘るものあり錯雜の誹を免れず又其編次の舛裁に於るも詳畧一ならず是れ蒐集の材料中採るに足るものは成るべく網羅せしに由る看者披閱に當り取捨して可なり

一引用參考せし所の圖書は下に列記す是れ其大畧に止り此他參考する所の書籍數十部あれども繁に亘るを以て一々此に掲げず

一北海道水産に關する圖書印刷して世上に公にするもの少し今引用參考する所の書中調査精畧敘事簡明なるもの北海道廳出版「水産豫察調査報告」に若くはなし蓋し此書は和田野澤兩學士が數年間專攻したる學術上の調査と實地調査と

相待つて完成したるものにして唯一の參考書たり之に次くものを「北水協會報告」(自初起至二十三年第三回勸業博覽會出品「北海道漁業志稿」とす「報告」は參考すべき事項多く「志稿」は協會員數名委員と爲り僅々の月日に成りしを以て完全と云ふを得ずと雖も參考するに足るもの少からず當時余亦委員の一人に承乏し材料の出處は零々記憶に存せり故に今此書を記述するに當り余は第一に以上の三書を熟閱し引用抄出したり依て特に此に之を記し和田野澤二氏の功勞を世上に紹介し兼て余が編述上補益する所多かりしを謝す

一初め此書を編述するや著名の漁業家諸氏に托して査閱を求むるの目的なりし然るに諸氏の營業繁劇にして一々之を托するを得ず且つ出版遅延に亘るは編述の目的に非ず依て直に印刷に付せり從て余は反覆校訂を加へ記述に誤謬なきを期したるも未だ誤謬脱漏を免れず看者幸に余が淺見非才を尤めず誤謬を發見するに及んで示教を賜へ余は謹んで之を謝し他日大に之を校正し再版の舉に及ぶべし

一附録法令は一般人民の遵守すべき法令を主とし傍ら告示諭達を掲げ又郡區吏納稅委員等に限るもの即ち訓令の如きは編者の見込を以て必要と認めたるも

のを摘録し他は悉く省略す
 一此書編述刊行の目的を以て第一に左記の諸君に賛同を乞ひたるに諸君直に賛成を表せられたるのみならず余が爲めに種々の便益を謀られたるは余が深く感謝する所なり又編集に當り農學士柳内義之進君は數十日間材料蒐集及起稿を補助せらる是亦余が感銘して忘れざる所此に之を謝し併せて看者諸君に告

賛成諸君(イロハ順)

- | | | |
|--------|--------|--------|
| 伊藤一隆君 | 渡邊兵四郎君 | 龍田治三郎君 |
| 種田金十郎君 | 福富甚吉君 | 水嶋隣多君 |
| 莊司平吉君 | 廣谷源治君 | 平出喜三郎君 |

明治三十年二月

村尾元長誌

北海道漁業志要

参考引用書目

- | | | |
|---------|---------|-----------|
| 續日本紀 | 延喜式 | 本草綱目啓蒙 |
| 古名錄 | 北游風土記 | 福山秘府 |
| 蝦夷拾遺 | 千島志料 | 蝦夷草紙 |
| 松前年々記 | 松前年歷捷徑 | 松前秘說 |
| 松前產物大概鑑 | 休明光記 | 休明光記附錄 |
| 北邊紀聞 | 蝦夷風上記 | 文化雜記 |
| 丙辰雜綴 | 私領運上調 | 文政五年東運上金調 |
| 文化御用留 | 西蝦夷地御用留 | 佐藤氏筆記 |
| 問屋要記 | 問屋諸用留 | 俵物御用留 |
| 俵物役所御用留 | 江戸御用留 | 高田屋嘉兵衛家記 |
| 蝦夷大鑑 | 御收納廉分帳 | 沖ノ口廉分帳 |
| 西蝦夷地御用留 | 文政御用留 | 文久御用留 |
| 文久年間御用留 | 慶應年間御用留 | 箱館奉行御用留 |

参考引用書目

一

漁業沿革調	北蝦夷地御用留	以享保松前江差觸書留
蝦夷年代記	箱館御用留	
雜錄 <small>文政安政 年代</small>	奉行所御用留	杉浦氏手控
辰四月諸留 <small>佐藤 氏控</small>	自寅年東西蝦夷地御用留	文政問屋御用留
安政問屋御用留	會所御用留	四地受負人申上書
安政蝦夷處置取調書	安政雜留	安政伺留
水哉温故叢書	坐衝日錄	漁業沿革誌
北海道志	開拓使水產製造法	開拓使事業報告
開拓使日誌	開拓使布令錄	赤人問答
蝦夷奇觀	貿易備考	農工商公報
札幌縣勸業年報	水產圖說	水產繁殖法
北水協會報告	大日本水產會報	漁業復命書
北水協會水產製造法	清國水產圖說	昆布意見書
煎海鼠製造圖說	日清貿易略說	水產物製造手續
蝦夷風俗彙纂	アイヌ風俗畧誌	函館縣商事諮問會紀事

理事官復命書	昆布會社報告	昆布輸出稅免除請願書
滕虎牘臘獸報告	輸出入年表	北海道輸出入調
昆布業取締意見書	北海道廳事業功程報告	鯨肥料概要
北海道廳勸業月報	同上勸業年報 <small>自八一 至八一回</small>	同上統計書 <small>自七一 至七一回</small>
函館相場會所報告	北海 水產豫察調查報告	北海道水產或問
北海道廳治一斑 <small>自六一 至六一回</small>	北海道布令提要 <small>目錄 共</small>	北海 現行布令便覽
官報	法令全書	北海道每日新聞
函館新聞	紀元年表	泰平年表 <small>正續</small>

以上

北海道漁業志要

目次

前編

第一章 總說

第二章 漁業制度

第一款 租稅及臨時徵收金

(一) 往古より現今に至る租稅の沿革……………一七

(二) 松前藩及幕府時代の租稅其他の徵收金……………二二

(三) 開拓使以降の租稅及徵收法……………五〇

(四) 現行水産稅則及徵收法……………九七

第二款 漁場請負并漁場持

(一) 漁場請負の沿革……………一一

(二) 漁場請負沿革表……………二五

第三款 海産干場 附海面

第三章 漁業の獎勵保護……………一七五

頁數

目次

一

第一款	資本金貸與 附物品貸與	一七五
第二款	內國販賣	一九四
第三款	海外貿易	二〇八
後編		
第一章 練		
第一款	種類	二五七
第二款	產地	二六〇
第三款	漁期	二六七
第四款	漁撈	二七〇
第五款	漁船及漁具	二八一
第六款	製造	二八八
第七款	販賣	三〇四
第八款	資本	三二五
第九款	漁業慣習	三三四
第十款	沿革	三四三

附記

建網の起原

三五八

第二章 鮭

第一款	種類	三七一
第二款	產地	三七四
第三款	漁期	三八〇
第四款	漁撈及繁殖	三八二
第五款	漁船及漁具	三九二
第六款	製造	三九七
第七款	販賣	四〇〇
第八款	資本	四〇八
第九款	漁業慣習	四一三
第十款	沿革	四一六
第三章 鱒		
第一款	種類	四二六
第二款	產地	四二七

第三款	漁期	四二七
第四款	漁撈	四二九
第五款	漁船及漁具	四三一
第六款	製造	四三二
第七款	販賣	四三四
第八款	資本	四三九
第九款	漁業慣習	四三九
第十款	沿革	四四〇
第四章 鱈		
第一款	種類	四四一
第二款	產地	四四一
第三款	漁期	四四三
第四款	漁撈	四四五
第五款	漁船及漁具	四四八
第六款	製造	四五〇

第五章 鱈

第七款	販賣	四五二
第八款	資本	四五三
第九款	漁業慣習	四五五
第十款	沿革	四五八
第五章 鱈		
第一款	種類	四五九
第二款	產地	四六〇
第三款	漁期	四六三
第四款	漁撈	四六五
第五款	漁船及漁具	四六九
第六款	製造	四七五
第七款	販賣	四八一
第八款	資本	四八三
第九款	漁業慣習	四八六
第十款	沿革	四八八

第六章 鮑

第一款	種類	四八八
第二款	產地	四九〇
第三款	漁期	四九三
第四款	漁撈及繁殖	四九五
第五款	漁船及漁具	五〇一
第六款	製造	五〇二
第七款	販賣	五一〇
第八款	資本	五一八
第九款	漁業慣習	五二〇
第十款	沿革	五二〇
第七章 海鼠		
第一款	種類	五二二
第二款	產地	五二三
第三款	漁期	五二五

第八章 烏賊

第一款	種類	五四五
第二款	產地	五四六
第三款	漁期	五四八
第四款	漁撈	五四九
第五款	漁船及漁具	五五一
第六款	製造	五五二
第七款	販賣	五五五
第九章		
第一款	漁業慣習	五四三
第二款	沿革	五四四
第十章		
第一款	資本	五四二
第二款	販賣	五三三
第三款	製造	五三〇
第四款	漁船及漁具	五二九
第五款	漁撈及繁殖	五二六

第八章	資本	五六〇
第九章	漁業慣習	五六一
第十章	沿革	五六三
第九章	昆布	五六四
第一款	種類	五六四
第二款	產地	五六七
第三款	採收期節	五七二
第四款	採收及蕃殖	五七五
第五款	採收船具	五七九
第六款	製造	五八一
第七款	販賣	五九二
第八款	資本	六一七
第九款	採收業慣習	六二〇
第十款	沿革	六二二
第十章	雜魚介藻	六二九

第一款	鯽	六二九
第二款	鯖 鯖 鯉 鱒	六三一
第三款	鮪 海鰩魚	六三三
第四款	鮪	六三四
第五款	鯉 鰈 板魚	六三五
第六款	鮫	六三七
第七款	鮫、鮎、糸魚、鱈殘魚、「ヤマメ」、嘉魚、 胡瓜魚	六三九
第八款	鱈「ユマイ」	六四二
第九款	「ソイ」「ガヤク」「ヤナギノマヒ」	六四三
第十款	「アブラコ」	六四四
第十一款	火魚「ホウボウ」	六四四
第十二款	鰻 鯉 鮎 鱒	六四五
第十三款	鰻	六四六
第十四款	鯛	六四六
第十五款	河豚	六四七

第十六款	鰻 鱧 「マアナゴ」	六四七
第十七款	章魚	六四八
第十八款	海扇	六四九
第十九款	牡蠣	六五一
第二十款	刺螺	六五三
第二十一款	蟹 海老	六五四
第二十二款	淡菜	六五五
第二十三款	海栗 「ノナ」 石勃卒	六五五
第二十四款	布海苔 海苔 若布 銀杏草 石花菜	六五六
第二十五款	其他雜魚介藻	六五八
第十一章	臘虎、膾膾獸及鯨	六五二
第一款	臘虎	六五二
第一	產地	六六二
第二	形狀性質動作繁殖	六六三
第三	獵期獵具及獵獲方法	六六六

第四	獵獲高及製造輸出	六七一
第五	沿革	六七九
第二款	臘豚獸	六八九
第一	產地	六八九
第二	形狀性質動作繁殖	六九二
第三	獵期獵具及獵獲方法	六九六
第四	獵獲高及製造輸出	六九八
第五	沿革	七〇三
第三款	鯨	七〇四
第一	產地	七〇四
第二	種類動作	七〇四
第三	獵期獵具及獵獲方法	七〇五
第四	獵獲高及製造輸出	七〇六
第五	資本漁夫	七〇七
第六	沿革	七〇八

附錄 現行法令

一 北海道水産税則	二十年勅令第六號	一
一 北海道國稅徵收法	二十三年法律第四號	四
一 水産税則施行細則	二十五年大藏省令第六號	六
一 納稅委員に關する事項心得方	二十年北海道廳訓令第九十四號	八
一 納稅委員選舉方に付心得	二十三年同廳訓令第四號	九
一 納稅委員代理人撰定方	二十三年同上訓令第三十二號	九
一 水産物營業人組合	二十年同廳令第四十五號	九
一 水産物營業組合規則	二十年同廳令第四十七號	一三
一 水産物產出高並に價格取調方	二十七年同廳令第七十二號	一九
一 獵虎臘納獸獵法	二十八年法律第十號	二三
一 獵虎臘納獸獵免許規則	二十八年農商務省令第十二號	二五
一 獵虎臘納獸免許規則第二條但書出願免許の件委任	二十八年農商務省訓令第十五號	二九
一 獵虎臘納獸免許取扱手續	二十八年農商務省訓令第十八號	二九

一 臘虎臘肭獸免許規則第二條但書の件	示 第百九十四號	北海 道 廳 令	一九 四 七 年	三 二
一 北海道水産物取締規則	第 二 十 八 號	北海 道 廳 令	一九 四 七 年	三 二
一 水産物取締規則漁業製造願届書式	示 第 二 十 一 號	北海 道 廳 令	一九 四 七 年	三 六
一 昆布製造取締規則	第 三 十 六 號	北海 道 廳 令	一九 四 七 年	四 〇
一 昆布採收不許可國郡	第 二 十 五 號	北海 道 廳 令	一九 四 七 年	四 三
一 昆布發生を害する海草芟除告諭	廳 甲 十 三 號	一九 四 七 年	拓 使 札 達 本	四 三
一 鮑、海扇、海鼠、比寄貝、石花菜採拾禁止時	月 道 二 十 八 號	一九 四 七 年	第 二 號 海	四 四
一 潜水器を使用して海鼠及鮑を捕獲するを禁す	十 九 年 北 海 道 廳 甲 第 十 號	布 達	一九 四 七 年	四 五
一 鮭鱒の浜上する河川沿湖の漁業并に鮭鱒の沖網漁業制限	第 七 十 七 號	北海 道 廳 令	一九 四 七 年	四 六
一 鮭鱒人工孵化場事業報告方様式	第 七 十 八 號	北海 道 廳 令	一九 四 七 年	五 〇
一 鮭、鱒、鱒、建網角網漁業制限	第 三 十 八 號	北海 道 廳 令	一九 四 七 年	五 二
一 札幌郡内諸川鮭鱒漁獲禁止	第 十 一 號	一九 四 七 年	拓 使 札 達 本	五 三
一 大津川の内鮭漁禁止の場所	第 十 三 號	一九 四 七 年	布 達 本	五 四

一 鮭産卵孵化季節中千歳川本支川木材等川流禁止及罰則	五五
第二十三号北海道廳令	五五
一 函館港内外泥引網等禁止	五四
第十二号開拓使函館支	五四
一 函館砲臺外壕及同臺西北沖合船艇繫留漁釣採藻石堀穿禁	五五
止十五号函館縣甲第三	五五
一 葦菜沼鯉魚捕獲禁止	五五
第二十八号北海道廳令	五五
一 厚岸湖牡蠣取締規則	五五
第四十九号北海道廳令	五五
一 漁業組合準則	六〇
第三十九号北海道廳令	六〇
一 漁業報告例	六二
第六十八号北海道廳令	六二
一 同上改正追加	七六
第九十八号北海道廳令	七六
一 魚粕荷造注意方	七七
第十三号開拓使乙第三	七七
一 同上	七八
第十八号函館縣廳第一	七八
一 身欠鯧其他粗製注意方	八二
第十二号北海道廳訓	八二
一 水産物俵裝注意方	八二
第十四号北海道廳告	八二
一 漁業一途に用ゆる船免稅の件	八三
布達	八三
第九号開拓使乙第六號	八三

北海道漁業志要

前篇

村尾元長 編述

第一章 總說

北海道は四面海を環らし水産の饒多なる全國比なし往古は遼として知る可らず然れども所謂蝦夷と稱しアイヌ人種が沿海所在に部落を爲し鯨鯨昆布等を收穫して生を營み尋て内地人の出稼あり之と交易し遂に出稼人の資本を有するものアイヌ人を使役して漁業に従事したると又一方に松前氏の移住するありて漁業上種々の制裁を設けて之を保護獎勵したるとを以て漁業の發達を致せしは之を舊記に證するも之を口碑に徵するも殆んど同一の事歴にして復た疑を容る可らず今其要領を叙し順を逐ふて細目に及ぶべし

口碑に曰く往昔江差の近傍海濱に老人夫婦化す食なし夢に一の楫を得たり天己に告て謂らく此楫を以て海を探らば食を得べしと遂に其言の如くし白水魚出

始漁業の原

つ取つて之を食ふ後子孫生育して今に到るまで幾世なるを知らずその化生するの地は今の江差にして夷宮は彼翁を祭り姥神は老婦を祭るものなりと(緒江神社在神町)是の口碑は實に一の昔物語に過ずと雖も鯨が群來して海岸に接近する時海水爲めに白く泡沫を生ず漁夫は之を見て鯨の群來を知るは全道の實況なり故に此魚は鯨なりしを推知するに足る而して漁業發達の順序を見るに嘉吉三年(明治二十九年)安東秋季南部より松前に到り島民を撫綏して下國氏と稱し享徳四年(同上)武田信廣若狹より今の上の國の地に到り館主下國季繁と共に蝦夷と戦ひ之に勝ち蠣崎氏の女婿となり其家を承け後下國氏を斃し東西凡六十里を領するに及んで内地より移住する者漸く多く蝦夷土人と雜居し主として漁業を以て生を營みたりしかば當時既に發達の端緒を開きたるに相違なし又是より先文安四年(同上)陸奥の馬之助なる者今の松前郡白符村に來りて鯨漁に従事すと云ひ慶長六年(同上)今の爾志郡突符村に鯨漁を始め其十九年に松前の八木勘右衛門小樽に鯨漁を始めと云ひ寶永三年(同上)松兵衛なる者瀬棚に漁業を始めと云ふを以て之を見れば北海道漁業の原始は今の渡島國中江差地方にして其漁業は鯨を原始とし今より大約三百年乃至四百年前同地方に開け漸次西

古今の産

海岸に及びしを推知するに足る又昆布は往古より蝦夷の貢品たりしとは正史に見え松前氏の租税を收むるも亦鯨昆布二品に始りしを以て之を見るに鯨と同じく夙に著明水産たりしや素より疑を容れざるなり明治以前漁業に關する舊記少しとせず然れども徳川幕府及松前藩の記録に至りては完全なるものなく隨て水産の産額詳に之を知るを得ず安政四年奉行の記録に徴するに西海岸産額を十萬八千八百八十石五斗一升九合六勺とし東海岸同上五萬三千七百三十六石三斗八升五合六勺とす是れ松前領(今の渡)を除き西は久遠より東は山越内より所謂東西蝦夷地と樺太島を含有するものにして之に松前領を加算せば大約貳拾萬石内外なるべし今松前領を除きたる當時の人口(安政元年調六百五十)に割當るときは東地は一人平均五石三斗五升七合餘西地は二十石五斗九升四合に當れり又奉行の手録中萬延乃至元治(今より凡)年間五ヶ年平均西地の産額を記し鯨類總高十二萬二千四百五十七石五斗九升此代價三十六萬七千三百七十二兩三分永四十九文三分あり之に東地と松前領並に昆布鮭等の産額を加算せば少くも二十萬石の産出ありしを推知すべし降て明治に至り四年全道水産産額三十三萬九千石餘其後八年を経十二年に及んで百一十一萬石以上に上り又十年を

經て二十二年には百二十六萬石以上に上り二十六年は百五十一萬石以上に増加せり漁業亦豊凶あり一概に論ずべからずと雖も漸次増加して今日の盛況を致せば素より論を待たず試に二十六年を以て安政年代(假に二十萬石として)に比すれば殆んど八倍に當れり又試に漁業者の所得如何を計算するに二十年全國水産の價格千八百四十一萬九千百十五圓にして北海道は五百二十六萬五千九百八十八圓也殆んど三分の一弱を見同年全國漁民(兼業共)八十六萬五千八百八十九人北海道は六萬二千九百七十人即ち殆んど四分の一に當り全國漁民の所得僅に二十一圓強なるも北海道一漁民の所得は八十四圓弱にして凡四倍に當れり又二十六年全國水産の價格二千二十七萬九千九百九十一圓にして之を人口に平均配當すれば一人四十八錢餘に當り同年北海道水産の價格八百七十五萬六千三百九圓にして之を同年末同道の現住人口に配當すれば一人十五圓六十三錢に當れり又二十四年同道漁民戸數(兼業共)二萬五千七百七十九に對して同年水産の價格を配當すれば一人平均三百六圓に當れり水産の利實に大なりと云ふべし

松前藩の時漁業に於る政令を考ふるに保護獎勵を務めざるに非ずと雖も享保延享の間(今を距る百五十年)屢々政令を發すれども概ね收税の目的手段に過ぎ蓋し

松前氏蝦夷全島を統治する一に用度を漁業税に取るの便利なるを察し天文十九年(今を距る三百年)瀬田内の酋長ハシコタインに西部を知内の酋長チコモタインに東部を管せしめ諸國商船に課して二夷に俸米を給し之を夷役と稱するに始り天正中松前慶廣東龜田より西熊石を限り松前領と稱し其他を蝦夷地と稱し始て漁場の制を立て君臣各地を分けて之を領し藩主直轄の地の外漁場の區域を定め家臣の采邑に充て商賈に委して運上金を納めしむ是れ漁場受自の始にして商賈は漁場毎に運上屋を建て蝦夷土人と物を交易し又漁夫を雇ふて漁獲の多きを務む是に於て乎漁業益々盛んにして運上金の負擔益々重く家臣の領地稅額大約金五十兩を以て祿五十石に充つ之を正租とす而して商賈が雇夫より收むるの方法は二八又は一九の稱あり二八は十分の二現品を抽き一九は十分の一現品を抽くものどす漁場受自人一方に正租を納め一方に二八又は一九の收利を見るとせば其所得極めて多きが如しと雖も正租の外藩主に土物を獻ずるあり増運上金あり臨時命令的の獻納金あり安政の末より此等の負擔次第に増加し凡そ五十三種の多きを見るに至る若し吾人をして確實なる材料に據りて統計せしめば松前藩及幕府に上納したる金額即ち漁民が負擔したる直接間接の租稅は實に數百萬圓に下

らざるべし明治以降百度更革漁場持を廢し税則亦多少の改正ありと雖も現品税の制は一割乃至二割の苛税を課せられ加之出港税あり明治二年より十九年度に至る凡そ二十年間に負擔したる金額は無慮千四〇萬八千三百二十圓の多きに及びり漁民の困難は此負擔の重きに堪へざるのみならず更に之より甚しきものありしなり現品納税の爲め收穫品を醃藏し又之を苞裝し尋て之を検査所に輸送して官吏の検査を受く若し醃藏苞裝不充分なれば官吏の指示に従ひ改正せざるを得ず其費用勞力と時日を消耗するの困難容易ならず且つ納税の義務を終へざれば自由に輸出するを得ず漁民は之が爲め輸出販賣の時機を愆り商賈は之が爲めに需用者に向つて約束を果す能はず收穫愈々多く製造愈々精く聲價従つて次第に騰貴するとあるも之を賣却して速に資本者に償還する能はず其餘響一般の商況に及ぼして金融の便利を失ふ等は往々にして之あり漁民遂に其困難に堪へず事情を具して減税の恩典を請願するに至り政府亦拓殖の急務と漁業の發達を希圖したるが如く二十年に及んで水産税則を制定して現品税を廢し同時に出港税を全廢せり此改正税法に依りて漁民の負擔を輕減せられたる金額は實に五十六萬五千二百三十一圓餘即ち六割四分に當り之を明治十六年調査の漁民戸數に配

漁業制度の改良と漁民の功績

當すれば一戸平均二十八圓六十二錢となれり是れ實に政府の大英斷にして漁民の幸福之に過るなし然れども今日熟く其實況を觀察するに水産税二十四年度の金額を以て同年現在漁民戸數に配當すれば一戸平均凡八圓十二錢に當り之に組合に關する經費等を加ふれば毎戸少くも十圓に當る是れ決して輕微と云ふを得ざるなり

古來收税の煩苛と漁民の困難は概ね前文に述るが如し然れども又細に其來歴を觀察すれば松前氏統治の時代より漁業の發達を圖り此を獎勵し之を保護したるものなきに非ず今其著明なる事實二三を列舉すれば享保安永の間松前藩發布する所の布令中鱧漁季に際して海濱銃砲を發し或は野火を焚くを嚴禁し又干場に干す所の漁網を竊取し或は夜網を揚ぐるを禁し又鱧漁季中松前商賈の江差に往來する者乙部以北の融夷地に入るを禁じ以て漁業を妨害すると勿らしむ寛政の末幕府蝦夷地を經營するに及んで從來請負人の下に支配人及番人あり争ふて姦利を爲し之が爲め蝦夷土人日に月に困弊し漸く之を怨望するを察し先づ東蝦夷地の請負人を廢し官吏親しく漁獵の事を掌り嚴に支配人番人等を督勵せり此法實施僅かに十餘年文化九年に及んで再び舊法に復したりと雖ども多少請負人の

弊害を矯正したるや疑なし又松前藩從來漁場請負人請負年季繼續の弊を察し松前函館の商賈を集めて入札せしめたるが如き安政の初松前藩從來嚴禁する所の建網漁業を許可したるが如き一方には漁業者若くは商賈を獎勵し一方には運上金の増加を謀れり降つて明治二年開拓使創立九月漁場受負を全廢す是れ數百年の慣習を打破したる一大改革にして其意當今藩籍返上積弊を一洗するの時勢に際し土地人民を支配するは名分に於て宜しからず然れども俄かに土人撫育米漁場日用諸品備付を停止するは障礙なきを得ず漸次更革する所あるべしと尋て運上家を本陣と改め番家を置くの地は脇本陣と改めしむ是に於て表面より之を見れば漁場の慣習を一洗したるが如くなれども其實際に至りては舊樣依然として存續せり蓋し漁場受負は數百年來土人撫育と稱し米鹽日用諸品を漁場所在地に輸送し土人は勿論出稼漁夫に給與し若くは所在商賈移民に販賣するを例とするが故に漁場受負にして之を停止すれば獨り土人の生活を失ふのみならず其地方人民は忽ち米鹽其他日用品需求の便を失ひ生活上一大困難を見るに至るは自然の勢なり開拓使之を廢すると同時之に代り日用品を供給する方法を立るに非ざれば漁場受負廢止の命令は一篇の空文と化し毫も命令の實行を見る能はず

るなり是に於て同九年九月同使は再び布令を發し漁場持の稱を廢し上地を命し將來新たに營業せんとする者は實地を調査し相當の場所を割渡すべきを令す十一月又同一の主趣を全國府縣に布達し漁業志望者の移住を勸奨す爾來漁業の景况多少變移し漁場受負の慣習亦昔日の如くならず然れども數百人の雇夫を役し數十統の漁網を以て營業する大漁業家所謂親方なる者は資本多きは數十萬圓少きも數萬圓を有し其地方に名望を負ふのみならず内地港市の間屋仲買の如き厚く之を信用し數十年來肥料其他水産物の取引を爲せり故に現今の大漁業家は明治以降新たに漁業に従事して資産を興し信用を得たるものは比較上極めて少なく往時の漁場受負人一變して漁場持となり再變して現今の大漁業たりしに過ぎず恰も商店表面の看板を修正し其營業品は同一なるが如し開拓使漁場受負の積弊を洗除し漁業の發達を圖りたるは同使の一大英斷にして感服の外なきなり然るに漁場受負人が廣大の土地を占領するを指摘するを務めて毫も漁場受負人の功績を稱揚せざるは吾人が常に深く遺憾とする所なり吾人は常に舊記を繕き或は古老の口碑を聞き往時漁場受負人が辛苦經營したる事歴を追想し感激已む能はざるものあり試に百年乃至三百年前北海道の實況を回想

せよ松前領を除きては榛莽山野に滿ち熊狼横行し海汀は一線の沙濱あるのみ道路なく住民なく「アイヌ」人種處々に部落を爲し漁獵を以て生を營むあるのみ是時に當り漁場適當の海濱を探檢し或は海底を浚ひて漁船の出入に便にし或は斷崖を削りて家屋倉庫を建造する位置を定め或は漁船漁具を造り或は焚竈を築き薪材を採り漸くにして漁撈に従事するを得未だ幾年ならずして風浪の害を蒙り漁網を失ひ漁船を破り其甚しきは人命を殞し中途業を廢し僅かに飢寒を支ふるものあり幸にして豊漁連年獨立の基礎稍々立つ者十中の一二に過ぎず其漁場整頓し創業資本を償却し多少の餘財を貯ふるに至るまでは長きは二三代に亘り始めて完全の漁場たるを得其間費消する所の金額或は數萬圓以上に達するものあり又漁船漁具の改良に熱心し漁撈の便を圖るが爲めに數多の金圓勞力を費す者あり（藤野四郎兵衛氏の祖先喜兵衛氏根室漁場受買中其部下小須茂右衛門氏小舌網を作川天保八年始て之を使用し十一年又之を改良したるが如き檜山郡田澤村の長谷川福藏多年鮭採取法を研究し打廻網を作りて）又海濱は勿論甲乙漁場を連絡し或は東西數里の道路を開修して行旅に便にし氣脈を通し船舶を製造して自己の收穫物を輸出し兼て旅人の渡航に便にする等交通運輸の爲めに資金を投入するもの少からず又租税の義務に至りては前文に述ぶるが如く松前藩と云ひ幕府と云ひ開

拓使と云ひ苛酷の義務を負担せしめたるを以て一旦産を興したるも忍耐する能はずして遂に業を休め産を倒したるものあり彼の有名なる松川辨之助氏の如き是なり藤野四郎兵衛氏は漁場受買を爲してより近代に至るまで官に納る所の運上金冥加金物産税其他一時の上納金を合すれば四十七萬三千餘圓の巨額に上るを以て其負擔の重きを想像するに足れり漁民の状況既に此の如くなれば松前藩及幕府の時代に於ては受買人中賞銀を興へて之を旌表し苗字帯刀を許し或は扶持を興へて士班に列せしむる等特殊の待遇を爲せり明治以降道路を修め橋梁を架し若くは學校病院に金品を寄付したる場合には一般の例規により賞を賜はるも身分の待遇に至りては特別の制あるとなし蓋し古今時勢を異にし旌表褒賞の典同ふするを得ずと雖も漁場受買人の功績を追賞するの典を擧げ現今其子孫繼續漁業に従事する者は之に對して祖先以來の功績を賞し且つ明治以降現今に至り新に漁場を開き或は水産製造の方法を改良し輸出の増加を謀りたるが如き相當の褒賞を賜ひて之を獎勵せば漁業者積年の功績世上に顯れ一家の名譽之に過ぐるなく將來漁業の發達改良上に一大進歩を見るに至らん乎
漁業の發達改良に伴ふて水産製造の方法亦改良を見るは自然の勢なり然るに北

海道水産の製造法は漁具漁法の改良したるに拘はらず收穫の増加したるに關せず依然として舊時の製法を墨守し就中食膳に上る所の製造法に至りては極めて粗製にして貴顯紳士の食膳に供する者殆ど稀なり近來僅に鮭鱒等の罐詰を輸出するのみ或は薫製鱈あり或は雲丹の罐詰あり或は粕漬筋子あるも製造少く未だ一物産と稱するの價値を有せず其著大なるもの食料に在りては身欠鱈鹽鮭鹽鱈煎海鼠鰯若くは昆布等の數品にして皆百年前の製造に由るものなるが故常に貴顯紳士の食膳に供して賞味せらるゝ能はず其製法不完全なるが爲め數量多くして價値甚だ卑し今や社會日を逐ふて文明に赴くと同時に奢侈に流れ佳肴美味の需用驟々として増進するに當り百年前の製法を墨守して利益を求めんと欲す決して其目的を達する能はざるなり故に漁業家今日の覺悟は資金の増加に在らず漁場の新開に在らず製造法を改良し收益の増加を謀るを以て最大急務とせざる可らず

水産の收穫高増加すれば輸出の數量従つて多く販路の擴張を見るは當然なり明治十二年の全道内國輸出品總代價は六百萬圓にして内水産に屬する代價は五百四十一萬圓餘なりしが十五年を経て二十六年の輸出代價を見るに千七百二十六

萬圓餘内水産に屬するもの千五百萬圓餘即ち殆ど三倍の増加を見たり然れども海外直輸出は内國輸出の如く増進せず明治二年に於て輸出總計四十二萬五千餘圓内水産に屬するもの四十一萬六千餘圓爾來二十六年を経て二十七年の輸出は七十九萬六千餘圓内水産に屬するもの五十五萬五千餘圓あり而して此二十六年間の輸出表を見るに少きは二十六萬圓多きは八十二萬圓にして十一年以降十七年間は四十萬圓代より八十萬圓代の間を昇降し次第に増進するの勢を見ず是れ何等の事情に原由するや宜しく精密に研究すべき問題なるべし
以上の外尙ほ記すべきもの甚だ多しと雖も冗長に亘るの恐れあるを以て第二章以下に於て其類を逐ふて詳述すべし

年次	全道各港輸出原價	同上の内水産物原價
明治十二年	六、〇〇〇、五〇八	五、四一二、五四〇
同 十三年	七、四七八、四二五	六、九三九、二三六
同 十四年	七、〇四一、八五七	六、一六〇、〇一九
同 十五年	六、五六一、四〇一	五、〇七四、四七〇
同 十六年	六、一一一、五一六	五、一三三、六八九
同 十七年	五、九〇一、二七五	五、二〇五、三三九
同 十八年	六、一五〇、五五四	四、八七二、四五三
同 十九年	五、〇〇一、五一五	四、一八六、四三一
同 二十年	五、六七三、〇五四	五、二一八、一九七
同 廿一年	七、一六九、八二一	六、五七二、八〇〇
同 廿二年	八、〇八四、四八七	七、三七二、六一七
同 廿三年	一三、二五一、九四九	一一、一八〇、二九六
同 廿四年	一二、九七二、〇〇六	一一、五一七、九六三

年次	函館港海外輸出原價 (圓位以下四捨五入)	輸出原價總計	同上の内水産物原價
同 廿五年	一二、六四四、九七九		一〇、九二七、二三九
同 廿六年	一七、二六八、八三二		一五、〇〇七、二一六
明治 二年	四、二五、九九七		四、一六、一三三
同 三年	四、〇〇、七七四		三、八二、六九三
同 四年	四、三四、〇五三		四、二八、二六七
同 五年	三、三八、九四六		三、三一、九五二
同 六年	四、三七、五三七		四、一九、七二八
同 七年	二、六五、〇八九		二、四八、八四一
同 八年	三、九五、九九七		三、七九、三二〇
同 九年	四、七六、四〇一		四、四九、二〇八
同 十年	四、八三、〇四六		四、五一、九〇一
同 十一年	七、二一、五四二		五、八五、九九五
同 十二年	六、九二、五二四		六、七六、三二八

水產物概價累年比

年次	種類	鍊	銼	鱒	鱈
明治三年	全	一一六、七六四	一一一、七四九	七、四三四	?
全 四年	全	一一〇七、五九八	一一二、九一二	二、六五九	七、八二七
全 五年	全	一一五八、一五九	二六二、五三四	?	一一、九四〇
全 六年	全	一、四七二、二二〇	三〇八、六四一	二五、四二六	一一、二八七
全 七年	全	二、四七一、八三四	二六三、三九五	四八、三二一	一七、八二八
全 八年	全	一、九四二、六六五	三八一、八三五	三二、五〇五	二六、九六四
全 九年	全	二、二一五、六八九	三〇六、〇九八	四〇、二七五	一六、〇八二
全 十年	全	二、二三三、四四九	三四五、二〇九	七〇、六六五	二二、三七六
全 十一年	全	二、五三三、三九〇	四九八、二二七	一〇〇、九八六	八六、五二〇
全 十二年	全	四、六二七、九七四	八九三、九七三	八三、一九九	一三一、九二九
全 十三年	全	七、三〇三、二六五	一、二九四、四九四	九九、一八〇	一三四、〇二六
全 十四年	全	五、一三七、〇〇一	八四六、一三三	七七、六〇五	八四、三七六
全 十五年	全	五、〇八七、五六〇	八一三、三九八	八、九八二	八七、六五七
全 十六年	全	三、二九〇、四三四	六〇九、六五二	五七、〇七〇	八五、三〇二
全 十七年	全	三、五四二、二六一	四八三、〇七一	八五、七六八	九三、三七九
全 十八年	全	二、八四八、八二〇	五〇〇、六〇四	四三、六五七	九八、四三五
全 十九年	全	三、〇四九、四五二	五五、二八二	一五、九一七	六八、六五四
全 二十年	全	三、六〇二、二五一	七二三、八八一	八七、一三二	六三、三一九
全 廿一年	全	四、二四三、五〇六	七六二、〇〇八	一六二、三七〇	六五、四一五
全 廿二年	全	四、六〇五、九七四	一、一八三、三二三	四八、九七一	八八、一二九
全 廿三年	全	五、七七二、三八五	六九四、三五八	二〇一、七〇〇	八四、四七一
全 廿四年	全	六、〇七四、二三〇	六七八、〇四〇	四四、九八〇	七八、三九一
全 廿五年	全	四、九一二、九六九	八〇八、一七七	一五一、〇五七	一一一、六九〇
全 廿六年	全	五、六一八、四五八	八四九、三五六	五三、三四五	一二八、三一六

產物概價累年比較 (圓)

鮮	鮑	鱈	鮑	煎海鼠	鰻	雜魚	甲介蟲	昆布	海藻	海獸	合計
一一、七四九	七、四三四	?	一、三三三	?	?	八、五六九	?	一四三、六九五	?	七二	三八九、六一六
二二、九一二	二、六五九	七、八二七	二、五二八	八〇三	二六六	五、五九一	?	一一〇、三一九	?	九四五	一、三七四、〇四二
六二、五三四	?	一一、九四〇	五四、一二七	一〇、六五五	二、二六二	一一、九七九	一一〇	三六二、〇二〇	?	九三六	一、八九二、四八六
〇八、六四一	二五、四二六	一一、二八七	四六、九九二	一一、一七一	五七、六五七	七、〇七九	七五九	三四四、〇一九	九、五五一	一二、六四	二、三〇七、三四九
八一、八三五	四八、三二一	一七、八二八	三九、三五八	一九、〇三九	八、四九五	一〇、一一〇	一、三九五	二一三、三二八	四、五八一	三、二八	三、一一一、〇八〇
〇六、〇九八	三二、五〇五	二六、九六四	二六、七三三	八、五五七	一一、八一七	二九、五〇四	四、三六四	二一三、六〇五	八、二六六	四、五八一	二、七六二、八四〇
九八、二二七	四〇、二七五	一六、〇八二	五二、三七〇	二一、一七六	七、七九四	四四、八二一	一一、〇〇九	二八八、九六一	一〇、七九三	六、七六四	四、九六六
九三、九七三	七〇、六六五	二二、三七六	二五、六六六	五四、四一八	二八、五四三	五八、一二五	九、七一六	四五八、九六一	一〇、四五六	九、三五	三、一三二、四五八
九四、四九四	一〇〇、九八六	八六、五二〇	一〇四、〇四一	三八、三三一	六九、三二九	五〇、三二〇	七、四六九	八六〇、七八二	一八、九四五	一、七八五	四、〇一八、三五四
四六、一三三	九九、一八〇	一三一、九二九	一一五、二六八	七六、〇二〇	一七四、七七一	八三、九二一	二六、三七五	七〇〇、〇〇三	一七、六九二	一、〇七三	一〇、四〇四、三九七
〇九、六五二	八三、一八九	一三四、〇二六	四二一、三二三	九八、一二三	四九、九六五	五六、〇〇〇	八、七三七	五七〇、三七六	二二、八一七	二、二八二	七、一一六、四五六
八三、〇七一	七七、六〇五	八四、三七六	一一一、一五〇	一四九、三二六	六三、二〇六	七八、五五一	一三、八六三	八九六、九九〇	三一、六一一	?	七、三六四、四四三
〇〇、六〇四	八五、〇七〇	九五、三七九	一九八、七三四	二八、〇七七	一一五、一二四	六九、七九八	五七、一〇五	四〇二、四二〇	一〇、四七六	五一	五、一〇〇、二七〇
五五、二八二	八七、六五七	九三、三七九	一三五、二四二	三九、五七一	三七、〇〇九	七四、〇一七	二二、二九一	三七二、四三九	九、四八五	一八〇	四、九九六、九一二
二二、八八一	四三、六五七	九八、四三五	九七、五二七	四〇、三九一	四九、八五〇	八八、四二二	九、一〇二	四九六、八三八	七、五七〇	?	四、三七八、〇〇三
六二、〇〇八	一五、九一七	六八、六五四	九七、五一八	四〇、三九一	七一、二八一	七七、六二六	二四、一三九	四七二、五七四	九、四二一	?	四、五三六、五八〇
一八、三三三	八七、一三二	六三、三一九	二二九、一六七	五一、七四七	四二、五五〇	二八、二八〇	一一、九〇四	三七四、二七八	一五、六〇五	?	五、二六五、九八〇
九四、三五八	六五、四一五	一六〇、四六三	三二、四四七	三四、一九二	二七、七六一	一三三、八七九	六、四〇三	三一六、七四四	八、二五九	?	五、九五八、四四七
七八、〇四〇	二〇一、七〇〇	八八、一二九	二五七、〇二七	三八、七六二	九二、二六九	九四、一三六	一五、二七九	三八九、四七三	九、四四七	一〇八	六、七九五、八五二
〇八、一七七	四四、九八〇	八四、四七一	二二九、八八八	四七、四四八	一二四、四三八	一三四、三八一	四七、四九二	五四五、七九三	一四、六六四	五三六	七、九六四、六六九
四九、三五六	一五一、〇五七	七八、三九一	三〇九、七〇八	三八、四九五	七六、四四一	一一一、一八四	三三、三八六	四〇八、二一九	一三、一五八	八〇	七、八九七、五五七
	一一一、六九〇	二二八、二二一	一一二、七八八	三八、四九五	七三、五六三	一二一、八四八	一六、六六二	六六〇、二〇二	三七、一五八	九二	七、一七二、九二二
	一二八、三一六	六九二、六三八	三三、九六四	三八、六三六	一四四、二六五	一三〇、一一二	四四、一〇一	九八一、九四六	四一、〇九二	八一	八、七五六、三〇九

第二章 漁業制度

第一款 租税及臨時徵收金

(一) 往古より現今に至る租税等の沿革

蝦夷貢租を納る久矣史を按するに元正天皇の時今を距る凡千百八十年(蝦夷須賀君古麻比留等言ふ祖先以來昆布を貢獻せりと又光仁天皇寶龜十一年(同上)千百十五年)出羽に敕して曰く度島蝦夷久く朝化に懐き貢獻を闕ずと其後(歷世)蝦夷來朝方物を貢すると見えたり然れども古の蝦夷は今の北海道に住する者のみに非ざるなり且つ史乘載する所其詳を知る能はず下つて松前氏に至り永正十一年(同上)三百八十二年(蝦崎光廣(松前氏)始て諸國商船の税を徵收し之を「役取」と稱す天文十九年(瀨田内の酋長ハシコタイン)に西部を知内の酋長「チコモタイン」に東部を管せしめ諸國商船に課して二夷に俸米を給與す之を「夷役」と云ふ是れ松前氏税を收むるの始なり天正中松前慶廣(松前氏)の時東龜田より西熊石を限り松前領とし其他を蝦夷地とし君臣各地を分て之を領す即ち斜里、宗谷、北蝦夷を三場所と稱し邦君親ら統治する所とし其他は漁獵の區域を立て家臣の領地に充て商賈に委して運

上金を收めしむ所謂漁場請負是なり而して商賈は漁場毎に運上屋を建て蝦夷土人と物を交易し又漁夫(山稼)を雇ふて漁撈を勉め其利を收めて運上金を納む故に蝦夷土人は貢租なし運上屋は天明年間の調に依るに東西蝦夷地を通して凡八十あり左の如し

運上屋及會所

西部 關内 白別 太田 太櫓 瀬棚 棄木 島小牧 壽都 歌樂 磯谷
岩内 古宇 積丹 美國 古平 上余市 下余市 藻石 祝津 小樽
石狩 厚田 増毛 苫前 天鹽 宗谷 天賣 燒尻 利尻 禮文 以上各の一
あり
東部 戸井 尻岸内 尾札部 茅部 野田邊 遊樂部 虻田 有珠 繪鞆
幌別 白老 阿廣 樽前 支笏 佐留 新冠 染退 三石 浦川 油駒
十勝 白糠 釧路 厚岸 霧多布 國後 以上各一戸染退十勝は各
右の内東部は寛政の末幕府直轄となるに及んで會所と名け西部は運上屋と稱す獨り石狩は元小屋と云ふ其地十三場所を掌るを以てなり安政の時西部に久遠奥尻忍路高島留萌抜海紋別斜里の八所を加へて關内白別棄木藻石祝津の五所なく東部に山越内振内室蘭勇拂靜内様似幌泉根室八所を加へて遊樂部繪鞆

阿廣染退油駒の五所なし

松前家臣領地の税額は大率金五十兩を以て祿五十石に充つ此其正租にして商賈が雇漁夫より收むる所の方法は二八又は一九等の稱あり二八は十分の二現品を抽き九一は十分の一現品を抽くの類其餘松前領主に土物を納め日用に供給するあり之を指荷役と云ふ又福山江差箱館に奉行を置き沖の口番所を設け全島來去の船舶搭載の貨物に税を課し石役面役等の税目あり又雜稅あり浮小物成不定小物成等の稱あり役金あり冥加金あり又一種の上乗金なるものあり其税目極めて多しと雖も概ね漁業に關せざるはなし而して之を收納するの法亦煩雜にして納稅者の困難殆んど名狀すべからず
寛政の末徳川幕府蝦夷を警衛措置するに及んで松前の苛政を改革し繁を除き簡に就き夷人を撫恤し大に仁政を播くを以て開拓の方針と爲す以爲らく請負人の下支配人番人等ありて専ら現品交易の事を掌る支配人番人の輩争て姦利を爲し己の囊橐を肥し詐偽百出土人を惑すを以て土人日に月に疲弊し皆之を怨望するなりと是に於て漁場請負人を廢し東蝦夷地運上屋を改て會所と稱し官吏自から漁獵の事を管理し漁場に支配人番人を置くは舊に仍る唯其交易物品は官吏立會

其秤量精粗を點檢し詐偽不正の事勿らしむ而して收納の産物は悉く之を箱館に廻漕し拂下となせり此改革の方法は先づ東蝦夷地に實行せしむのにして當時之を御直仕入と稱せり

然るに幕府の漁場受負廢止收税法の改正は數年を出ずして又復舊するの止を得ざるに出つ即ち文化九年九月に及んで官の直仕入を止め再び松前箱館の商估をして請負入札を爲さしめ之に依りて運上金の增收を圖る其漁場十九箇場所にして受負落札の結果運上金壹萬七千四百六拾兩餘を收納するに至る(下に詳なり)

文政四年十二月松前復領東西蝦夷地再び松前の直轄に歸してより漁場請負の法總て舊に復す然れども此時より運上金は家臣之を收むるを廢し悉く藩主に收め以て家臣を養ふ

安政二年二月幕府復た松前藩に命して東西蝦夷地上らしむるに及んで請負法及收税の事一切松前の舊に仍る唯官親ら手を下し蝦夷土人を役し日用物品を給し漁獲物を收むる者は御手漁場(或は御手捌)と稱す是歲及三年に亘り江差、熊石地方の漁民建網の差網漁業に妨害あるを名とし之を全廢せんとを主張し數百人黨を結ひて江差役所に強訴す松前之を制するも聽かず黨衆各漁場に亂入し網を切

り倉を毀つ幕府の官吏其巨魁を縛し尋て奉行所其情狀を審問し三五年を限り建網を許し冥加金一統に付金三兩を收む其後因襲して明治維新に至る(鮭の部附録に詳にす)

明治二年開拓使設置の後諸稅收納の法は概ね舊に依ると雖も運上金の如きは商估漁場受負を廢して直納と爲し海産稅と稱す又沖の口番所を止め函館、壽都、手宮、幌泉、四港に海官所(後稱す)を設けて收稅事務を管掌し三年に及んで石役、面役を廢し港役と爲す四年十二月恩詔ありて北海道出入貨物三年間の稅を免除せられ八年に至りて出港稅を定む而して往時の運上金は三年正月五分の一現品と假定し四月更に令して收稅の法は舊請負人各自の慣習に準據せしむ十三年に及んで物産稅と改稱す故に各郡の稅率參差異同あり十分の一或は十分の二に止らす且つ無稅品に新稅を課したるもの亦少からず收稅の順序及現品検査の法并輸出賣買の取締等各廳示達する所一にして足らず頗る煩雜に亘れり

明治二十年三月勅令第六號を以て水産稅則を制定せられ出港稅并に從來北海道物産稅に關する命令は總て廢止となる

以上北海道水産に關する諸稅沿革の概要とす其詳細は煩冗に涉るを以て松前藩

及幕府の税法と開拓使の税法及現行税法の三段に區別して下文に略述せん

(二) 松前藩及幕府時代の租税其他の徴收金

舊幕府時代(松前藩治及幕府直轄)水産物諸税の收納高及之に附帶する諸收入金高を調査せんとするも官私の記録散佚して之を明詳するを得ず然れども奉行の手記若くは現存の舊記諸書に就て之を見るに大約左の如し

(一) 金七千三拾三兩貳分

文化元年收納

外に錢千七百四拾壹貫四百三拾四文

右は「丙辰雜綴」と云へる公文抄録中に在り丙辰は安政三年なれば奉行所の記録中の一なるべし

(二) 金壹萬七千四百六拾兩

文政九年同上

右は「文化雜記」に記する所にして九年東地請負入札法を行ひし時十九ヶ場所の總計金高にして西地の分は詳ならず是れ松前藩の諸制度記録の存するものなきに由れり同藩は古來事を秘し之を他に示すを嚴禁す獨り收納の事に止らざるなり

(三) 金貳萬千貳百五拾壹兩ト永百貳拾五文

文政年間同上

運上金其
他の收入

同上の二

同上の三

同上の四

右は文政初年の調にして文政年間御用留中に記せり

(四) 金壹萬九千三百貳拾壹兩三分ト永百文

嘉永六年同上

右は「箱館奉行御用留抄録」松浦兵庫守筆記中に在り

金貳萬千貳百拾兩貳分

運上金

金千八百兩

越年役金 安政年間同上

金五百兩

貳分積金

同上の五

合計金貳萬參千五百拾兩貳分

右は「手留」と記する安政年度官吏の公文抄録中に記載するものなれども又同年の「諸御用留」に記する一書には金貳萬千貳百拾兩貳分外積金五百兩とあり越年役金を除きたるものなり

金九千五百四拾九兩三分ト永百文

一東四北三十三箇場所
一越年運上金

外金七兩

隔年納

金三千九百六拾四兩貳分ト永五拾文

同上別段上納金

金二千五百兩

石狩御直場御收納金

但御直捌場所に付漁事に寄り増減あり

同上の六

金貳千四百兩

西蝦夷地割冥加金

但網敷の多寡に由り増減あり

金壹萬六千六百拾兩ト永三拾九文

沖の口諸役錢
去申の年一ヶ年收納高

但年々増減あり酉年分未だ勘定出來せず

合計金貳萬五千三拾壹兩壹分ト永百八拾九文 文久二年豫算

右は文久二年奉行上申の豫算調よにして箱館奉行の節諸留せつしよと云へる杉浦兵庫頭手控中に在り

金貳萬九百三拾壹兩三分ト永三拾貳文三分

東地分收納

内 金壹萬四千九百七拾壹兩壹分ト永貳百四拾文三分

御料分

内 金五千九百六拾兩壹分ト永四拾貳文

私領分

内 譯

金八千四百五拾九兩ト永百文

運上金

内 金三千四百貳拾壹兩貳分ト永百文

御料分

内 金五千三拾七兩貳分

私領分

金貳千八拾九兩貳分ト永百八拾貳文三分

別段上納金

同上の七

(七)

内 金千六百六拾六兩三分ト永百四拾文三分

御料分

内 金九百貳拾貳兩三分ト永四拾貳文

私領分

金九千貳百三拾三兩

御料増運上金

金千兩

御料冥加金

金百五拾兩

「シヨタン」島同上

金四萬百貳拾七兩三分ト永五拾五文六分

西及北地分同上

内 金貳萬八千貳拾五兩ト永九拾六文七分

御料分

内 金壹萬貳千百貳兩貳分ト永貳百八文九分

私領分

内 譯

金壹萬千六拾貳兩貳分

運上金

内 金七千三拾七兩貳分

御料分

内 金四千貳拾五兩

私領分

金七拾壹兩

鯨場運上金

内 金七兩

御料分

内 金六拾四兩

私領分

金四千百三拾壹兩三分ト永五拾四文八分

別段上納金

内 金貳千九百八拾兩貳分ト永九拾六文七分

御料分

内 金千百五拾壹兩ト永貳百八文壹分

私領分

金四百三拾壹兩ト永八分

私領増運上金

金七千四百三拾壹兩貳分

増運上金

内 金千兩

御料分

内 金六千四百三拾壹兩貳分

私領分

金壹萬七千兩

御料冥加金

東四北 合計金六萬千五拾九兩貳步ト永八拾七文九分

以上 慶應二年同上

右は、箱館奉行の節御用諸留前同人筆記に在り而して御料とは幕府直轄地の漁場請負より収入するもの私料とは左記の諸藩を云ふ

現今の渡島國

松前藩

松前伊豆守

白老、十勝、厚岸、根室、國後、擇捉

仙臺藩

松平陸奥守

標津、斜里、紋別(但し手捌)

會津藩

松平肥後守

増毛、宗谷、利尻、禮文

秋田藩

佐竹右京太夫

濱益(但し手捌)留前、苦前、天鹽

庄内藩

酒井左衛門尉

禮文、華、繪鞆、幌別

南部藩

南部美濃守

島收、壽都

津輕藩

津輕越中守

金五千三百三拾壹兩三分ト永拾壹文九分

安政六年

金壹萬千七百四拾五兩二分ト永百貳拾壹文壹分

萬延元年

金四千七百五十六兩ト永貳百四拾九文五分

文久元年

(八) 金六千六百六拾五兩二分ト永五拾九文五分

同 二戌年

金壹萬貳百八兩ト永拾貳文三分

同 三亥年

金貳萬三千七百六拾八兩ト永貳百壹文六分

元治元年

金三萬貳千七百九拾兩三分ト永貳拾貳文九分

慶應元年

右は杉浦氏の雜録中收納の部に在り前文(四)乃至(七)と符合せざるものあれば

も暫く記して參考に供す

(九) 金壹萬九百貳拾兩三分

西地及北蝦夷地運上金

金四百四兩三分

同上差荷上乗金

同上の九

同上の八

東地運上金

金壹萬九千三百貳拾壹兩ト永百文
合計金三萬六百四拾七兩壹分ト永百文

右は嘉永安政年間の運上金調として幕吏佐藤某の筆記中に記載する所なり
嘉永何年なりや詳ならず録して他日の参照に供す
安政中建網を許し一統に付金三兩の冥加金を取立たる時各地の收納内譯は
箱館奉行御用留請證文の寫に據れば左の如し

金七百八兩壹分	ヲ	タ	ス	ツ
金八百七拾八兩貳分	イ	ソ	ヤ	
金千貳百九拾九兩貳分	イ	ワ	ナ	イ
金千七百貳拾兩三分	フ	ル	ウ	
金貳千百貳拾六兩貳分	ヨ	イ	チ	
金三千貳百五拾六兩壹分	フ	ル	ビ	ラ
金千六拾七兩貳分	ビ	ク	ニ	
金千三百壹兩貳分	シ	ヤ	コ	タ
金千七百拾三兩三分	ヲ	シ	ヨ	ロ

慶應二寅年

同上の十

金千拾五兩
金千九百拾貳兩貳分

計金壹萬七千兩

タカシマ
アツタ

以上の外諸書に散見するもの大同小異にして増運上金の如きは其収入金を仕拂
ふべき費途を區別せるが如し元治元子年奉行の伺書中蝦夷地増運上金合計壹萬
貳百三拾貳兩の仕譯を記し金四千兩瀛船神速丸仕賄見込、金千兩郷兵取立仕入用
見込、金千兩病院仕賄見込、金千兩市中諸入用救助筋見込、金貳千五百兩非常御備大
小砲彈藥其外見込、金七百三拾貳兩蝦夷地救助筋見込、と記せり故に専ら臨時邊海
防備等の費用に充てたるを知るべし

漁場請負人が漁業上得る所の利益は果して何程の割合を占るや明治以前の情況
詳ならずと雖も年々上納する所の運上金若くは冥加金若くは差荷役等種々の名
義を以てするもの實に尠少にあらざるなり加之漁場請負人は五年七年乃至十年
等年季を定めて請負を許可せられ年季満ち更に請負を許可する場合には運上金
又は冥加金を増加するの例少からず否らざれば冥加として米穀を献上する等の
事あり請負人の義務啻に此に止らざるなり幕府内外に事ある時或は松前藩用度

請負人の
負擔

の不足を告ぐる時献納金を申渡し一時に萬圓以上の上納を爲さしむるとあり又豊漁相續き請負人利益を得る多しと認むる時は臨時別段上納金を爲さしむるあり請負人の負擔實に重と云ふべし其一二例を左に掲ぐ

萬延二百年二月東西蝦夷地請負場所大率年季明となる請負人一同申合更に向七年間請負を請願し許可を得是時請負人一同恩典に報ゆる旨趣を以て五ヶ年を期し米三千俵を献納せんとを出願す官其奇特を嘉納し許可を與ふ各請負人負擔の米代金等左の如し

金	員	米	石	數	請負場所	請負人名
金七拾五兩		貳拾三俵八分六			虻田	和田屋 茂兵衛
金百五拾兩		四拾七俵七分三			新冠	濱田屋 佐次兵衛
金五百六拾兩		百七拾八俵一分八			釧路	米屋 喜代作
金千四拾八兩ト永六百文		三百卅三俵六分三			靜内、浦川、様似	萬屋 專右衛門
金百五兩		三十三俵四分六			有珠	和賀屋 宇兵衛
金四百五拾兩		百四拾三俵一分八			沙流、勇拂	山田屋 文右衛門
金六百八兩		百九拾三俵四分六			幌泉	杉浦 嘉七

金百三拾兩		八拾貳俵七分二			山越内及紗那	伊達 林右衛門
金百三拾兩		右に包含す			右に包含す	栖原 小右衛門
金三百拾兩		九拾八俵六分三			三石	小林屋 重吉
金四兩貳分		壹俵四分三			繪鞆	惠比須屋 半兵衛
合計 金三千五百七拾壹兩 永六百文		千百三拾六俵貳分二			以上東地分	
金貳百六拾兩		八拾貳俵七分二			拔海、網走	藤野 喜兵衛
金六兩貳分		二俵〇七			久遠	石橋屋 松兵衛
金三百七拾兩		百拾七俵七分二			太櫓、厚田	濱屋 與三右衛門
金六拾五兩		貳拾俵六分八			瀬柵	古畑屋 傳十郎
金四百拾兩貳分		百三拾俵六分一			磯谷、歌棄	佐藤 榮右衛門
金五百拾五兩		百六拾三俵八分六			岩内	仙北屋 仁右衛門
金百九拾七兩		六拾貳俵六分八			古宇	福島屋 新右衛門
金三百九拾六兩		百貳拾六俵			積丹、美國	岩田屋 金藏
金八百八拾七兩		貳百八拾貳俵二分二			古平、小樽	惠比須屋 半兵衛

金五百三拾三兩	百六拾九俵五分八	余市	竹屋 長左衛門
金六百廿七兩貳分	百九拾九俵六分五	忍路、高島	住吉屋 准兵衛
金千五百六拾兩	四百九拾六俵三分五	北蝦夷地	伊達 林右衛門 栖原 六右衛門
金三拾兩壹分	九俵六分二	奥尻	荒屋 新右衛門
合計 金五千八百五拾七兩三分	千八百六拾三俵七分六	以上四地及北蝦夷地	

總計金九千四百貳拾八兩三分ト永六百元

此米貳千九百九拾八俵九分八厘金百兩に付三拾八俵八分一厘七毛

慶應の初徳川幕府兵を出して長防二國を征するや軍資欠乏内地諸民に諭して軍資を献せしむ松前箱館等の請負人商估も亦此献金の示達を受け忍路高島請負人住吉屋准兵衛金貳千三百兩、美國積丹同上、岩田屋金藏千五百兩を初とし請負人各自多きは千兩以上少きも數十兩の金を献したりしかば亂平て後普賞を蒙れり(請負の部参照)

慶應二寅年蝦夷地開拓の用途多端に付漁場請負人に命して更に冥加金を上納せしむ當時奉行の評議書なるものを見るに其旨趣を知るに足れり左の如し

○西蝦夷地「クドウ」外三ヶ場所運上金の外別段冥加金上納申渡候儀申上

候書付

杉 浦 兵 庫 頭

冥加金増
加の事由

東蝦夷地「ユウアン」より西蝦夷地「ナスツ」外拾ヶ場所の儀近來打續相應の漁事も有之出産物者格外相庭引上り請負人共利潤不少是迄の運上金にては事實に於て相當不仕候に付去丑年前五ヶ年荷物出産高平均算計仕候處莫大の利益に相當り候に付是迄相納候運上金別段上納金の外壹萬八千兩當寅年より請負年季中上納申渡右の外西蝦夷地「クドウ」「フトロ」「セタナイ」并に「ヲコシリ」島の儀は小場所にて漁業高も格別相劣り在來の運上金も聊の儀に付相當の冥加金上納可致旨申渡候處其頃漁業最中にて銘々請負場所へ出張罷在候間上納辻取極め申立度段代りの者より相願候に付承置き其段當四月中小出大和守より申上置候處此程取極め銘々申立候員數左の通

- 一金四拾五兩 シ ト ウ
- 一金貳拾兩 フ ト ロ
- 一金三拾五兩 セ タ ナ イ
- 一金貳拾兩 ヲ コ シ リ

右の通上納仕度段相願候に付篤と取調候處近年漁業出増候とは乍申右四ヶ所

の儀は至て小場所にて素より員數も差定り候程の儀にて不相當にも無之候間願の通當寅年より上納申渡先般申上候壹萬八千兩の口へ差加へ田畑開墾山道切開北地御用途其外都て御開拓筋へ遣拂候積りを以て別口に備置き追々見込取行候心得に御座候右は立會御勘定方御目付方へも申談此段申上候以上
寅九月

○冥加金分割高 (慶應二寅年三月願の通許可)

金千兩	勇	拂	金七百八兩壹分	歌	乘
金八百七拾八兩貳分	磯	谷	金千六拾七兩貳分	美	國
金千貳百九拾九兩貳分	岩	内	金千三百壹兩貳分	積	丹
金千七百廿兩三分	古	宇	金千七百拾三兩三分	忍	路
金貳千百廿六兩貳分	余	市	金千拾五兩	高	島
金三千貳百五拾六兩壹分	古	平	金千九百拾貳兩貳分	厚	田
合計	金壹萬七千兩				
金八兩	瀬	棚	金三兩	與	尻
金五兩	太	櫓	金壹兩	久	遠

昔時の税目及解説

合計 金拾七兩

以上の金員奉行申立と少く差異あるは實際取調減少せしものなりと云ふ

○租税其他徴収金科目及徴収法

- (一) 運上金 各漁場請負中年々定例として上納するもの即ち正租なり連年不漁或は天災の爲め非常の損失を蒙りたる時等には其幾分を免除し又は若干年全免するとあり
- (二) 増運上金 各漁場年季明け更に若干年請負を願出許可を得るには運上金上納の増加を申立る例多し又年季中豊漁續き利益多しと認むる時は官特に三ヶ年乃至五ヶ年の收獲高を申立しめ之に準據して運上金の増加を命ずることあり
- (三) 夏場運上金 「小樽其他に例あり夏漁特に之を上納するものにて普通の運上と殊別せり
- (四) 別段上納金 初は「仕向金」と稱し後に別段上納金と改む安政三年東西蝦夷地受渡の後箱館奉行より伺書を幕府に出し仕向金は私領の時の名稱にして穩當ならず故に別段上納金と改稱し箱館蝦夷地除金に組入れ急難夫食非

- (五) 常手當に充つる云々とあり
仕向金 松前藩の時運上金の外に請負人若干金を上納し松前藩に納め各場所々々勤番手當に配分する者凡六千三百兩あり各藩領地は慶應年間まで此名義を存す
- (六) 差荷役 松前藩主へ土産を献し日用に供するを「差荷」と云ふ之を代金納となすなり
- (七) 上乘金 運上金の外に之を納む文政以降各所にあり官吏上乘役の費途に充て上納するものを云ふ
- (八) 夏場上乘金 夏漁のみに對す上乘金なり
- (九) 秋味冥加 前記運上と名異にして實同し例へば余市の如き安政以前に「冥加」と稱し慶應に至り「運上金」と稱す冥加金は未だ正租とせざる時の稱なるが如し
- (一〇) 川運上金 文政中「余市」に此例あり秋味運上の一なり
- (二) 秋味運上金 鮭に對する運上金にして特に此税目を掲ぐるもの「余市」「忍路」「古平」其他處々に在り大抵秋味各漁場出産高を概定して運上金を徴收し之よ

- (三) り増加すれば何兩を納むべしと規定す
秋味釜運上金 鮭に課する一種の運上金にして文政中「天鹽」に此例あり秋味運上金と并に上納せしむ
- (三) 秋味上乘金 鮭に對する上乘金なり
- (四) 秋味立船冥加金 定例鮭積取船の外に若干艘を増加する時冥加として上納す文政中「留萌」等に此例あり
- (五) 秋味釜役金 鮭に對する一種の運上金なり
- (六) 鱒場運上金 鱒漁のみ特に上納するものにて西海岸漁場處々に在り隔年納のものなり慶應中「石狩」「留萌」「苫前」等はなり
- (七) 鱒冥加金 運上金との區別は前記秋味の解説と同一「磯谷」「高島」「小樽」等文政年間此例あり
- (六) 鱒網釜運上 鱒漁に課する一種の運上金にして嘉永年間「留萌」其外に此例あり隔年納とす又「天鹽」慶應年間「鱒場釜役金」あり鮭釜役金と同一
- (五) 鱒場上乘金 秋味に同一
- (四) 鱒冥加金 鱒漁に對し冥加金を上納するなり「鉏路」「磯谷」等に此例あり

- (三) 雜魚冥加金 雜漁に對する冥加金にして「磯谷」に此例あり
- (三) 海鼠引冥加金 海鼠引漁に對する冥加金にして「天鹽」「増毛」「積丹」等に此例あり
- (三) 現品上納 一種の現品税なり文政中、小樽内漁場請負鹽鮭十束、岩内同上、鹽鮭八十束現品上納の類此なり
- (三) 積金 運上金の貳分に當る金を積金とす各場所に在り
- (三) 救助米 文政年間、留萌に此例あり多く見えざと雖も運上金外特に上納せしものに係る

以上は、専ら東西蝦夷地に行はれたる租税及種々の收納なり

- (六) 鮭役（砂原より野田迄） 持符船一艘に本役を收む 金二分 一船四百束本役
- 半役 唱へ船數に應じ收む 金壹分 一船二百束
- ホツチ役 錢六百文 一船百束
- 小役 錢 右様は人毎戸に收税す 錢三百文 一船百束
- 判錢 其名主頭取免小頭 錢百一文 一船百束
- 保津船一艘役金一分 乘込は二人安政六年四月八日まで乗組を許し

- (七) 三半船壹艘役金貳分 同乗込 四人七人迄
- 乗替船一艘役金三分 同乗込 六人十人迄
- 團合船一艘役金壹兩 同乗込 八人十五人迄
- 以上四項別に定の小役錢を納む
- 中遣船一艘役金壹兩壹分 乘込人の外便船二人免除安政六年より幾人にて乗込を許し役金一人二兩乘船役一貫二百文
- 同上

箱館、尻澤邊、龜田、有川、戸切地、三ッ谷、富川、茂邊地、當別、三ッ石、釜谷、泉澤、札刈、木古内、下湯の川、錢龜澤、石崎、各村生鮭一九貳百尾、錢拾貳文○安政四年、鮭建網許可の後別に冥加として壹割を取立るとに定む

但毎年四月村役人回村し五月中之を集納す

- (六) 濱役七駄（金納一駄）
- 家役拾三駄（同八十文上）
- 菓子昆布一駄現品納
- 但家役拾三駄半は本役なれども貧困者は斟酌を加ふ

濱役四駄鹿部は百一駄五十文
 家役拾三駄半其一駄八十文
 菓子昆布一駄同上

但安政二年より時宜に依り一駄八百十二文代錢を許す御上り昆布一把
 (現品代五百二十文圖合及三半船願にて御役昆布并自分取昆布共に積入
 難破船皆無なれば役錢を免除す)

小安の汐首より鹿部迄稼人毎戸判錢百一文を收む村役人は免除(名主頭取
 小頭まで御上り菓子家役判錢とも免除其他年寄村會所は家役判錢免除)

濱役四駄每一駄銀八十文
 家役十三駄半同上

但安政五年十二月森尾白内兩村々號を付す故に西村年寄役の家役を免
 除す

圖合船一艘役錢一貫貳百文
 三半船一艘同上九百文
 持符船一艘同上六百文

有川、戸切地、三ッ谷、富川、茂邊地、當
 別三ッ石、釜石、泉澤、札嶋、木古内

中遣船以下一艘錢百二十文

但此一項は福山、江差、箱館、近傍へ出稼を爲すものは船切手錢として納む
 るなり

(元)

翫冥加金

大網壹枚に付金四兩つゝ

中網同 上金貳兩つゝ 六個場所

小網同 上金壹兩つゝ

右小安、戸井、尻岸内、尾札部、白尻及鹿部、砂原及鷺ノ木、野田追に限り課し文政
 五年收納帳に依るに收納期も各地同しからず又夷人歩役と村割との二様
 あり左の如し

小安 金七拾兩 内金六拾兩村割金拾兩年々豊凶により不同

戸井 金四拾五兩 内金參拾兩村割金拾五兩同上

尻岸内 金百五兩 内金五拾五兩村割金五拾兩同上

尾札部 金百五拾兩 内金卅五兩村割金拾貳兩貳分夷人歩役其他前同上

白尻 金百四拾兩貳分 内金貳拾五兩村割金拾貳兩貳分夷人歩役其他

鹿部 金四拾兩貳分 内金貳拾八兩貳分村割其他豊凶に由り同し

同上
からず

鷺ノ木、砂原 金三百五拾五兩 村割なく出荷物より五歩の役取立

野田、追 金四拾兩 内金三十二兩村割其他豊凶に由り同しからず

(三) 蝦夷地初船役

右は何の場所を問はず春一番に蝦夷地に下る船は「初船役」と唱ふる初船艫役を納め其餘は何艘下るも「後船役」を收む但秋味鮭を箱館へ廻漕する者及直驅は初船役を納む

役錢の區別は二人乗六貫四拾文(斗百二十文常燈錢二貫八百八十文米錢五百四十八文丸太三本二貫)三人乗以上十七人乗迄乗込の増加毎に役錢從て増加す(以下零す)

蝦夷地初船定 一場所に付船一艘

右は制限あり其年の景況に依り大小船を定めたるが如し、沖の口廉分帳には左の如く記せり

- 四人乗二百石以上 山越内、虹田、有珠、檜、白老、幌別、佐留、新冠
- 五人乗三百石以上 勇拂、三石、静内、蒲河
- 六人乗五百石以上 幌泉、十勝
- 八人乗七百石以上 釧路、厚岸
- 十一人乗千石以上 根室、國後、擇捉

(三) 蝦夷地後船役

右は第二番以下の下船に課す其役錢區別「初船役」と同一ならず二人乗三貫六百文(斗百二十文常燈錢二貫八百八十文米錢四)にして六人乗十七貫七百六十文迄増加區別し其以上十七人乗迄同一とす

(三) 役人足

此以下六項は初船、後船役の課税なり
五人乗迄は船頭水主共一人より五人を出す(即ち合十人)人足一人は錢二百五十文○六人乗より十人乗迄船頭は人足一人水主は一人より人足五人を出す該人足は初船役に限り之を收め後船役は除く○或は云ふ夏場所かきま船は役人足實錢として一人錢二百五十文を收むと併せ記して参考とす

(三) 役錢

(四) 二人乗 十文 二百二〇 三人乗 十文 六百〇 四人乗 十文 七百八〇 五人乗 十文 九百六〇 六人乗 十文 一千一〇〇 七人乗 十文 一千四百〇 八人乗 十文 一千七百〇 九人乗 十文 二千〇〇 十人乗 十文 二千三百〇 十一人乗 十文 二千六百〇 十二人乗 十文 二千九百〇 十三人乗 十文 三千二百〇 以上

(五) 五人乗迄一人 四升二斗 〇 六人乗以上一艘 斗二升七 但一石は錢六貫文 〇 松前にては上等米價時相場の貳割下けを以て代錢を收む
常燈錢 或は棒杭料

(六) 二人乗より五人乗迄一艘 十錢百二 〇 六人乗以上同上 十錢百八 初後船皆收む 〇 棒杭料 五人乗迄水主一人 十錢百二 〇 六人乗以上一人 十錢百 從前は問屋の受用せしものなるを改て役錢の部に加ふ
役丸太

(七) 二人乗より十七人乗迄一艘 十錢百四 但木數三本一本錢百八十文 〇 松前地方にては一本錢三百文 初船役のみ之を收む 〇 江差港は檜寸甫方言にて其義詳ならず 丸太二ツ割或は四ツ割を云ふ 一丁二錢十 一丁は一丈六寸丸太二ツ割の上長三ツ切にし小數六本合せて一丁と云ふ 檜寸甫一丁 十錢八 古來習慣

(八) 判錢にて船積の時冥加として收む
二人乗より十七人乗迄一艘 十錢百八 初後船共に收む 〇 江差港にては判錢一艘 十錢百

(九) 後船役錢 二人乗より十七人乗迄初船役と同しく收む
後船穀役米 二人乗より五人乗迄役米 初船役に同し 六人乗より十七人乗迄二石七斗二升 此錢拾三貫 〇 六箇場所貨物裝載の船役錢 收納の法 地船を雇ひ回漕する者は船の大小に拘らず小廻と唱へ判錢百一文を收む 他船を雇ひ回船する者は大小に拘らず蝦夷地初船役を收む

(十) 鹽役 福山港に限り之あり 諸廻船は一人四百八十文 并に切手錢百文 乘組人數に應し 收納す

(十一) 切手判錢

(四) 箱館松前の者六箇場所へ鯡、昆布、稷の爲め入港し又は市在の者他國へ赴き又は旅人歸國する者共切手を授け判錢每人錢百一文を收む

(三) 二分口錢 毎月十日廿日晦日三回問屋小宿より上納す
諸船入港出港の際積入貨物目録を以て届出れば官吏其船を検査し官の帳簿に記し毎月十日二十日晦日の三回納屋帳簿と對照し船手より買價の貳分又出港貨物は該地の時價を以て賣價の貳分を收む嘉永五年三分と改め文久二年に至り期滿ち復舊二分と爲すべき筈なりしが松前藩用度多端の爲め尙ほ三分を收むる旨違あり

(二) 三分口錢 毎年十二月上納す
長崎俵物、昆布、煎海鼠、干鮑等俵物方へ賣上の代價の三分を收むるなり
有川外四村二分口錢

(一) 有川、戸切地、當別、札、荻、茂邊地、五村前濱、投錨の諸船より米酒買入又は各村より鯡并鯊賣出したる金高より二分口錢を收む嘉永五年正月三分口錢と改む
十勝場所三分口錢

(癸) 十勝場所鯊漁の頃烟霧の爲め船を出す能はず腐敗の恐あるを以て鹽鯊とし又鯊も不漁にして鯊鯊を合裝し直驅せんとする者は其場所官吏へ届出額内鯊より二分を扣除して鯊に加へ時價を以て鯊口錢出入共四分を收め鯊は場所入口錢のみ二分を收む嘉永五年正月三分口錢と改む
擇捉場所七分口錢

(甲) 擇捉場所貨物裝載の船年々二回之を遣ると雖も擇捉は僻陬難海の地なるを以て晩秋に至り開帆する能はざる者内地へ落船すべきは豫め許可を得て該船積石送狀の額を以て出入口錢四分に貳分を加へて口錢六分を收むるを例とす嘉永五年正月一分を増し七分口錢と改む
出油役 四斗入拾貳挺金壹兩

(乙) 從來の仕來を以て錢相場に拘らず通用金壹兩を以て四斗入拾貳挺と定め役金を收む當時壹兩に付錢六貫八百文一挺は錢五百六十六文六分餘に當れり○各地より入荷のもの三割五分を免除したりしが天保六年以來特に五分を免除す○箱館近在并に六ヶ場内より出油するものは地油と稱し免除せず

(四)

場所稼方役

男一人三百文
女一人三百文

松前住民西蝦夷地出稼の時切手銭として男女とも一人銭百文越年の時は禮銭男一貫二百文女其半を收む○蝦夷地稼方役の者稼方役一貫二百文完納の後場所より箱館へ戻り其年内再ひ他の場所へ移り出稼の者は切手改寫を付し判銭百一文を收む○番人出稼役銭は其年八月中に場所へ下る者は其年の役銭を收め九月より十二月晦日迄に下る者は其年分は免除す○旅人逃亡すれば引受問屋并問屋頭取名主加印して届出引受問屋國內を搜索し尙ほ知れざるときは何れの地に潜み悪事を爲すも引請取扱旨問屋頭取名主加印し請證文を出さしむ但問屋引請の旅人籠旅屋より報道する者は旅籠屋并引請宿名主加印し届書并請證文を出さしむ○諸國より來る出家社人は役銭免除從僕は歸國の時判銭のみを收む○同上醫師は役銭を納む○船頭水主内地より來り松前並に江差に赴き或は他船にて歸國するものは判銭百一文を收め切手を交付す○箱館市中並に在々六箇場所の者近場所へ爾引筒船一艘乗組人二十五六人より三十人迄漁業の爲め赴く者は筒船役一艘一貫九百二十文大網一放稼方二十人役小網一放十一人役

と定め稼方役一人一貫二百文を收め其他地雇増人数の分は一人百一文判銭を收む

以上の内(第三〇)より以下一九項は松前藩治の時箱館福山江差の三港に沖の口番所を設け課税徴收せし者にて明治以後の輸出入税及出港税も其性質稍々同一なり此他沖の口の諸役銭に諸船面役(半面役本面役)帆形役諸船船役(二番船役及三分)箇物二分口銭等の如きは皆漁業と關係あれども直接の關係なき故此に省く又合船役作事役流木薪役伐木役酒役諸職人役錢鍛冶役錢旅人入役旅人越年役も多少漁業と關係あり要するに往時は全島の商工業皆漁業の爲めに起り船舶の出入旅人の住還悉く漁事に關し其取締を爲し又役銭を收納する等漁事に原因せざるはなし

慶應三卯年二月に至り箱館奉行杉浦兵庫頭上申して沖の口諸役銭を免除するを請ふ其要旨開港以後二重税に當り穩當ならずと云ふに在り

(四)

寄郵運上

幕府の時之を定む函館近傍は三分の二を運上とし三分の一を村民に下付す

(五) 建網冥加金 一統に付金三兩

(四) 安政年間より徴收す(前に詳なり)

(三) 建網鮮漁小役

圖合船一艘永百十一文八分三半船同永七十八文ホツチ船同永五十三文此役錢は鮮漁小船より收むる所の役錢にして下差網小役も亦同し

(二) 差網鮮漁小役

磯舟一艘永二十三文五分ホツチ船同永六十四文七分三半船同永九十二文六分圖合船同永百三十五文三分

(一) 鮮漁建網釜薪税

十分の一を金納時價を以て之を收む以上明治以前漁業者が直接又は間接に負擔したる所の義務なり余が總論に述る所と参照せば往時請負人の負擔輕からずして其利を得る多きも出す所亦甚た多しと云ふ是なり余は之より明治年代の税則を掲げて参照比較する所あるべし

(三) 開拓使以降の租税及徴收法

明治維新開拓使設置以前の税則は總て舊幕府の習慣に依り改廢する所なかりし明治二年七月開拓使を置かれてより凡百の制度更革す乃ち九月十七日松前港に

開拓使以降の税目

於て從來西蝦夷地船運上徴收を廢し自今函館、幌泉、壽都、手宮の四所に於て軍艦を除くの外運上を收むる旨布達あり十二月に及んで該四港海官所規則及税員定則(下文税目に詳なり)を定め三年正月より實施する旨を布達あり○九月漁場受負廢止と共に運上金受負上納を廢止し運上金を海産税と改め居民直納と定めらるる三年四月諸税徴收方法は舊に依り物産出石高を査し各其現物を徴收せらるる○十月西部諸郡は人民蕃殖漁利多きを以て二割の税を課し東部及北見國は人烟稀少産物多からず仍て將來人民蕃殖に従つて西部に比例し税を課すべきとを稟申し許可あり○十一月(布)東地移住民收獲産物税則を定め總て現品税を徴收す但非常薄漁の時は其幾分を減ぜらる

四年十二月開拓の業を盛大にし人民物産蕃殖土地潤澤の爲め特旨を以て五年より七年に至る三ヶ年間外國貿易を除くの外海關輸出入税を免し港役及船税のみを課する旨達あり

五年正月北海道は邊海懸隔の地にして政化も自ら遠く人民物産も蕃殖致兼候處己巳の兵燹に罹り猶又多少の困難を請け自然生營窘苦なるに由り今般全地更に開拓使管轄諸事御委任被仰付殊に衰微を御哀恤被爲在格別の朝旨を以て當申

年より成年まで三ヶ年の間外國貿易の外海關所輸出入品總て免稅被仰出たり然る上は全道の人民非常の天恩を奉戴し銘々其業を勵み生産繁殖ならしめ土地次第に潤富に及び御趣意貫徹候様精々心掛べしとの布達あり○二月海關所規則更正の布達あり

六年五月開拓使稟申し自今新增の諸稅は定額金交付年限中本使限り收納するの裁可あり

七年一月漁場昆布場自費新開は其年より二ヶ年間物產稅を免し營業の難易收獲多寡を審査し第三ヶ年目より相當の稅を課し地租は地所規則に準せしむ○十二月同上免除期限を改め初年より五ヶ年免稅し其翌年より開業の難易收獲の多寡を審査し隣並の比例を以て相當の稅金を課すと改む

八年二月(號布十四)北海道諸產物出港稅則并に各港船政所規則を定められ四月以降礦屬及穀類麻蘆卵紙生糸器具を除くの外諸產物輸出は出港稅として原價百分の四を課す

九年一月北海道漁業專用船稅免除の裁可を經尋て布達あり○三月去歲雜稅廢止の公布あり當道海產諸稅中にも廢稅目の中に入るものありと雖も當道諸稅は府縣

の正租と等しきを以て其一二を廢すれば漁稅一般に影響す依て舊に依り徵收の儀開拓使の稟申あり裁許せらる○七月(號布第六)漁業一途に用ふる船に限り除稅となる○九月開拓使本廳海產物検査及收稅規程を設け各分署に令して實際施行の適否を諮問す○地租創定順序心得を定め實地を丈量す○十二月北海道地所規則漁場昆布場除租滿期の箇所は六年公布地租改正條規に準すべきも開拓移民勸誘の爲め開拓使限り地租當分の内地價百分の一に定め漁場昆布場は來十年より收稅し其他各種の地所は除租期滿るに従ひ徵收の儀開拓使上稟裁可を經是月廿八日第百六十一號を以て布告あり

十一年四月本廳全道海產稅改正案を製表し各郡衙に諮問し意見を徵す○五月漁場昆布場自費新開は五ヶ年間免稅と定めしも開業の際斷岸を鑿り海汀を埋め河底の流木を除き或は自然の地形に由り其開設難易漁獲多寡等頗る徑庭あるを以て自今實地精査更らに二年乃至五ヶ年の稅を免す全國府縣へ布達あり○九月漁民海產物納稅を免れんが爲め検査前竊に賣却し又は賣却せんと謀る者律に照し處斷の上該物品悉皆沒收又は賣代金追徵但該犯の者他より訴出る者は沒收品代價の半額を與ふべしと布達あり

税金収入の總計

以上は沿革の大略にして其詳細を記述するは極めて冗長に亘るを以て下文に札幌函館根室各廳に就て沿革を記し税率の大略を表記して参考に便にす而して明治の初より物産税及出港税等は何程を徴收したるやを見るに凡左の如し

年 別	物 産 税	出 港 税(圓位に)
自二年九月 至三年十月	一五五、三四七	
自三年十二月 至四年十二月	三五四、六四〇	
五年	六二、〇四九	
六年	三八一、五五八	
七年	三一八、〇五七	
自八年一月 至同年六月	一六五、〇一一	
八 年 度	三四二、五二六	一三九、七六九
九 年 度	三八四、五八三	一一九、四八四
十 年 度	三六一、一二〇	一二一、二五〇
十一年度	五〇九、五九五	二〇二、五六七
十二年度	八一三、四一六	二八五、九三六

物産税

以上物産税及出港税を合計すれば無慮千四拾萬八千三百二十圓にして是皆明治以降漁業者其他が負擔したる租税なり左に物産税以下税目及沿革の畧を記す

(一) 物産税 初海産税と稱し十三年七月物産税と改む

(開拓使札幌本廳及札幌縣管下) 明治三年五月後志國美國郡鯨絞粕流失に付税六石を免除す(此類年々多し下皆零す)○石狩國收獲物産の内一割を手當として官吏漁場取締等に分配するの例を改め官吏配當を廢す○四年二月札幌郡鯨魚漁業税を免し捕魚を郡外に賣るを禁ず○三月小樽高島兩郡の

十三年度	八九九、〇八六	三三五、四六二
十四年度(自十五年一月)	八一七、八三六	二八八、八四四
十五年度	四〇六、四九〇	二三一、二五六
十六年度	四七三、八一八	一八二、四七六
十七年度	四六八、二六九	一三七、九〇八
十八年度	五二二、二五八	一二六、〇二六
十九年度	六一一、四〇〇	一九〇、二八三
合 計	八、〇四七、〇五九	二、三六一、二六一

税率を改正し又西部諸郡鯨收税検査方を定む○八月西部諸郡海産物検査
 收税の際出石高隠匿の弊あり因て検査法を厳にし若し犯すものあれば定
 税の二倍を課す○五年正月天鹽國天鹽、増毛、留萌、苫前四郡北見國枝幸、宗谷
 禮文、利尻四郡海産税則を定め函館松前兩港立相場を以て金納とし春漁は
 七月夏秋漁は十月二季に收納し新開漁場は三ヶ年間五分の税を課す但北
 見國四郡は初年より三年間免税す○五月布達日高十勝兩國鯨、鱒、キナッポ
 魚油鮫現品税則を定む○六月日高國三石、幌泉、静内、襟似、浦河、沙流、六郡昆布
 税則を改正す○七月日高十勝二國現品税を金納とす○六年五月膽振、勇拂
 白老、千歳、三郡海産税は函館立相場二割減金納と定む○七月布達新冠、沙流
 兩郡出産物税則を他郡と同一に改む又日高、十勝二國出産物現品税を止め
 期限を定め定免法金納とす○八年五月達六年以後浦河支廳定むる所の海
 産物定め收税方を廢し従前の税率に復し現品を徵收し昆布税は改て二割
 とす○五月達小樽外三郡漁夫共春漁鯨收税法舊規を廢し本年より走、中、後、
 鯨干場の後其時々検査收税を了へ輸出を許す○七月勇拂外二郡金納を改
 めて現品税とす○十年九月布達十勝國一圓定め金納税本年限り廢し鮭鱈

を一割昆布、鱒、鮫、油、海、魚、油を一割五分とし現品税を徵收するとす○十
 一年六月達海産物検査例則を定めらる(此類改廢多し)○十二年十一月布達
 鮭鱈は従前河海の別なく海産と稱し收税せしを改め河川の漁獲は海産中
 より除却す○十三年三月三日布達生鯨販賣の者は掛鯨身欠、鯨類同率を以て
 税を徵し其税品は時價を以て金納せしむ○七月八日布達膽振、日高、十勝三
 國海産物人民貯藏輸出せざる者と雖も検査して税を徵す○十四年二月生
 鯨販賣者は身欠鯨、胴鯨、同率を以てす但身欠及胴鯨、率なき地方は脊割
 及外割鯨、税則に準す
 ○十五年三月二十日大藏省札幌外二縣に達し國税は開拓使の舊規に據り
 徵收し物産税は現品を以て租税局東京箱崎出張所に納付せしむ○六月札
 幌縣税品拂下入札手續を定む○十六年一月政府に稟し石狩郡鮭漁業者税
 率輕減を請ふ聽されず○十九年一月物産税徵收上入目、砂引等の例を廢す
 十九年七月北海道廳物産税收納順序を定む
 (開拓使函館支廳及函館縣北海道廳函館支廳管下) 二年十月請負人を廢し收
 税は姑く舊に依る○三年正月漁獵税當分五分の一現品を收む○四月一日

又改めて收税の法は舊請負人各自の慣習に準據す○六年三月福島津輕二郡(後二郡を合せ)及檜山爾志二郡漁税を十分の一と定め青森縣管轄中の建網
 税率を廢す○五月爾志郡熊石村外四村人民凡三百人屯集海産税率の苦情
 を強訴す江差出張所官吏説諭解散す尋て又福島津輕二郡各村漁民減税を
 強訴し大舉福山出張所に迫る福山市民及福島郡亦雷同し二千餘人に至る
 官吏權りに減税を許し三分金納とす此地方元海産税なし故に此舉ありし
 と云ふ○六月檜山爾志二郡人民福山の減税を聞き又蜂起し衆凡千人江差
 出張所に迫り官舎及民家を破壊し暴行太甚しく杉浦中判官函館砲兵及選
 卒を率ゐ海路江差に抵る江差の官吏既に減税を許し暴徒皆退散す因て其
 兇首を追捕し處置を議す黒田開拓次官東京より赴き各村父老及兇首を戒
 諭し四郡に告諭を發布し其罪を治めす六月廿八日(布達)四郡の漁税三分金
 納を廢し更に海産税都て一割と定め内五分は本年上納五分は七年より三
 年に賦し上納せしむ又暴動の爲め出張兵隊諸費は暴徒の償却を免し本年
 五分税金中より支出其支出有餘は鰥寡孤獨癆疾の救助に充て暴動破壊家
 屋費は總て總人數に賦して償却せしむ○九年四月福島津輕爾志檜山久遠

奥尻瀨棚太櫓島牧壽都歌棄磯谷十二郡建網税八年度より廢止を令す○十
 一年四月(布達)各郡網税を廢し従前の海産税則を改正し且つ無税海産物中
 新に税を課し又定死金納を改め總て現品税を徵す○茅部津輕二郡漁獵税
 目を廢す○十月(布達)龜田郡海産物の内鰯は本年より現品二割税を追徵す
 ○十二年五月(布達)海産物中二ツ裂及二ツ割鱈と稱する者從來無税の地は
 更に本年一割現品税を課し右に類似の乾鱈亦之に準す○十四年四月(布達)
 海産物検査並收税例則を定めらる○十月(布達)後志國朱太川鮭漁總て二割
 現品税を課す

十六年三月函館縣水産物検査并に收税例則中を改正す○十七年二月(布告)
 本年五月より渡島國松前郡帆立身税現品二割を徵收す○三月(布達)有税海
 産物検査前賣買讓與せんとするものは願出せしむ○十八年一月有税水産
 取獲願手續及其取扱方を定む(二月又之を改正す)○四月(布達)納税魚粕包装一俵二十
 貫目と定む○八月物産税徵收上入目砂引等の稱呼を廢す○九月水産物納
 税者にして旅行の節は直に納税するか又は納税代理人を定めしむ
 十九年三月北海道廳函館支廳彙に函館縣定むる所の物産税徵收例則中を

改正す

(開拓使根室支廳及根室縣北海道廳根室支廳管下) 三年四月(達)根室、花咲兩郡
 收穫高に應じ歩役^{歩役}收納規則を定め絞粕二割、鹽切二割、昆布三割とし其地の
 時價を以て金納とす○六月根室、花咲兩郡昆布鹽麩等内割^{内割}稅率を改めて外
 割とす又花咲郡地方并に離島^{離島}昆布定免^{定免}の目通^{目通}を定め外二割を徴し漁場持
 委任の收稅は皆金納とす○七月海產稅の折算^{折算}内割を廢し一般外割とす○
 四年三月(布達)根室、花咲二郡新開漁場^{新開漁場}絞粕稅一割を減し外一割を徵收す
 又野付郡稅則を更正し絞粕外一割五分、鹽切^{鹽切}鱈外一割同^同鱈外一割五分とす
 又稅金收納期限を改む○五年正月根室國標津、目梨二郡及釧路千島二國及
 北見國斜里、常呂、網走、紋別四郡の稅率を改む又漁業收納規則を定め標津、目
 梨二郡釧路、千島二國は函館立相場^{函館立相場}北見國四郡は松前立相場を以て金納と
 す又根室國稅則中一割二分五厘の用捨^{用捨}金あるは函館諸港^{函館諸港}輸送^{輸送}手数料を見
 込し用捨にして今般海關稅用捨の上は右一割二分五厘の用捨を廢す○三
 月釧路國稅則本年より三ヶ年間見通し定免法を定め上等昆布濱船一艘七
 十石中等六十石下等五十石新開漁場^{新開漁場}四十石二十ヶ年目より五十石但開場費

多き者は初年三十石二十ヶ年目より五十石とし外二割徵收し鱈絞粕、魚油鹽
 切は現品検査の上收稅し皆其納期を定む○六年六月厚岸郡昆布濱昨今年
 新開の分明年より五十石見通しと定む○七月北見國四郡海產物外一割稅
 率明年より三年間定免法を設く又擇捉郡收稅法を改正す○七年八月根室
 釧路兩國從來の金納を廢し現品稅とす○十月(漁場持)達)根室、花咲兩郡收
 稅は函館立相場^{函館立相場}金納の定規^{定規}を改めて自今現品稅とし昆布二割、鹽麩一割五
 分、同鱈一割、鱈其他魚粕一割五分とす○八年七月根室國稅品賣捌^{賣捌}規程^{規程}を設
 け稅品上納期限を定む○八月(布達)昆布稅上納期限を改む○九年五月根室
 國新開^{新開}昆布場明治六年より八年迄^迄免稅^{免稅}の分本年より船一艘に付離島は二
 十石地方は三十五石の見通^{見通}しを立て制規^{制規}の稅を徵收す○十年五月(布達)根
 室、釧路、千島三國及北見國四郡稅則を改正し一般現品稅を徵收す○八月(布
 達)根室、釧路兩國海產現品稅則の内昆布收稅期限を更正し國後郡昆布稅内
 一割の一項を加ふ○十一年三月(布達)自今拾昆布二割、煎海鼠海蘆各一割の
 現品稅を課す四月從來各驛^驛遞^遞へ付せし免稅漁場を廢し自今漁濱相當の稅
 を課す○十一月(布達)從來魚絞筒大小一ならず爲めに納稅の際寬^寬苛^苛輕^輕重^重な

六十二

き能はず自今筒容量を一定し一個若干の推算を以て現地に就き個數を檢し納税高を得積出前再び現石を秤量するが如き手數を省かしむ○十二年四月(達)海産物検査收税順序を定めらる○五月(達)十年制定海産物税則中追加管内有税海産物の内拾ひ魚等を以て製するものと雖も同一の税を課す○十一月(布達)水産物中牡蠣海扇二種從來無税なれども明年より收獲高現品税を課す○十三年九月牡蠣海扇税則中收獲現品税を製造高現品税に改む又十年五月課税すべき海産物は官の許可を得ずして取獲及營業を禁す○同月(布達)管内海産物の内産地に於て鮮魚販賣者は其販賣代價一割又は一割五分を徴收す○十二月生鱈他へ輸出するか或は製造者へ販賣する者は十四年より根室釧路兩國は一割五分千島北見兩國は一割課税とす○十五年二月物産税則中鱈絞粕の稱を廢し自今絞粕製造者は總て魚粕と稱せしむ○三月海馬獵税則を定め營業鑑札税として獵者一人一ヶ年金十圓を課す

○十五年五月根室縣海産物検査は産出の多寡に依り便宜の地に回漕せしむ○六月海産物検査及收税順序を改正す○九月清國輸出昆布外三品拂下

取扱順序を定めらる○十七年二月千島國及北見國紋別常呂斜里網走四郡昆布現品税一割を徴收す但本年五月より施行(布)○四月根室縣物産税徴收規則を定む○五月海産物検査規則を廢す○七月物産税品賣捌手續を改正す○物産税徴收規則中を改正す

十九年五月北海道廳根室支廳物産税納付順序を定む○七月昆布品位検査心得書を定む

○開拓使札幌本廳及札幌縣下物産税沿革

種類	税率	國	郡	沿革	納期
洞	一割六分	後志	小樽、高島	從前現品一割四分三年三月本税ニ改定ス	八月
			石狩	從前一割五分五年正月本税ニ改定ス	
			厚田、濱益	從前一割五分五年正月本税ヲ設ク	
一割五分	天鹽	増毛、苫前、留萌	全上	從前一割四分三年三月本税ニ改定ス	八月
			宗谷、枝幸、禮文、利尻	從前一割四分三年三月本税ニ改定ス	
一割	北見	小樽、高島	從前一割四分三年三月本税ニ改定ス		

鮭										
一割二分		一割五分			一割			二割	二割	
膽振		日高			十勝	日高	膽振	北見	天鹽	天鹽
勇拂		浦河			全郡	幌泉	有珠、虻田	宗谷、枝幸、禮文、利尻	天鹽	増毛、留萌、苫前
舊ニ仍ル		全上			從前一割六年ヨリ現今ノ稅率ニ改ム	從前請負人ナシ置キ年々請負人ヨリ金二千三百圓乃至二千五百圓ヲ徵收ス十年九月金納テ廢シ本稅ニ改正ス以下各稅徵之	全上	全上	全上	五年正月本稅ヲ設ク
一		二			十二	十二	十一	十一	十一	ト雖此概子初 季ハ十月十五 日マテ十一月 十月三十一日 マテ後季ハ流 業ノ終トス

鯡											
脊割		割			外			缺		身	
一割		一割	一割五分	一割六分	一割	一割五分	一割	一割五分	一割六分	一割六分	
石狩		石狩	後志	膽振	北見	天鹽	石狩	後志	北見	天鹽	石狩
石狩		厚田、濱益	小樽、高島、忍路、余市、古平、美國、積丹、岩内、舊郡	室蘭	有珠、室蘭、虻田	枝幸、宗谷、禮文、利尻	増毛、留萌、苫前	濱益	小樽、高島、忍路	幸、利尻	宗谷、禮文、枝
舊ニ仍ル		舊ニ仍ル	舊ニ仍ル	全上	全上	全上	舊ニ仍ル	從前一割五分五年正月本稅ニ改ム	從前現品一割四分三年三月本稅ニ改ム	全上	五年正月本稅ヲ設ク
一		二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
八		八	六	八	六	六	八	六	六	八	八

昆												
札		一割		一割五分		二割		三割		四割		
二貫目結	金五十錢	金七十五錢	後志	北見	天鹽	十勝	日高	石狩	後志	北見	天鹽	
後志	忍路	高島	小樽、美國	尻、禮文、枝幸、利	室蘭、有珠、虻田、幌別、白老	増毛、留萌、苫前	全郡	三石、幌泉、浦河、襟似、靜内	沙流、新冠	厚田、濱益	古宇	宗谷、枝幸、禮文、利尻
全上	舊ニ仍ル	從前鑑札一枚現品四貫五百目ヲ徵收ス六年ヨリ鑑札一枚金五十錢八年ヨリ本税ニ改定ス	舊ニ仍ル	五年正月本税ヲ定ム	五年正月本税ヲ設ク	從前定税金納十年九月本税ヲ定ム	從前現品三割六年六月二割五分八年五月本税ニ改正ス	從前現品一割六年六月二割五分八年五月本税ニ改正ス	全上	舊ニ仍ル	全上	五年正月現今ノ税率ヲ定ム
九月	八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月	八月	七月

鯨													
業川漁		業漁		業漁		業漁		業漁		業漁			
業川漁	業漁	業漁	業漁	業漁	業漁	業漁	業漁	業漁	業漁	業漁	業漁		
一割	一割五分	二割	三割	四割	五割	六割	七割	八割	九割	一割一分	一割二分		
膽振	日高	石狩	十勝	日高	天鹽	石狩	後志	後志	後志	石狩	膽振	石狩	膽振
室蘭、有珠	幌泉	石狩	全郡	三石、浦河、襟似	増毛、留萌、苫前	濱益	余市、古宇	古宇	余市	濱益、厚田	千歳	濱益	白老
全上	全上	舊ニ仍ル	從前定税金納十年九月本税ヲ定ム	舊ニ仍ル	五年正月本税ヲ設ク	舊ニ仍ル	從前漁場每一ク所々税額投票ヲ以テ貸與ス故ニ其額一定セス	錢ハ差網ノ税率神惠内村ニ限リ差網金五十錢	舊ニ仍ル	舊ニ仍ル	舊ニ仍ル	舊ニ仍ル但鮭鍵曳ノ稅十一年之ヲ廢ス	全上
八月	七月	八月	十二月	七月	九月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月

二	鱈										錫	
	新鹽		乾									二割
	一割五分	二割	雙		一松		一割	一割五分	一割六分	二割		
後志	後志	二十八束	三十八束	四十束	六十束	四十束	四十束	一割五分	石狩	後志	後志	
國、積丹	岩内	余市、古宇	岩内	古平	高島	有珠	幌別、室蘭、虻田	宗谷、枝幸、禮文、利尻	増毛、留萌、苫前	濱益	忍路、余市、古宇、美國、積丹、古宇	岩内、古宇
全上	全上	舊ニ仍ル	從前船一隻三十束五年本税ニ改正ス但三十八束ハ全郡御鉢内村以四二十八束ハ同郡株村以北ノ率	從前船一隻六十束或ハ四十束但六十束ハ十二月ヨリ翌年五月マテ營業ノ稅率	從前船一隻四十束或ハ十束但船ノ大小ニ因リ率ニ差アリ	八年本税ヲ設ク	舊ニ仍ル	全上	五年正月之ヲ定ム	全上	舊ニ仍ル	
	十二月			八月			七月			八月	十月	

扇海	鼠										海													
	一枚		一枚								一枚													
	金七十五錢	金一圓	金七十五錢	金一圓	七錢五厘	金一圓	金一圓	金一圓	金一圓	金一圓	金一圓	金一圓	四貫目	八斤	分七斤五厘	十二斤五分	十八斤	二十斤	二十五斤六分					
膽振	有珠、虻田	膽振	室蘭	北見	禮文、枝幸	天鹽	苫前	天鹽	留萌	天鹽	増毛	後志	積丹	後志	壽都	膽振	虻田	膽振	有珠	石狩	濱益	後志	美國	
從前現品一割十年一月本税ニ改ム七十	舊ニ仍ル	從前現品一割十年一月本税ニ改ム七十	舊ニ仍ル	從前現品一割八年本税ニ更正十年ヨリ金額ニ應スル現品ヲ徵收ス但金三十七錢五厘ハ舊土人ノ率	舊ニ仍ル	從前現品一割八年本税ニ更正十年ヨリ金額ニ應スル現品	五年正月現品一割七年本税ニ改ム十年ヨリ其金額ニ應スル現品	全上	從前現品一割八年七月本税ニ改正ス	舊ニ仍ル	從前現品一割八年一月本税ニ改正ス	從前現品一割八年七月本税ニ改正ス	舊ニ仍ル	從前現品一割八年七月本税ニ改正ス	從前現品一割八年七月本税ニ改正ス	從前現品一割八年七月本税ニ改正ス	從前現品一割八年七月本税ニ改正ス	從前現品一割八年七月本税ニ改正ス	從前現品一割八年七月本税ニ改正ス	從前現品一割八年七月本税ニ改正ス	從前現品一割八年七月本税ニ改正ス	從前現品一割八年七月本税ニ改正ス	從前現品一割八年七月本税ニ改正ス	從前現品一割八年七月本税ニ改正ス
十月												八月	九月	八月	九月	八月	九月	八月	九月	八月	九月	八月	九月	

鯪		鰯		油			
一割	二割	一割五分	一割一分	一割	二割	尾 一 鱈 稅	
一割二分	一割六分	一割	一割五分	一割一分	一割五分	三 勺	大 三 勺 九 才
後志	石狩	後志	後志	後志	膽振	後志	後志
小樽、積丹、余市、古平、美國	厚田	高島、忍路	壽都	岩内、古宇	白老 勇拂	全郡	新冠、静内、三石、油河、檜似、帆原、沙流
全上	全上	全上	全上	全上	全上	十年九月本稅ヲ設ク	從前現品二割九年一月本稅ニ改ム其收稅法ハ千鰯稅品ノ頭數ニ課ス例ヘハ百尾ヲ收獲スレハ二割即チ二十尾ヲ課ス但シ其稅魚ノ大中小ニ區別シテ之ニノ類ヲ除却シ其除スルモノヨリ油ヲ製スルカ故ナリ
全上	全上	全上	全上	全上	全上	從前現品二割九年一月本稅ニ改正ス收稅法余市ニ全シ	從前現品二割九年一月本稅ニ改ム其收稅法ハ千鰯稅品ノ頭數ニ課ス例ヘハ百尾ヲ收獲スレハ二割即チ二十尾ヲ課ス但シ其稅魚ノ大中小ニ區別シテ之ニノ類ヲ除却シ其除スルモノヨリ油ヲ製スルカ故ナリ
八 月	八 月	七 月	八 月	八 月	十 月	十 月	十 月

魚		乾 鰯		乾 鮭		鮪		乾	
船		一 割		一 割		一 割		一 割	
雙	一	一 割二分	二 割	一 割二分	二 割	一 割六分	一 割	一 割五分	一 割六分
合 二斗二升五	三 斗	五 升	二斗六升六 合六勺六才	四 斗	一 斗	一 斗	一 斗	一 斗	一 斗
後志	後志	後志	後志	後志	後志	後志	後志	後志	後志
岩内	高島	古平	古平	美國	古平、積丹、美國	古平、美國、積丹	古平	高島	膽別、室蘭、有珠
舊ニ仍ル但三斗ハ御餘内村以西二斗二升五合ハ堀株村以北	舊ニ仍ル	從前現品石高ノ一割六年ヨリ本稅率ニ改メ四斗ハ前年十二月ヨリ本年五月マテノ營業ノ率ニ斗六升六合六勺六才ハ其年二月ヨリ五月マテノ營業稅率	全上但小舟ノ稅率	全上	全上	舊ニ仍ル	舊ニ仍ル	舊ニ仍ル	舊ニ仍ル
八 月	八 月	八 月	八 月	八 月	八 月	八 月	八 月	七 月	八 月

寄	魚													
	魚		雜		鰓	鰓	鰓		鰓					
一割五分	一割	一割二分	一割五分	一割	一割	一割二分	一割	一割	一割	一割				
勝振	北見	天鹽	日高	後志	日高	十勝	勝振	天鹽	北見	石狩	後志	北見	天鹽	
勇拂	宗谷、枝幸、利尻	増毛、留萌、天鹽	浦河、襟似、幌泉、新冠、静内、沙流	忍路	三石	全郡	虻田	増毛	禮文	宗谷、枝幸、利尻	濱益	忍路	宗谷、枝幸、利尻、禮文	増毛、留萌、苫前
全上	全上	全上	全上	全上	舊ニ依ル	從前定免金納十年九月本稅率ニ定ム	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上
	自七月至九月	自八月至十月	八月	九月	十二月	九月		八月						自七月至九月

粕										絞			
鰓		鰓								鰓			
	二割	一割	一割五分					一割					
石狩	後志	後志	日高	勝振	勝振	十勝	日高	勝振	北見	天鹽	勝振	石狩	
濱益	積丹	古宇	幌泉	幌田	白老	全郡	沙流、新冠、静内、三石、浦河、襟似	勇拂	宗谷、枝幸、利尻	増毛、苫前、留萌	室蘭	有珠、虻田	濱益
舊ニ依ル	從前現品二割六年本稅率ニ改正ス	全上	全上	全上	舊ニ依ル	從前定免上納十年九月本稅率ヲ設ク	從前現品一割六年ヨリ本稅率ニ改正ス	全上	全上	全上	全上	全上	全上
八月			八月	九月	十一月	十二月	十月	十一月	至九月	自七月	七月	八月	

		鯨									
		折		手繰	揃		元	鹽	生		
二	割	一	一割六分五厘	一	二	一	二	一	一	一割五分	
後志	渡島	渡島	膽振	渡島	渡島	渡島	渡島	後志	膽振	渡島	
歌棄、磯谷	松前、檜山、爾志	山越	龜田、上磯、茅部	龜田、上磯、茅部	松前、檜山、爾志	上磯、龜田	茅部	瀬棚	山越	松前	茅部
從前現品二割本使所轄以來舊ニ仍ル	元揃ニ同シ	從前永住人收獲高一割出稼一割五分元治元年出稼一分五厘ヲ加ヘ更ニ一割六分五厘現品トス本使所轄以來舊則ニ據ル	全上	元揃ニ同シ	松前藩ノ時收獲高十分ノ一現品ヲ徵收ス四年青森縣所轄以來二十分ノ一六年以來本率ニ改ム	從前尾白内村ヨリ鷺ノ木村沿岸出產高五分金納十一年四月本稅率ニ改正ス	從前舟隻定稅金納十一年四月本率ニ改ム	生ニ全シ	從前無稅明治六年郡民投票シテ同年ヨリ三年間定稅金納八年滿期本率ニ改ム	從前無稅十一年四月本稅率ヲ設ク	全上十一年十月本稅ヲ定ム
											九 月

		鮭									
		鹽		生		生					
一	割	二		一	二	一	五				
後志	後志	膽振	後志	渡島	後志	膽振	渡島				
龜田、上磯	瀬棚	磯谷	歌棄	磯谷	壽都	茅部	久遠、太櫓、瀬棚				
山越	山越	山越	山越	山越	山越	山越	山越				
從前無稅十一年四月此率ヲ設ク	從前無稅六年ヨリ投票三年間定稅金納トス八年滿期現今ノ稅率ニ改ム	從前鹽取稅一割現品舊ニ仍ル	從前無稅現品二割舊ニ仍ル	鹽引ニテ本稅ニ改ム	從前請負人生ニテ二割收入ヲ三年ヨリ	從前無稅十一年四月本稅率ヲ設ク	從前在籍出稼人ノ別ナク收獲高ニ割リ金納十一年四月現品稅ニ更ム				
從前無稅十一年四月此率ヲ設ク	從前無稅六年ヨリ投票三年間定稅金納トス八年滿期現今ノ稅率ニ改ム	從前鹽取稅一割現品舊ニ仍ル	從前無稅現品二割舊ニ仍ル	鹽引ニテ本稅ニ改ム	從前請負人生ニテ二割收入ヲ三年ヨリ	從前無稅十一年四月本稅率ヲ設ク	從前在籍出稼人ノ別ナク收獲高ニ割リ金納十一年四月現品稅ニ更ム	從前無稅十一年四月本稅率ヲ設ク	從前地方ニ由テ稅率ヲ異ニス十一年四月本稅率ニ改正ス	從前請負人定率ニ隨フ	從前收獲高五分ヲ收ム本使所轄以來收獲高五分金納十一年改テ現品稅トス
											ノ際收納

一	布 細		布 若		切			駄		結		胴	
	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	
渡島	後志	渡島	渡島	渡島	後志	勝振	渡島	後志	後志	渡島	後志	渡島	
歌樂、島牧、磯谷、上磯	久遠、太櫓、瀬棚	松前、檜山、爾志	松前、檜山、爾志	上磯、龜田	松前、檜山、爾志	山越	松前、檜山	島牧、磯谷、歌樂	久遠	松前、檜山、爾志	太櫓、瀬棚、奥尻	松前、檜山、爾志	
從前委員人ヨリ一圓ヨリ五十錢マテ徵收ス三年ヨリ	切昆布ニ全シ	若布ニ全シ	松前藩ノ時收穫高十分一現品ヲ徵ス四年青森縣所轄以來二十分一六年以來現品一割ト改ム	從來無稅十一年四月本稅率ヲ設ク	元揃ニ全シ	折昆布ニ全シ	全上	元揃ニ全シ	折昆布ニ全シ	元揃ニ全シ	從來現品一割ヲ收ム本使所轄以來舊ニ仍ル	全上	

昆												
若生	折	花	汐干	結田島		切 長			切 早		園	
				割	割	割	割	割	割			
二	二	一	二	一	二	一	一	二	一	二	二	
割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	割	
渡島	後志	渡島	渡島	渡島	渡島	勝振	後志	渡島	勝振	渡島	渡島	
龜田、茅部	島牧、磯谷、歌樂	松前、檜山、爾志	龜田、茅部	松前	龜田、茅部	山越	久遠	龜田、茅部、上磯	山越	龜田、上磯、茅部	茅部	
元揃ニ全シ	折昆布ニ全シ	全上	全上	全上	全上	元揃ニ同シ	折昆布ニ全シ	從前現品一割ヲ收ム本使所轄以來舊ニ仍ル	折昆布ニ全シ	全上	元揃ニ同シ	

九

月

鮑		海				鼠		海		扇			
乾		煎				身		身		身			
二割		二割				一割		二割		二割			
後志		後志				渡島		後志		後志			
瀨棚	久遠、奧尻	太櫓	瀨棚、久遠	奧尻	歌麿、島牧、磯谷	茅部	龜田、上磯	山越	松前、檜山、爾志	上磯、松前	鳥牧	久遠	久遠
從前夏漁一人二貫目秋漁一人一貫目十一年四月本稅率ニ改ム	從前夏漁一人三貫五百目秋漁一貫七百五十目十一年四月本稅率ニ改ム	從前村民一人一貫八百目半稅九百目出稼人二貫七百目半稅一貫三百五十目十一年四月本稅率ニ改ム	從前無稅十一年十月此率ヲ定メ現品	從前一人本稅二貫目半稅一貫目十一年四月本稅率ニ改ム	從前無稅十一年四月本稅率ヲ設ク	從前無稅十一年十月此率ヲ定メ現品	從前無稅十一年四月本稅率ヲ設ク	全上	從前無稅上磯ハ十一年四月本稅率ヲ設ク松前ハ十七年五月ヨリ全上	從前無稅上磯ハ十一年四月本稅率ヲ設ク松前ハ十七年五月ヨリ全上	從前一人現品千個ヲ收ム十一年四月本稅率ニ改ム	從前村民ハ現品二百六十個出稼人ハ三百九十個ヲ收ム十一年四月本稅率ニ改ム	從前村民一人五貫目ヲ課ス十一年四月本稅率ニ改ム
					夏漁九月 秋漁十一月								九月

鱈		鰯				貝	
乾		乾				貝	
二割		二割				二割	
後志		後志				後志	
久遠、奧尻	松前、龜田、上磯、檜山、爾志	茅部	爾志	龜田、上磯	瀨棚	太櫓	松前、檜山、爾志
從前無稅十一年四月本稅率ヲ設ク	從前無稅十一年四月本稅率ヲ設ク	從前無稅十一年四月本稅率ヲ設ク	從前無稅十一年四月本稅率ヲ設ク	從前無稅十一年四月本稅率ヲ設ク	從前無稅十一年四月本稅率ヲ設ク	從前無稅十一年四月本稅率ヲ設ク	從前無稅十一年四月本稅率ヲ設ク
							十一月

鮭					鮭			鮭	
鮭					乾	鹽	生	乾	
五	一割六分	一割	一割二分五厘	一割	一割	二割	二割	後志	二割
渡島	後志	膽振	後志	渡島	後志	後志	後志	後志	後志
茅部	壽都、歌乘、磯谷	瀬棚	山越	久遠、奥尻	松前、檜山、爾志	龜田	久遠、奥尻	壽都、磯谷、島牧	壽都
舊ニ仍リ尾白内村ヨリ一割五分現品稅トス	從前二割三年ヨリ一割六分現品稅トス	從前一割本使所轄以來舊ニ仍ル	從前一割本使所轄以來舊ニ仍ル	從前一割本使所轄以來舊ニ仍ル	從前無稅十一月十月本稅ヲ設ク	從前無稅十一月十月本稅ヲ設ク	從前無稅十一月十月本稅ヲ設ク	從前無稅十一月十月本稅ヲ設ク	從前無稅十一月十月本稅ヲ設ク
產高五分金納十一月ヨリ現品五分トス									

鮎		鮎		鮎		鮎	
鮎		鹽	生	鹽	生	鹽	生
二割	一割五分	一割五分	一割五分	二割	一割五分	二割	一割五分
渡島	渡島	渡島	渡島	渡島	渡島	渡島	渡島
龜田	松前、茅部、上磯	檜山	龜田	茅部、上磯	茅部	松前	茅部
從前無稅十一月十月本稅ヲ設ク	從前無稅十一月四月本稅ヲ設ク	從前無稅十一月四月ヨリ本稅ヲ設ク	從前無稅十一月十月本稅ヲ設ク	從前無稅十一月十月本稅ヲ設ク	從前無稅十一月十月本稅ヲ設ク	從前無稅十一月十月本稅ヲ設ク	從前無稅十一月十月本稅ヲ設ク

鮭		鮭				鮭	
鹽		鹽				鹽	
内一割		内一割				内一割	
鉦路	根室	北見	千島	鉦路	根室	北見	千島
厚岸、鉦路、白糠	標津、目梨、野付、根室、花咲	紋別、斜里、網走、常呂	根室、網走、常呂、標別、釧路、白糠	厚岸、鉦路、白糠	標津、目梨、野付、根室、花咲	紋別、斜里、網走、常呂	根室、網走、常呂、標別、釧路、白糠
五年正月外一割金納七年八月現品十二年五月本稅ニ改ム	五年正月外一割金納七年八月現品十年五月本稅ニ改ム	四年三月外一割金納七年八月現品十年五月本稅ニ改ム	五年正月外一割金納十年五月本稅ニ改ム	五年正月外一割五分納所直段金納トス七年八月現品十年五月本稅ニ改ム	四年三月外一割五分金納七年八月現品十年五月本稅ニ改ム	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

○同上根室支廳及根室縣下物産稅沿革

種	類	粕				種	類	稅率	國	郡	沿革	革	納	期
		雜		鱒										
鮭	生	一割	一割六分	一割五分	五分	一割五分	一割五分	一割五分	一割五分	後志	久遠	壽都ニ全シ	從前二割三年ヨリ一割五分現品トス	
														鉦路
厚岸、鉦路、白糠	根室、花咲、野付、標津、目梨	後志	久遠	壽都ニ全シ	從前二割三年ヨリ一割五分現品トス	尾白内村ヨリ鷺ノ木村沿岸出產高五分稅金納十一年ヨリ現品五分トス	從前二割三年ヨリ一割五分現品トス	從前二割三年ヨリ一割五分現品トス	從前二割三年ヨリ一割五分現品トス	從前二割三年ヨリ一割五分現品トス	從前二割三年ヨリ一割五分現品トス	從前二割三年ヨリ一割五分現品トス	從前二割三年ヨリ一割五分現品トス	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

綾 鯉	魚				牡蛎		鱈	海扇
	内一割				乾内一割		干内一割	身内一割
	根室		北見	千島	根室	北見	千島	千島
標準、目梨	野付	根室、花咲	斜里、網走、常呂、紋別	厚岸、釧路、白糠	根室、花咲、野付、標準、目梨	斜里、網走、常呂、紋別	國後、櫻庭、紗那、振別、藻取	國後
五年正月外一割五分七年八月現品十年五月本稅ニ改ム	四年三月外一割五分金納七年八月現品十年五月本稅ヲ定ム	三年四月現品内二割五月時價金納六月本稅外二割七月一般外二割場所直段金納十月外一割五分七年十月内一割五分現品ヲ收ム十年五月本稅ヲ定ム	同上	五年正月外一割金納七年八月現品十年五月本稅ニ改ム	十年五月本稅ヲ定ム現品	十三年十一月本稅ヲ定ム現品	五年正月外一割金納十年五月本稅ヲ定ム現品	十三年一月本稅ヲ定ム現品
五年正月七月月中旬トス同三月以下更正同	四年三月十月限トス五年正月以下更正同	同上	五年正月七月限トス同三月七月月中旬トス六年三月八月限トス同	五年正月七月限トス同三月七月月中旬トス六年三月八月限トス同	五年正月七月限トス同三月七月月中旬トス六年三月八月限トス同	五年正月七月限トス同三月七月月中旬トス六年三月八月限トス同	五年正月七月限トス同三月七月月中旬トス六年三月八月限トス同	五年正月七月限トス同三月七月月中旬トス六年三月八月限トス同

海鼠 煎	布昆拾				布				昆		
	内二割				一割		内二割				
	釧路	根室	北見	釧路	根室	北見	千島	釧路	根室	北見	千島
厚岸、釧路、白糠	根室、花咲、野付、標準、目梨	斜里、網走、常呂、紋別	厚岸、釧路、白糠	根室、花咲	斜里、網走、常呂、紋別	千島	厚岸、釧路、白糠	野付、標準、目梨	根室、花咲	斜里、網走、常呂、紋別	國後、櫻庭、紗那、振別、藻取
同上	十一年四月本稅ヲ定ム	同上	十一年四月本稅ヲ定ム	三年五月内一割ト定ム四年四月廢ス十一月四月本稅ヲ定ム	五年正月外一割金納十年八月内一割ニ定ム現品十七年五月ヨリ本稅ニ改ム	五年正月外一割金納十年八月内一割ニ定ム現品十七年五月ヨリ本稅ニ改ム	五年正月外二割七年八月現品十年五月本稅ニ改ム	五年正月外二割金納三月三年間定免法ヲ改ム七年八月現品ヲ收ム十年五月本稅ニ改ム一般現品	三年正月現品内三割五月時價金納六月外二割五分六月地方並島見通定免稅則ヲ定ム外二割金納七月一般外二割ニ改メ現品所直段金納トス七月十月本稅ニ改メ現品更ニ本稅ニ改メ現品	五年正月外一割金納六年七月三ヶ年間見通石紋別七十石トス十年五月本稅ニ改ム現品	五年正月外一割金納十年五月本稅ニ改ム現品
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

鹽 同永二十七 以上三石郡、根室國、千島國出產
 鹽 同永三十 以上渡島國、後志國、石狩國、膽振國、日高國、出產
 園 同永二十九 以上幌泉、十勝國、釧路國、根室國の内西別、濱益郡、天鹽國、北見國、樺太州出產
 園 同永二十五 以上三石郡、根室國、千島國出產
 園 同永十九 以上後志國、石狩國、膽振國、日高國出產
 筋子 同永二十五 以上後志國、石狩國、膽振國、日高國出產
 天鹽國、北見國出產
 鹽 同永十八 以上石狩國、樺太州出產
 魚油 同永十八 以上石狩國、樺太州出產
 昆布 同永三十二 以上日高國、十勝國出產
 昆布 同永二十九 以上釧路國、天鹽國出產
 昆布 同永二十六 以上利尻郡、根室國出產
 昆布 同永二十四 以上志古丹島、國後郡出產
 昆布 同永二十二 以上石狩國、北見國、勇拂郡、沙流郡、樺太州出產

昆布 同永二十 以上後志國
 長切 同永十二 以上渡島國、根田内村出產
 長切 同永六 元 同永二十五 花折 同永十九 茅部折 同永十五
 布 同永五 以下水産物以外のもの畧す
 右税額は卯辰巳三箇年原價平均の額六分を以て之を定む但入港出港各其半額を收む且前に掲げざる産物を輸する時は其時價六分の半額を出入各收税す
 ○ 鯨取船、ホツチ、一艘、三人乗、持符一艘、四人乗、三半一艘、六人乗、一
 艘、八人乗、圖合一艘、十三人乗、中遣一艘、五人乗、(此他木材津出役、石役、而役、常燈
 料、帆形役、合船役、並修覆役、職人役、滞在役等あり)
 三年正月福山江差兩港館藩の收税を止め更に本使海關所を設く○十月上
 稟して海官所規則を犯す者府藩と雖も開拓長官規則に照し之を處分する
 とどなる○十二月四港海官所規則を更正し石役而役、帆形役、を改めて港役
 とし滞在役を廢す其要左の如し

規則摘要 (専ら水産に係る部分を抄出す)

一 北海道出産の品は其船裝載十分の四を寛宥し殘額を其時價に折算し税四分を入港輸出に各半額を收むへし但港内にて外國人へ賣る者は輸出と同く賣者より半額税二分を收むへし○四港に於て其地産物は入口の税を收めず仍て出港に税四分を收むへし○四港内産物裝載税を完納し出帆免狀を領し風潮を候するの間便宜を計り荷物を他へ賣る者は再び雙方より税一分を收むへし但出帆許可三日内に賣れば賣る者は免税し買者より税一分を收むへし○外三港にて税金完済の後入口し荷物を他へ賣る者は雙方より各税一分を收むへし

一 輸出入品共に毎月三回時價を査すへし

一 諸廻船港役積高百石永一貫文の計算を以て五十石積以上は出港の時に徴收す但通船と稱し風潮を候し滯船する者は港役十分一永百文○同上滯船五日以上は十分二永二百文○同上滯留の後廻船となし翌春出帆する者は三分一永三百三十三文○諸官省府藩縣等の用船雇船其用物船頭の賣物を交裝し積石三分二以上ある者下船の後廻船出帆するは三分一永三百三十三文○同上船頭の賣荷三分二以下にある者同上十分一永百文○賣荷を裝する船港内に於て諸官省府

藩縣等の雇船となり出帆する者一般廻船雇船にて出帆する者北海道地船二百石積以下内地へ出港する者以上三條は各三分一永三百三十三文○買貨足らす積石五分一以下を裝し出帆する者北海道地船百石以下貨物の有無を問はず北海道中へ廻漕する者以上二條は各半港役永五百文を收む

一 諸廻船大小を問はず常燈料一艘永五十文を收む

一 軍艦を除くの外は諸官省府藩縣用船雇船とも國様西式の別なく北海道へ渡航せば四港の内へ出入して検査を受け其船賣荷を裝するか或は諸藩支配地より産物を裝する船は商船一般の處分を以て税役共に之を收む

一 諸官省府藩縣用物并撫育品諸家荷物神佛具は免税す

但本條の名を偽り賣荷を運輸する者は奸闊密商と做して處分すへし

一 北海道國內より産物を裝する船四港内へ入らずして他國へ航行する者は税の五倍増或は七倍増を追徴すへし

但鮭、鱈、鮪、生鮮、諸漁場并諸藩支配より東京其他へ直航する者且擇捉より産物を裝する船に限り廻船の時其間尺を量り積石を査し十分の四を寛宥して殘額の品を時價に算し税四分並港役を收め直航を許す

一四港内に於て産物を装し開洋する船風潮に由り復港し滞船中老秋に至り船重く出港する能はず積荷を下船し封藏して翌年装載する者は税を収めず若し他船へ賣る者は雙方より各税一分を収むへし

一樺太産物は免税と雖も出入を査し且物品に應し極印を打捺する通常の例に依るへし

一船中食料は免税す但装載に臨み海官所に報明すへし

一鮮取船役金乗組一人金一分を収む

四年十二月特旨を以て五年より七年に至る三ヶ年間外國貿易を除くの外海關輸出入の税を免し港役及船税のみを徴收す依て五年二月に及んで函館海關所假規則を定む

出港税

(三) 出港税 明治七年海關輸出入税免除満期となり八年二月北海道諸産物出港税則を定められ四月以降礦屬及穀類麻蠶卵紙生糸器具を除くの外諸産物輸出は出港税として原價百分の四を課す税金は道路堤防修築賑貸給與等人民興益の費途に充つるを目的とす是に於て海關所を船改所と改め更に當別外三所に船改所を置たりしが尋て此新置の四所は廢止せらる又北海

道諸産物輸入の東京大坂二府神奈川兵庫長崎新潟茨城宮城敦賀飾磨山口、名東十一縣に於て其輸入船舶に注意せしめ其費用は開拓使之を償還するにと爲す○十年八月北海道諸産物出港税則並に船改所規則を改正せられ税金は船長直に之を納め外國船は貨主之を納むるものとす當時船改所と稱するものは函館支配下に函館福山江差釧路東配下に小樽室蘭根室支配下に厚岸あり外に派出所及見張所數所あり二十年水産税則制定に付廢止となる

現行税法

(四) 現行水産税則及徴收法

開拓使以降物産税の負擔重く且つ現品税納に就て其検査を受くるが爲め無用の時間と費用を消費する多きを以て漁業者の愁苦年を逐ふて甚しく加之出港税は重税に屬するを以て之を非難するの說漸く盛にして往々減税を出願せんとするの勢あり抑々本道の物産税は前項に述ぶるが如く松前藩及幕府直轄の時請負人が漁民と約束せし所の二八若くは一九の慣習に基きたるものなるを以て税率各郡高低一ならず現品納税の影響は各自收穫物賣買の時機を失するを初とし種々の不利益を見たるは素より論を待たず然るに明治十九年北海道廳設置の初め將來

拓殖の進歩を期する第一着として漁業の發達を圖らざる可らず其發達を圖らんと欲せば先づ重税と繁法とを避けざる可らずとの議あり政府も亦此に見る所あり長官岩村通俊氏幹旋頗る力め遂に二十年三月勅令第六號を以て水産税則を定め従前の物産税并に出港税を廢止せらる此税則改正の爲め従前平均百分の十四弱を納たる租税は減して百分の五となる即ち七拾餘萬圓を納たるもの減して貳拾萬圓となれり其減税に關して長官が伊藤内閣總理大臣に呈したる謝辭を一讀すれば全道漁業者の愁眉を開き如何に漁業の發達を促かしたるやを推測するに足る即左の如し

北海道の水産は天下に富めり北海道の富は水産を以て重要なものとす然に北海道水産採取製造販賣の事業未だ振起旺盛の域に趨かず却て漸く衰退沮喪の色を呈し其營業人の資力は歲月に減縮し往々破産流離するものあるを免れず是れ各種の原因ありと雖も要するに重税繁法之が累を爲すところに由る今や政府は非常の英斷に出で従前平均百分の十四弱に當るの税率を輕減して百分の五となし出港税の如きは之を全廢せられたるに因り従來物産税出港税を併せて凡七拾餘萬圓を納めたる人民は今より單に凡貳拾萬圓の税を納むるに

止まり此差金五拾餘萬圓は人民が直接に政府の恩賜を蒙りたるものたり加之現品税を金納に改められたるに因り従前現品税検査を受くる爲め消費する所の時間と現品納付の爲め醜藏苞裝及輸送の費用と勢力とを併せて之を省き間接の收利も亦鉅萬ならんとす北海道人民は從來重劇の負擔を免れて斯の望外の恩典に逢ふ霖雨初て霽て紅日を青天に仰ぐが如く驪欣喚呼手の舞足の踏む所を知らず是れ全道人民の政府に向て深く謝する所なり抑々政府が一朝此卓見を以て此の英斷に出で従來の慣行を革め此恩典を蒙らしめたるもの豈唯本道人民を照々愛憐して徒らに之に惠貸するの意ならんや誠に北海道は土地關加さる可らず人民殖せざる可らず然るに今日に在りて北海道の利を興し富を致さんとするには先づ水産營業を振起するの最も必要急務なるを信すればならん本道人民は宜しく心を勵し力を竭し各自の事業を振起し各自の資産を増殖し以て本道の富利を是れ圖り以て政府の屬望に負かず以て政府の恩遇に酬ゆるの道を求むべし通俊不敏なりと雖も職政府人民の間に介立す庶幾くは全道人民を率ひて政府の盛意を躰し以て政府の雄圖を贊するあらんとを云々

是歲四月十九日(大藏省令)北海道水産税則施行細則を定めらる○五月二日北海道

廳(廳令第四十五號此後増)水産物營業人組合を定め又(全第七號)水産物營業人組合規則を定め○六月四日同廳(同上訓令第五十八號)納期區別等取扱方を郡衙以下に訓令し其後本則に關する種々の違あり

水産税則に依り納付すべき水産物は左の種類とす

○第一類

- 海馬
- 生鮓
- 生鮓
- 生鮓
- 生鮓
- 生鮓
- 生鮓
- 生鮓
- 生鮓

○第二類

- 魚粕
 - 乾身欠鮓
 - 乾胴鮓
 - 乾脊割鮓
 - 乾外割鮓
 - 乾二ツ割鮓
 - 練鮓粕
 - 鹽鮓
 - 鹽鮓
 - 鹽鮓
 - 鹽鮓
 - 乾鮓
 - 乾鮓
 - 昆布
 - 細布
 - 布海苔
 - 若布
 - 銀杏草
 - 煎海鼠
 - 錫
 - 海扇殼
 - 乾海扇
- 水産税は以上の水産物に課し之を徵收するが爲め長官は水産物營業人の組合を定め該組合水産物産出價格百分の五を以て其組合一箇年の税額と爲し之を各營業人に賦課す○營業人とは前文第一類の水産物を採取する者又は

原品に勞力を加へて第二類の水産物と爲す者を云ふ○水産税は十五年より十七年まで三ヶ年間の水産物産出高を平均し其三ヶ年間に於て該税品拂下を爲したる代價を平均して價格を定め其組合の税額を算出するものとす而して二十年以後三ヶ年以上を経過し大藏大臣に於て北海道の全部又は其幾分に就き水産物既定の價額不相当なりと認むるときは更に既往三ヶ年間の産出高并に其賣買相場を平均して之を改正す

以上税則の大要なり其後二十四年三月大藏省令第四號を以て北海道水産税の算出價格は明治二十一年一月より同二十三年十二月まで三ヶ年間の水産物の平均産出高并に賣買相場に依り之を改正し二十五年より施行すと公示せられ同二十五年一月北海道廳告示第五號を以て各組合一ヶ年の税額を定めたり之を左に摘録す

組合名稱	税額 (價格百)	自二十一年一月至二十三年十二月	山石平均	同上價格
函館	三、五一八八四七	七、七四〇〇九二七	七〇、三七六九〇一	
龜田	三、一四四八一四	一四、四四五一一五	六二、八九六二六七	

古	岩	磯	歌	壽	島	瀬	太	奧	久	爾	檜	松	茅	上
宇	内	谷	楽	都	牧	棚	櫓	尻	遠	志	山	前	部	磯
八、〇七三	六、三〇五	四、二〇六	四、九一一	六、七三三	七、三八〇	三、三三八	一、二〇〇	一、八八四	三、八八三	一〇、〇四四	五、九六五	三、七〇五	三、六二五	二、八〇四
一〇一	九六五	三四一	七〇七	一九六	八〇九	九〇九	二二二	二一五	二四五	八八八	五七〇	五〇一	三八二	四六八
二九、六二三	二六、一三二	一八、三四七	二一、〇六四	二四、七五三	二九、八三一	一一、六七一	三、九三〇	六、六六九	一四、一六九	五六、六八二	二二、九四二	一九、五七〇	一六、〇二二	一〇、四四七
七〇三	四五二	〇二一	八七二	六二四	一七〇	七二三	四五二	四七一	五五三	二四一〇	二七五	五三一	七四九	七三三
一六、一	二六	八四	九八	一三四	一七四	六六	二四	三七	七七	二〇〇	一一九	七四	七二	五六
四六二	一九三	二六八	三四一	六六三	六一六	七七八	〇四二	八四三	六六四	八九七	三一	一〇一	五〇七	〇八九
〇二七	三〇一	八四一	一六九	九九〇	一五七	一五八	二二八	三二一	四八七	七三九	一三八	一〇一	七六三	三三三

宗	燒	苦	鬼	留	増	濱	厚	石	小	忍	余	古	美	積
谷	尻	前	鹿	萌	毛	益	田	狩	樽	路	市	平	國	丹
四、三〇〇	四、九〇八	八、六七九	一〇、六四七	一四、六五八	八、八九六	七、九八九	三、九五七	一二、五四八	八、八一	九、七五〇	七、〇八九	七、〇八九	七、六三三	五、六三三
二〇二	八四四	五二八	三三二	八〇三	一一三	三〇四	四五六	七八二	八八五	八二九	五五六	五五六	〇八七	三七六一
一五、七九〇	一八、〇二八	三一、八二〇	三七、三五五	五〇、三三五	三一、二二九	二九、四九九	一〇、一二三	四四、六二九	三一、四八八	三三、八九七	二四、六八六	二四、六八六	二七、四四三	二〇、三二四
六六一	九七六	六九〇	五四六	四〇五	三四二	九九五	一二七	九五二	二二七	〇一一	七一三	七一三	六七七	四四九
一一二	九八	一七三	二二二	二九三	一七七	一五九	七九	二五〇	一七六	一九五	一四一	一四一	一五二	一一二
〇四〇	一七六	五九〇	九四六	一七六	二四六	七八六	一四九	九七五	二三七	〇一六	七九一	七九一	六六一	六七五
〇一七	九〇五	五七五	六六七	〇四四	四六二	〇六六	一二四	五六四	七六六	五五〇	一三一	一三一	七三八	二〇〇

枝幸	二、九四一六六六	一〇、三四五八七三	五八、八三三三一〇
利尻	一三、四八四九五三	五六、〇五七五六六	二六九、六九九〇七七
禮文	九、二二一八四三	三七、〇四二二五七 五六一	一八四、四三六八一四
網走	一、九七〇八八六	八、〇六四七九四	三九、四一七七〇六
紋別	二、四〇三九五〇	九、三三七一九四	四八、〇七八九八五
山越	一、三八七九八三	四、八四六二一九	二七、七五九六八一
有珠	四二一一八一	(枚) 一、二三五七八五六 一、二二二二三三	八、四二二六〇七
室蘭	三九三四八五	(枚) 一、四一六八四三 一、七八三	七、八六九六八七
勇拂	二、〇八八〇七四	六、四二五七二六	四一、七六一四六八
静内	二、〇六四七四八	八、九九〇二三九	四一、二九四九五五
浦河	三、三七二八三二	一八、四九二〇九一	六七、四五六六二二
幌泉	二、七七四四六三	一四、五八八九九四	五五、四八九二五五
廣尾	一、三二〇三六六	六、四二七五六一	二六、四〇七三一六
十勝	二、〇六八三八五	五、六五五六四二	四一、三六七七一八
釧路	四、一三三五五六	二〇、九五三八二二	八二、二七一三二二

厚岸	一〇、二三七三九八	四八、二八七六六〇	二〇四、七四九九四三
根室	一三、七一五五六七	六〇、九六八七五八	二七四、三一一三一
野付	五、五二六二一三	一八、六四五九九九	一一〇、五二四二六九
標津	七、六五二三三四	二六、九二九八九九	一五三、〇四六八七二
國後	四、八四三三九九	二一、五七四一一八	九六、八六七九七六
紗那	八、四六五七三〇	(頭) 五六、九四四四九五 一四四	一六九、三一四五七〇
色丹	八三一四	六九八〇七	一六六二八五
合計	三〇四、六一五三〇七	(頭) 一、二二〇、二八〇三八五 (枚) 一五、四〇六 (把) 二二、六二四	六、〇九二、三〇五七三一

二十年度以降水産税の収入は左の如し

二十年度	二二二〇、二二五五二
二十一年度	二二八七七五六七四
二十二年度	二二五、一〇一二二四

二十三年度	二二四、四〇六・二九二
二十四年度	二一九、五三一・三三六
二十五年度	三〇四、六一五・三〇五
二十六年	三〇三、七六九・三七四
二十七年	三〇一、九二四・七八四
二十八年	二九九、〇七五・六七三

(附 録)

左の一篇は北水協會員にして當時北海道廳第二部長理事官たりし堀基氏が水産税軽減に付漁業者諸氏に一言すと題して寄送せしものなり併録して參考に供す

余は本道漁業者諸氏と共に日夜切望大旱の雲霓も嘗ならざりし物産税軽減の一事は本年四月三十一日勅令第六號を以て公布せられたり欣喜の餘り實に手の舞足の踏む處を知らざるなり然れども小勝に狂れて大敗を取り遠き慮なくして近き憂を招くは常人の情にして免れ難き所とす今聊か所思を陳述し諸氏將來の注意を促すは取て無用に非らざるべし勅令に依りて納むる所の税額は金貳拾壹萬

意將減税に付
來の注

四千五百圓餘にして之れを從來の税額金五十九萬五千九百十五圓餘(明治十五年平均概算)に比すれば其差金三十八萬四千四百十五圓即ち六割四分強の軽減とす之れに水産物出港税金十八萬三千八百十六圓餘(前の年度)加ふれば實に金五十六萬五千二百三十一圓餘なり之を本道漁家一萬九千七百四十七戸(十六年の調査を合せ)に配當するときは一戸平均金二十八圓六十二錢三厘餘を得是皆新法の賜物にして實に意外の利と云ふべし加之彼の鯨玉粕検査摺筒寸尺等の檢束を免れ且つ物産を輸出するに一定のヶ所に於て検査を受ける等の不便を脱す漁業者の幸福亦大なり夫れ税額の重きを説き検査の不便摺筒の檢束を訴へたる呻吟嘆息は一旦化して歡喜の聲となる苟くも此業に従事し此恩波に浴する者は業を操るに勇み事々物々面目を新にし敢爲の氣力を振興すへきは余か信ずる處なりと雖も安逸に慣れ驕奢に流るゝは人の常情にして咽下過れば熱さを忘るゝ者滔々天下皆然り是れ余か諸氏の爲め深く患ふる所なり

本道は天賦恩惠の厚大なる稱して東洋水産國と稱へらる而して漁民は此天賦の地に住し永く其恩惠に慣れ無算無考偶々大漁に依て意外の奇利を得れば之を浪費して顧みず一旦漁撈に凶歉を來す等の躓きあるときは忽ち家産を傾け流離頓

沛實に名状すべからざるの慘狀に陥るもの往々にしてあり今其實例を舉れば明治十二三年の頃西部沿岸の大漁に當り價格非常に騰貴し爲めに巨大の利を占めしより俄に驕奢に流れ家屋室内を虚飾し衣食美を極め遊興に耽り費す處は得る處の利潤に止らず債鬼門に迫るも之を障へるの餘資なく徒らに負債を増殖し十七八年の如く營業仕込に困迫し東奔西走資金を得るに齟齬す雖も資本家は如此自ら零落を來せし漁業者には仕込をなすを好まず金融益を閉塞終に年來の漁場より地所家屋に至る迄其所有權を他人に移し落魄糊口に苦しむに至りし者亦鄙なからず此結果を來せし所以のものは何そや是れ皆遠き慮なくして近き憂を招き小勝に狂れて大敗を取りたる者なり

抑々新稅則發布に依り得る所の利潤は前既に述る如く鴻且大なりと雖も依然舊套を脱せずんば減稅の幸福は反て將來の不幸となるを知らんや今にして永遠の策を建て營業の基礎を確めずんば他日驕を囓むも尙ほ及ばざらんとす何をか基礎と云ふ荒凶に備ふる蓄積の法是れなり此方法の經營は夙に當路者の苦慮する所なりと雖も當時漁業者は營業上の不景氣と重稅の負擔に堪へざるを口實とし之を厭忌し遂に實施する能はずして荏苒今日に至れり今や此好時機に際會し

漁業者一戸の利潤は二十八圓六十二錢三厘餘にして乃ち本年豫算外の利益なり此内より二割乃至二割五分を蓄積すとも尙ほ過剩あると許多にして生計上苦慮するとなきは言を待たず故に確實なる方法を設け之を永遠に蓄積せば將來漁村を維持し子孫に幸福を與ふるを得べし今假りに全道の漁業者が二割五分即ち金七圓十五錢五厘餘を十ヶ年蓄積するものと看做せば其元金は百四十一萬二千八百九十七圓八十五錢となり隨て生む所の利子に利子を重ねば諺に所謂塵積りて山を成す者にして眞に巨大の額ならずや是れ則ち永遠の策營業の基礎なり既に營業の基礎を固め既に其根據を定め愈々進んで漁法製法及び漁具に至る迄新機軸の考案を出し進取の氣力を富しめ併せて水族の保護繁殖を圖るべし夫れ事物改良の要なる今復た多言を待たず試みに其一端を擧ぐれば彼の昆布製造の如き魚粕苞裝の如き需用者供給者共に改良の急務を感じ昆布は明治十五六年の頃より改良に従事し十七八年に至つて乾燥結束共に改良の實を表し既に十二年の頃の如き頽敗を挽回し價格騰貴販路疏通せり魚粕の苞裝は改良日尙ほ淺しと雖も大阪の肥物商及び荷受問屋其他在阪各地の荷主惣代より其荷造堅固にして毀損脱漏等の患なく量目稍々平均にして運搬に適し且船舶搭載にも利便なり

どの贊美あり之れ等余が言を待たず産出者疾に其耳朶に入り肥臆するならむ
改頁の實効夫れ此の如し希くは諸氏爾後は官廳の保護勸誘を待たず各精神を勵
まし専ら各自の規約に基き銳意改良進歩を計り此天賦恩恵に背かず併せて税額
輕減の恩典に報ひよ彼の千七百八十七年の頃ポハスラン島の鯨大漁期に於て漁
業者は飲酒放埒絶て節儉備荒等に心を注ぐものなく隨て種々の惡風大に行はれ
人民の身代漸次傾き終にスウェーデン國の金庫と仰ぎしポハスラン島も一大貧
院と變し其後鯨の群來漸々薄くなり漁期の終り近づくに至り少しく貯金あるも
のは年々相率て他方に轉徙し降て千八百〇八年に鯨の群來全く跡を絶ち漁業の
終りを告るに至りては其慘狀筆紙に盡し難く獨り海岸のみに止らず延て内部農
民に及べり左れば當初鯨の大漁は人民の幸福にあらざして反つて他日の不幸な
りと考ふる者あるに至れり如斯ポハスラン島の不幸生ぜし原由は大漁に依て金
錢の流通を起し容易く職業を營むを得し油斷より來せし結果に外ならず本道漁
民にして萬一此轍を踏む如きとあらは世人は必らず言はん税額輕減は漁民をし
て徒に安逸の心を惹起し漁業を衰頽に導きたる者なりと漁業者深省すべし
聞説各地の漁業者は業已に相計りて備荒儲蓄の法を案し永遠の策を建る者あり

と實に賀すべきの事なり希くは名ありて實なく中道にして廢するか如きとをな
すべからず殊に本會々員の如きは漁業の先覺者なるを以て最も銳意率先して此
業の牀面を改めんとを希望する所なり未だ陰雨せざるの綱繆轉はぬ先の杖と皆
世の金言なり諸氏夫れ再思せよ

第二款 漁場請負并漁場持

漁場請負の沿革

漁場請負は松前藩治の時に始まる其年代今之を詳にするを得ず蓋し松前第四世
季廣東西蝦夷と講和し天文十九年(今を距る三百年)瀬田内の夷ハシタインを以て西夷
の長と爲し上の國村に置き知内の夷「チユモタイン」を以て東夷の長と爲し市易の
制を定め入口の商船に税を課す(租税に)と云ふ當時今の渡島國を松前領と爲し其
餘は之を蝦夷地と爲し斜里宗谷及北蝦夷の三所は三場所と稱し藩主親ら統治し
其他は區域を立て臣下の采邑に充つ是に於て皆松前の商賈をして其地を請負は
しむるに至る是漁場請負の濫觴なり
商賈の漁場請負たるや漁獵の地に運上屋を建て蝦夷土人(即「アイ」)に酒烟草其他雜
物を付與して彼等が收獲する所の魚藻と交易し又人を内地に雇ひて漁業に従事

請負人の
義務

漁場請負
の沿革

各郡請負人の始

せしむ之を出稼と云ふ商賈其贏利を收めて税銀を納む之を運上金と稱す運上屋は則ち商賈上納むる運上金を取扱ふに因りて名く而して商賈は雇人に對して其收獲物の一割乃至貳割を收む之を一九又は二八と稱す是れ商賈漁場請負を爲して運上金を納むるを以て其漁場區域内に來りて漁撈する者は何人を問はず請負人の承諾を得二八又は一九の現品を納めざれば業に従ふを許さざる慣例を爲せしなり言を換へて之を云へば松前藩に對する租税の義務は商賈即請負人限り之を負担し蝦夷土人出稼雇人及出稼營業人は直接に上に納むる義務なく之に換ふるに請負人に對し義務を負ふものとせり

各郡請負人の沿革は文化以前詳に之を知るを得ずと雖も小樽郡は寛永中(今凡百七十年)請負人あり石狩厚田濱益古平美國積丹各場所は寶永三年(今九十年)始て請負人あり岩内は享和年間(同上凡九十年)古宇は寶曆二年(同上百三十四年)増毛留萌苦前天鹽宗谷枝幸利尻禮文は天明年中(同上百十餘年)釧路厚岸根室野付標津目梨斜里網走及國後の各地は安永年中(同上百二十餘年)始て請負人ありと云ふ然れば請負の各地に行はれたるは貳百年以來にして其前は各場所悉く請負人ありしに非ざるや明なり

漁場請負人が其漁場に出稼する漁業者より一割乃至二割の現品を收むるは一見

改革の一官吏の監督

頗る酷なるが如しと雖も其實際を推測すれば否らざるが如し抑も漁場請負人なる者は運上屋を建て蝦夷土人及出稼人を撫育するが爲め支配人を置き其下又番人あり現品交易と收納を掌るのみならず日用品の供給資金の貸與若くは病患の手當等一切の事を處辨し若し凶歳漁獲少なく土人出稼人等衣食する能はざるときは日用物品を給し又漁業資金を貸し他年の收獲品を以て漸次之を償はしむ故に請負人は一朝漁獲少なき時は運上金より土人其他の撫育の爲めに數千圓の資金を抛出し得る所其失ふ所を償はず不幸にして二三年薄漁ならん乎資産を傾けて尙ほ足ざるとありと云ふ之に依りて之を見れば請負人が年々一割乃至二割の現品を徴收するも決して不當の利を貪るものと爲すべからず但支配人以下土人を虐遇し交易上詐譎の行爲あるが如きは往々にして之ありと云ふ寛政十二年徳川幕府東蝦夷地松前藩の管轄を止めて幕府親しく躬ら統治し箱館に政廳を開き奉行を置き政治を掌らしむるに及んで東蝦夷地の運上屋は改めて會所と稱し續て江戸及松前請負人を廢し官吏をして之を管せしめ支配人番人を置くは舊に依らしむ文化四年四月東西蝦夷地悉く幕府の直轄となり尋て村垣淡路守川尻肥後守松前奉行に任し奉行所を福山に置き政務を執り西蝦夷地も亦請負人を廢せん

改革の二
入札請負

とす其後同十年に至りて東蝦夷地官の直販を止め再び請負人に付するととなる
 當時箱館の市民奉行所に出願したる趣旨を見るに東蝦夷地は舊慣に依り何人の
 手に落札するも荷物は箱館に於て捌き西蝦夷は松前に於て捌かれたしと云ふに
 在り其願書を摘録すれば左の如し
 十四年前箱館を初め奥地とも開國の御趣意を以て東蝦夷地は残らず御直仕入
 にて右産物は箱館にて拂下となれり當時は箱館籠數凡四百戸ありしが年々産
 物拂下を聞き商船輻輳し戸口従つて増加し方今既に九百七八十戸となれり然
 るに今若松前に於て入札を行はば松前人は之に馴れ箱館は從來御直仕入と心
 得居るが爲め十の八九落札は覺束なし且つ松前荷揚げ等に變する時は箱館は
 入船を減じ舊時の寂寥に復するも知る可らず果して如此なれば商人問屋小宿
 其他の困弊極めて甚し元來松前は西蝦夷地沿海鯨及秋味あるのみならず北蝦
 夷地を引受け産物の湊合饒多なるを以て十四年前より東西を區別して荷物を
 兩地に聚集するととなれり今日以後入札法を行はるゝに於ては東蝦夷地山越
 内より奥地までの産物は總て箱館荷揚と定められ度云々
 是歲九月奉行所官吏立會にて入札を行ひ山越内より國後に至る迄十九ヶ場所の

改革の三

請負人の
取扱事項

請負人を定む(請證文下に付す)

文政四年松前藩復領の後漁場請負の方法皆舊に復す安政二年東西蝦夷地上地の
 時土人の戸口を査し及撫恤に關する事務は官吏之を管し商賈等土人を雇はん
 欲する者は官に請ひ日を限りて之を役し其雇賃米酒等は官に納れ官吏點檢して
 土人に給與するととなし以て支配人等の姦詐を豫防せしが漁場請負の事は尙ほ
 松前氏の舊制に據れり(請證文下に付す)

文化以降請負人の請負年季は大抵五年乃至七年とし期滿れば更に又五年七年の
 請負を許す此際従前の運上金にて許可を得るは少なく大抵運上金を増して許可
 を得るを例とす加之請負人は運上金を納むるのみならず半官半私の事務を執る
 と少からず其重なるものを擧れば左の如し

請負人請證文に明記し又は慣例にて取扱ふ事務

- (一) 蝦夷土人撫育(日用諸品の供)の事
- (二) 毎年二季(十二月)運上金を納むるの外十一月中其二分に當る積金を爲す事
- (三) 運上屋及荷物庫修覆又は再築の事
- (四) 煎海鼠御用品(西地或る場)年々献納の事

(五) 同上并干鮑等俵物御用品收獲の増加を圖る事
 (六) 官吏通行又は警備兵卒等通行旅宿請負の事
 (七) 公文遞送人馬繼立の事
 (八) 難破船救助の事
 (九) 外國船見請次第急報の事
 (十) 御備米年々仕入米を以て積替の事
 (十一) 松明三百本鞋三百足年々新規備替の事
 (十二) 幕申百本七尺同上の事
 (十三) 臘脯臍捕獲次第上納(或る場所)又は輕物臘虎鷹羽熊膽熊皮編鼠水豹鱒魚等
 は買入直段を以て買上に應ずる事

右の外場所依りて事項多きもあり之を遵守せざれば罰に處せらる而して運上金の外上乘金差荷金等租税の部に詳なり種々の負擔あり縱令漁場の利益多しとするも資本薄弱の一商人にては請負人たる能はざるや明なり

元治慶應の間幕府内外多事財政困難の爲め請負人に命じて別段上納金を爲さしむ其金一ヶ年凡一萬七千兩應慶二年長防軍費の内へ献金を勸誘し各自若干の金を

特請負人の特遇

を献ず翌三年請負人中賞を受くるもの左の數氏あり

- | | |
|--------------|----------|
| 本人より七代帶刀御免 | 伊達 林右衛門 |
| 銀十三枚賞賜 | 栖原 半六 |
| 同十五代苗字俸迄帶刀御免 | 西川 唯兵衛 |
| 銀十枚同上御免俸代迄帶刀 | 岩田屋 金藏 |
| 銀十枚迄苗字帶刀 | 岡田 半兵衛 |
| 銀七枚迄同上本人一代帶刀 | 竹屋 長左衛門 |
| 孫代迄苗字銀五枚 | 田付 新左衛門 |
| 孫代迄苗字銀三枚 | 平田 與三右衛門 |
| 永々苗字俸代迄帶刀 | 佐藤 榮右衛門 |
| 銀二十枚 | 杉浦 忠三郎 |
| 銀三枚迄苗字 | 佐藤 二左衛門 |
| 永々苗字孫代迄帶刀 | 藤野 喜兵衛 |
| 銀廿枚 | 山田 文右衛門 |
| 本人より五代苗字三代帶刀 | 佐野 專右衛門 |
| 同上 | |

孫十代 苗字俵代迄帶刀	佐野孫右衛門
孫五代 苗字	國領平七
同上	小林重吉
俵二代 迄苗字	山田壽兵衛
孫三代 迄苗字	佐藤傳四郎
俵七代 迄苗字 本人一代帶刀	種田德之丞
俵七代 迄苗字 本人一代帶刀	玖珠庄兵衛
同上	井口兵右衛門
同上	蛸子武兵衛
同上	田中正右衛門
同上	酒谷八郎右衛門

請負人廢止漁場持の名稱

明治二年開拓使設置九月漁場請負を廢止す其達の要旨左の如し
 當今版籍返上相成候御時節柄從來商人の身として諸場所土地人民を始め請負支配致居候義名分に於て不宜今般改て被廢候乍然撫育米を始め漁獵の諸品等速に引揚候ては差支候儀も有之候に付現業の處は年々漸々に變革致し候様被

仰渡候心得違等不致様相心得べし

四月二十九日請負の各目を廢し當分漁場持と唱へしむ十一月(欠)に及んで同使更に布達を出す其要左の如し

北海道は地球正帯中に在ながら漁業のみ致し膏腴の土地柄不相開より露夷望を掛候様に移行 朝廷の御深憂奉忍入候義に候依之今般請負支配相廢候様被仰付候付ては請負支配人一家の豪富を企候時節に無之即今より濱中人民并に土人取扱の義は勿論總て本廳の下知を受け漁業等も同様御引上げ御直支配に相成候條心得違等不致御時節柄の御趣意を奉忍察何れも安堵可致於然は如此荒蕩の地も不遠内に人烟漸々自然と繁昌の地に相成人々稼次第にては何れの道にも富榮候様相成候條目前の小利を不欲大に後榮を樂み家業尙又出精致すべし

一支配人番人其外是迄の通り召使候者共於各場所致渡世居候者共無殘先前之通被召使候條一人も致離散間敷候事

一米味噌酒鹽網其外木綿鐵物類漁業諸道具是迄の通心得御用違としては仕入等不變可相整代價は追々下渡候事

一大坂越後其外へ注文置候品々は諸場所御藏元へ可相納相應の利潤相渡候不足の品無之様可致候事

一出稼の者共漸々申諭し成丈場所へ家族引連永住致候義勝手に差許候條名前可差出事

一土人其外致墮胎候ては不相濟に付困窮の者へは出産の子へ養育料として五ヶ年間年々米三俵宛被下候條尙又氣を付け無疎漏可取計但懷妊の女出稼等に遣候儀禁止の事

一他場所へ養子縁組の義差許候事

一八十歳以上の者は毎年可相届事

一格別孝養忠諒の者は可相届事

一熊膽皮其外直段相増候條尙更密賣等不致相納め可申事

一役々其外通行の節旅籠御定丈に可相賄諸品其外は相當の代價可受候事

一元運上家並番家以來本陣と可唱運上家同所に番家相建候節は脇本陣と可唱事

是より先(九)函館開拓使出張所請負人を廢し場所返上を命する違あり但し漁具等

は之を保存し後命を待つべきを諭す○十月函館出張所より舊漁場請負人數名請負廢止に由りて明年尙漁業仕入すべきや否を本使長官に申稟したるに従前の通心得べき旨指令ありしと○根室出張所藤野喜兵衛外六名に漁場請負名義を廢し場所返上を命せらる但し明年場所撫育及仕入品は従前の通心得又漁場受負を爲す者は自今漁場持と稱すべき旨違あり○十一月函館出張所又揭示して舊漁場請負人の内従前の如く漁業を繼續する者は當分漁場持と稱せしむ又西地漁場明年漁業準備として場所毎に金七百兩を下付せられ直轄場所と爲る○十二月西地舊請負人備置漁具漁船代價追て下付すべき旨を達し且つ明春漁業出稼入雇賃其他諸費として金七百兩を歌棄に金八百兩を壽都に下付せらる○是歲漁場持數名開拓少主典以下に任せられたりしか翌年に至り追々職を辭し更に御用達及取締を命せらる○同三年正月根室出張所巖に上地を命せられたる山田善吉場所(標津、斜)函館物産掛の管理に付せらる○三月函館商柳田藤吉外三名根室、花咲兩郡漁場、三ヶ所新開の許可を得○五月根室郡鮭場(シホト、カト、迄)の間敷所の漁場を藤野喜兵衛に委任せらる○同四年正月野付郡漁場も亦同人に委任せられ十一月に至りて函館大年寄小林重吉厚岸郡漁場持を命せらる○十一月函館出張所本籍寄留

を問はず身元たしかにして奥尻郡を開拓せんと欲する者は之を許可し自今漁場持と爲すべき旨達あり○十二月札幌開拓使應請負人栖原半七伊達林右衛門に枝幸、宗谷、利尻、禮文、四郡天鹽國一圓及天賣、燒尻二島漁場持を命せらる○同五年正月根室使應斜里外三郡漁場請負人廢止以來土人大に疲弊の狀あるを以て更に藤野喜兵衛に委任の命あり同人力を撫育に用ふ尋て又標津、目梨二郡も同人に委任せらる又千島の内擇捉外三郡も亦改革以來漁場持屢々變更し土人生を聊んせす是に於て同應栖原小右衛門、伊達林右衛門に委任せられ國後郡は舊漁場持藤野喜兵衛に復す○釧路國厚岸地方漁場新開を望む者多し因て根室地方と同しく出願する者に許可を與ふる旨達あり○三月白糠地方漁場再び佐野孫右衛門に復す○同年五月根室釧路兩國漁場持に資金を貸與せられ六月又漁具代金を貸與せらる此類各縣に在り以下省略す○同九年九月廿一日日本使乙第十號を以て左の布達を發布せられ漁場持を廢す尋て十一月十三日甲第三號全國府縣へ同一の主旨を以て布達あり漁場請負の習慣は是に至りて全く大變更を見るに至れり

全道の海産は其利益鴻大なるを以て益之を擴充して民産の基本を厚ふし出稼の習慣を改め獨立の産業に就かしむるの目的を以て海陸の運輸を始め其他諸

漁場持の廢止

般の方法を設け營業の便宜を施し實際勸誘爾來稍々繁盛に赴き出產高漸次に増加し昔日の比にあらざるに北見、根室、千島方面の漁場持從來の習慣を固守し専ら出稼の軀裁を存し廣大なる地所を借受致居場所相當の漁業を施さす却て他人の新に開業するを猜忌し之を妨くるの弊習あり速に此弊を除き勸誘の道を盡さいれば人民移住の障害は勿論遂に獨立の營業を爲さしむる能はざるに付從來漁場持今般一切相廢し都て上地申付且寄留人借受の漁場昆布場等明治五年九月地所規則公布以來未だ精確なる調査無之家屋倉庫敷地等の經界畝數判然不致に付全郡又は數郡を一手に借受致居候分一先上地爲致候尤も元漁場持等舊習を改め明治十年より新に營業願出す者は實地調査の上不都合無之分相當の場所更に割渡すべし其他永住寄留の別なく營業志望の者は別記郡數の内書式之略の通明細調書相添へ本年十月三十一日限可願出云々

(別記)

- 千島國 擇捉、振別、藥取、紗那、國後五郡
- 北見國 斜里、網走、常呂、紋別、枝幸、宗谷、利尻、禮文八郡
- 根室國 標津、目梨、二郡并に根室、花咲、野付三郡の内

天鹽國 増毛、留萌、苫前、天鹽四郡の内
 膽振國 千歳、白老、幌別三郡
 日高國 沙流、新冠、三石三郡
 釧路國 白糠、釧路二郡并に厚岸郡の内
 是時漁場持にして拜借漁場上地を申付られたるものは左の數氏にして本年の鮭漁は舊に依り營業し明年より引續き業を營まんとするものは出願次第實地を査し相當の場所更に割渡すべき旨達あり

枝幸、宗谷、利尻、禮文四郡及天鹽國一圓
 日高國三石郡
 同 上沙流郡
 同 上新冠郡
 膽振國幌別郡
 同 上千歳郡
 同 上白老郡
 同 上幌別郡

伊栖 達原 小右衛門
 小 林 重 吉
 飯 田 信 三
 紺野 山 光 儲 吉
 日 野 愛 喜
 石 山 安 專 五
 山 口 安 專 五
 平 谷 新 橋 三 次
 小 杉 房 吉

同 上有珠郡
 以上漁場請負の沿革大要なり左に文化以降慶應に至る場所請負人名及運上金等を表記し其沿革を明にす

(二) 漁場請負沿革表

西地及北蝦夷

白 烏 宇 兵 衛

場所	年代	年 限	運上金目其他額上		請 負 人 名	事 由
			納金	積金		
久 遠	文政	五午年ヨリ 向十ヶ年ヨリ	六兩二十文	(運上積金) 永百二十文	石橋屋 松兵衛	一本安政四年ヨリ「運上金」十五兩ト記セリ
	慶應	御 料	六兩二分	(運上積金) 永百三十分	同 上	
奥 尻	文政	元寅年ヨリ 向五ヶ年ヨリ	五十兩三分	(運上積金) 壹兩三分	河内屋 小兵衛	
	嘉永 安政	嘉永四年ヨリ 向七ヶ年ヨリ	三十兩一分 前同	(運上積金) 三十兩一分 (差荷金) 前同上	荒屋 新右衛門	一本積金一分ト永百文トアリ
慶應	御 料	(別段上納) 壹兩二分ト永百六十文	(差荷) 壹兩三分	同 上		

文政	歌 楽			壽 都			島 牧	
	慶應	嘉永	文政	慶應	嘉永	文政	慶應	嘉永
向十ヶ年季 四巳年ヨリ	御料	年限不詳	向五ヶ年ヨリ 向十ヶ年季	津輕越中守陣屋	嘉永三年ヨリ 向七ヶ年季	向十二ヶ年ヨリ 向七ヶ年季	津輕越中守陣屋	スツキニ同シ
差上乗 金荷加	別段上納 但是ノ實年ヨリ上納	運上 但秋味前上切圍ハ四ツ割ノ二分上納	運上 積金 四兩ト永二百文	運上 仕向金 八兩ト永二百文	積金 一兩三分ト永九十文	運上 差荷 八兩	運上 仕向金 九十二兩二分	スツキニ含有ス
柳屋 庄兵衛	佐藤 榮右衛門	柳屋 榮五郎	柳屋 新兵衛	同 上	山崎屋 新入	柳屋 新兵衛	同 上	小川屋 九右衛門
一本「鯨冥加」チ欠キ「積金」四兩ト永八十文トアリ	「杉浦氏御用留」ニハ冥加金チ欠ク		一本二百十五兩トアリ	アリ	一本二百五十兩卯年ヨリ増加トアリ		一本四百兩卯年ヨリ「増運上金」トアリ	

文政	慶應	スツキ		瀬 棚			太 橋		
		安政	嘉永	慶應	嘉永	文政	慶應	嘉永	文政
向六未ヶ年ヨリ 向五ヶ年季		嘉永三年ヨリ 向七ヶ年季	元寅年ヨリ 向五ヶ年季	御料	嘉永七年ヨリ 向七ヶ年季	六未ヶ年ヨリ 向十ヶ年季	御料	嘉永四年ヨリ 向七ヶ年季	元寅年ヨリ 向五ヶ年季
運上 積金 二兩ト永百四十文	島牧ニ包含ス	運上 積金 四兩	運上 積金 七兩ト永百二十五文 永百四十九文五分	別段上納 前同上 十八兩二分	運上 積金 一兩一分ト永五十文	運上 積金 一兩一分ト永五十文	運上 積金 十一兩ト永百文	運上 積金 五十兩	運上 積金 三十八兩 三分ト永百十文
新屋 武兵衛	同 上	小川屋 九右衛門	新屋 武兵衛	同 上	古畑屋 傳十郎	高田屋 吉次郎	同 上	濱屋 與三右衛門	阿部屋 甚右衛門

古平		美國			積丹		
安政	嘉永	文政	慶應	安政	嘉永	文政	
向七ヶ年季	嘉永六年ヨリ	向七ヶ年季	御料	向七ヶ年季	嘉永五年ヨリ	向四巳ヶ年季	
秋味百石以上二十兩ツ、 切圓三分ノ一	(運上)秋味運上 前同上	(運上)秋味運上 前同上	(運上)差荷 前同上	(運上)秋味百石以上二十四兩ツ、 切圓三分ノ一	(運上)秋味百石以上二十四兩ツ、 切圓三分ノ一	(運上)秋味百石以上二十四兩ツ、 切圓三分ノ一	
岡田 半兵衛	惠比須屋孫兵衛	同 上	同 上	岩田屋 金藏	澤田屋 求兵衛	同 上	
一本「運上」二百六十兩「差荷」九 兩二分「積金」七兩二分ト永百文 トアリ 又一本ニハ三百八十九兩二分ト アリ	「運上金」チ欠ク	杉浦氏御用留ニハ「差荷金」及 「運上金」チ欠ク	一本積金五兩ニ作ルアリ 又「運上金」安政六年二百十五兩 ト記スルアリ	一本積金五兩ニ作ルアリ 又「運上金」安政六年二百十五兩 ト記スルアリ	一本積金五兩ニ作ルアリ 又「運上金」安政六年二百十五兩 ト記スルアリ	一本積金五兩ニ作ルアリ 又「運上金」安政六年二百十五兩 ト記スルアリ	

古字			岩内			磯谷	
慶應	安政	嘉永	慶應	安政	嘉永	慶應	嘉永
御料	向七ヶ年季	嘉永四年ヨリ	御料	向七ヶ年季	嘉永四年ヨリ	御料	嘉永六年ヨリ
(運上)秋味運上 前同上	(運上)秋味運上 前同上	(運上)秋味運上 前同上	(運上)秋味運上 前同上	(運上)秋味運上 前同上	(運上)秋味運上 前同上	(運上)秋味運上 前同上	(運上)秋味運上 前同上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
杉浦氏御用留ニハ「運上金」九十 七兩トアリ其加金ナシ	一本運上金百九十兩トアリ	一本運上金百九十兩トアリ	杉浦氏御用留ニハ「真加金」チ欠 ク	杉浦氏御用留ニハ「運上金」チ欠 ク	杉浦氏御用留ニハ「運上金」別 段上納金」ノ二口ノミ他チ欠ク	杉浦氏御用留ニハ「運上金」別 段上納金」ノ二口ノミ他チ欠ク	一本安政元年二百二十兩貳分同 四年二百十五兩トアリ

忍路	上余市	下余市			慶應
		慶應	嘉永	文政	
嘉永 安政	嘉永 安政	慶應	嘉永	文政	慶應
嘉永五年ヨリ 安政七ヶ年季	嘉永六年ヨリ 安政七ヶ年季	御料	嘉永六年ヨリ 安政七ヶ年季	三子年ヨリ 安政七ヶ年季	御料
(運上)二百九十七兩 (差荷)前同上	(運上)二百九十七兩 (差荷)前同上	(運上)二百九十七兩 (差荷)前同上	(運上)二百九十七兩 (差荷)前同上	(運上)二百九十七兩 (差荷)前同上	(運上)二百九十七兩 (差荷)前同上
西川 徳兵衛	同 上	同 上	竹屋 長左衛門	藤野 喜兵衛	惠比須屋半兵衛
一本「運上金」三百三十七兩ト書ス	按スルニ慶應年中ニハ「余市」ヲ 單稱シ上下ヲ別タス故ニ此ニ請 八百ナシ		一本「余市」安政元年五百五十六 兩四年五百六十兩トアリ		

高島				慶應
慶應	安政	嘉永	文政	
慶應	安政	嘉永	文政	慶應
御料	嘉永四年ヨリ 安政七ヶ年季	嘉永四年ヨリ 安政七ヶ年季	六未年ヨリ 安政七ヶ年季	御料
(運上)前同上 (秋味)前同上 (別段上納)百八十三兩ト永二百 但是ハ寅年ヨリ上納	(運上)前同上 (秋味)前同上 (別段上納)百八十三兩ト永二百 但是ハ寅年ヨリ上納	(運上)前同上 (秋味)前同上 (別段上納)百八十三兩ト永二百 但是ハ寅年ヨリ上納	(運上)前同上 (秋味)前同上 (別段上納)百八十三兩ト永二百 但是ハ寅年ヨリ上納	(運上)前同上 (秋味)前同上 (別段上納)百八十三兩ト永二百 但是ハ寅年ヨリ上納
住吉屋 唯兵衛	西川 徳兵衛	住吉屋 助治	住吉屋 唯兵衛	住吉屋 唯兵衛
	一本「安政元年」運上金「三百三十 兩四年三百二十兩ト書ス		一本「別段上納金」百八十三兩 永二百五十五分トアリ	

厚田							
慶應	安政	嘉永	文政	慶應	安政	嘉永	同上
御料	向七ヶ年季	嘉永六年ヨリ	三辰年ヨリ 向七ヶ年季	(御手捌)料	向七ヶ年季	嘉永五年ヨリ	
(別段上納) 前同上 但是ハ寅年ヨリ上納	前同上 差(荷)上 運(上)上 切圓四分ノ三	積(金)上 運(上)上 秋味運上 秋味二千石以上百石ニ付二十三兩	積(金)上 運(上)上 秋味運上 秋味二千石以上百石ニ付二十三兩	(運上)千兩 積(金)上 運(上)上 秋味運上 秋味二千石以上百石ニ付二十三兩	積(金)上 運(上)上 秋味運上 秋味二千石以上百石ニ付二十三兩	積(金)上 運(上)上 秋味運上 秋味二千石以上百石ニ付二十三兩	積(金)上 運(上)上 秋味運上 秋味二千石以上百石ニ付二十三兩
同	同	同	濱屋與三右衛門	同	同	同	同
上	上	上		上	上	上	上
				一本前同上阿部屋傳右衛門請負 ニテ積金二十兩トアリ			此分ハ十三場所合計ニテ請負タルトキノ一例 一本安政四年千三十九兩ニ作ル

石符	小樽内	
文政	慶應	嘉永
向十ヶ年季	御料	嘉永六年ヨリ 向七ヶ年季
四巳年ヨリ		
運(上)上 積(金)上 運(上)上 秋味運上 秋味二千石以上百石ニ付二十三兩	(運上其他) 前同上 (別段上納) 永二百文 (増運上) 千兩 以上請負人アリシトキ	(夏場運上) 三百七十兩 (秋味同上) 二百二十兩 (積金) 十兩ト永百四十文 (差荷) 二十五兩三分 其他前同上 秋味六百石以上百石ニ付二十兩ツ 切圓四分ノ三
阿部屋 傳次郎		岡田 忠兵衛
石符ハ場所合計十三アリ 豊平、發寒、上札幌、下札幌、 篠路、上對雁、下對雁、上樺 戸、上樺戸、上夕張、下夕張、 島松、苗穂是ナリ	請負人ナキ時ハ付並運上ナシ	一本安政中五百四十七兩ニ作ル

苦前		留前			
慶應	安政 嘉永	文政	慶應	安政 嘉永	文政
門 酒 尉 井 領 左 分 衛	嘉永五年ヨリ 向七ヶ年季	向七ヶ年ヨリ 向七ヶ年季	門 酒 尉 井 領 左 分 衛	嘉永五年ヨリ 向七ヶ年季	七ヶ年ヨリ 向七ヶ年季
運上 四百五十八兩 差乗上 二十二兩 増運上 四千九百八十五兩 但留前、昔前、天鹽三ヶ所ニ宛テ 之ヲ收ム 仕向金 二百二十九兩一分ト 永二百二十七文三分 但同上 （鱒場運上） 三十七兩（隔年納）	留前ニ含有ス	留前ニ含有ス	運上 二千二百七十兩（隔年納） 差乗上 八兩 増運上（仕向金）天鹽ニ籠ル	運上 二千二百二十兩 積金 二十兩二分ト永四十 秋味引去 三十七兩 秋味同加 三十七兩 秋味同乗 八兩 差乗上 八兩 積金 十九兩二分ト永四十 米（四斗入）三百俵 御百姓救助上納	但秋味二千石以下ノ時ハ六百兩 引去 秋味同加 三十七兩 秋味同乗 八兩 積金 十九兩二分ト永四十
栖原 半 六	栖原 六右衛門	栖原 茂 八	栖原 半 六	栖原 六右衛門	栖原 茂 八
一本「運」三百三十七兩二分永百六 アリ七文トシ以下各項皆金員ニ差 又一本ニ「別段上納金」三十七兩 一分永二十七文五分「鱒場」十八 兩「秋味上乗金」二十兩「差荷料」二 十二兩トアリ	一本天鹽昔前請買人ト書ス運上 ニヶ所ヲ合セテ五百兩ト書ス又 一本四十五兩トアリ		一本「冥加」廿七兩「増運上」二千 八百卅三兩トス又仕向金ヲ「別 九段上納」二百二十二兩永百九十 九文八分建網冥加二百十兩トス	一本「鱒場網釜」二十兩隔年納ト アリ「積金」二十兩永四十文ニ作 ル	

増毛			濱益		
慶應	安政 嘉永	文政	慶應	安政 嘉永	文政
領 佐 分 竹 右 京 京 太 太 夫	嘉永四年ヨリ 向七ヶ年季	六未年ヨリ 向七ヶ年季	酒 井 御 手 左 衛 門 領	嘉永四年ヨリ 向七ヶ年季	十三ヶ年ヨリ 向七ヶ年季
全増金 四百卅一兩ト永八分 仕向金 永六百九十一兩三分ト 増運上 千四百四十六兩二分 秋味運上 千二百七十九兩 上乗 千二百七十九兩 運上 千二百七十九兩 積金 千二百七十九兩 秋味同加 千二百七十九兩 秋味同乗 千二百七十九兩 差乗上 千二百七十九兩 積金 千二百七十九兩 秋味引去 千二百七十九兩	積金 五百五十兩 秋味同加 五百五十兩 秋味同乗 五百五十兩 差乗上 五百五十兩 積金 五百五十兩 秋味引去 五百五十兩	運上 二千二百七十兩 差乗上 八兩 増運上（仕向金）天鹽ニ籠ル	運上 二百六十兩 差荷 二百六十兩 積金 二百六十兩 先買 二百六十兩 跡買 二百六十兩 前同上 二百六十兩	運上 二百六十兩 差荷 二百六十兩 積金 二百六十兩 先買 二百六十兩 跡買 二百六十兩 前同上 二百六十兩	運上 二百六十兩 差荷 二百六十兩 積金 二百六十兩 先買 二百六十兩 跡買 二百六十兩 前同上 二百六十兩
同 上	伊達 林右衛門	伊達 善五郎		伊達 林右衛門	伊達 善五郎
一本「御料」ト記シ「仕向金」ヲ 「別段上納金」トス又増金四百三 十一兩永八分ノ一項ヲ欠ク又三 本「運上」千三百五十九兩「別段上 納」三百九十一兩三分ト永六十 八文九分「冥加金」五千二百二十 五兩一分ト永二百六十六文七分ト	一本安政元年千三百五十兩四年 百七十兩トアリ		一本千二百五十五兩一分ト永十 七文一分ト記ス		

北蝦夷地		小島		大島		さんない		網走		宗谷	
慶應	嘉永	文政	嘉永	文政	慶應	慶應	慶應	嘉永	嘉永	安政	嘉永
御料	嘉永四年ヨリ向 七ヶ年同ヨリ向 ヨリ直支取トナ	向四ヶ年ヨリ 向十ヶ年ヨリ	嘉永六年ヨリ 向五ヶ年ヨリ	向二ヶ年ヨリ 向五ヶ年ヨリ	御料	御料	佐竹右京 太夫領分	嘉永五年ヨリ 向七ヶ年ヨリ	嘉永五年ヨリ 向七ヶ年ヨリ		
(運上納) 前同上 五百五十五兩	(積金) 千五百六十兩 三十一兩ト永二百文	(運上) 千六十兩	(運上) 三兩 積金 永六十五文 海馬皮二枚代一分	(運上) 二兩一分	(運上) 五十兩 別段上納 二十八兩三分ト永九 十文二分	(運上) 五十兩 別段上納 三十六兩ト永百十二 文	(運上) 二百五十兩 仕向金 百四十四兩二分ト永二 百文八分	秋味三千石以上百石ニ付二十五兩 切圓四分ノ三	(積金) 前同上 十二兩 (斜里、紋別ヲ含有ス)		
同	伊達 林右衛門 六右衛門	伊達 林右衛門 三右衛門	同	福山 長右衛門	同	同	同				
		積取船ハ總テ船役免除	皮代上納ハ御用ノ節ハ皮ニテ上 納ノ積					一本安政四年六百五十兩ト書ス			
								一本「運上」三百兩「同上」増千八百 七十四兩「永」二分「文」四分「仕向金」百 七十三兩二分「永」百四十四文トアリ 又一本「別段上納金」百四十 四兩貳分「永」二百文トアリ			

禮 利 文 尻			天 鹽		
文政	慶應	嘉永	文政	慶應	嘉永
向四ヶ年ヨリ 向十ヶ年ヨリ	太夫領分 佐竹右京	嘉永四年ヨリ 向七ヶ年ヨリ	向五ヶ年ヨリ 向七ヶ年ヨリ	門尉井左 領分	嘉永五年ヨリ 向七ヶ年ヨリ
(運上) 六百兩 (斜里、紋別ヲ含有ス)	(運上) 前同上 (差荷) 同上 (仕向金) 二百一十一兩一分ト永百 二十八文五分	(積金) 六百三十四兩一分 (上乗) 六兩二分ト永百八十文 (差荷) 十三兩 二兩三分	(運上) 二百八十兩 (差荷) 二兩三分	昔前ニ含有ス	嘉永五年ヨリ 向七ヶ年ヨリ
柏屋 喜兵衛	同	藤野 喜兵衛	惠比須屋源兵衛	同	栖原 六右衛門
一本「運上」千四百十四兩永百三 十五文五分トアリ		一本利尻安政元年三百五十兩ニ 作ル	一本ニ區別シテ「運上」二百十五兩 一分ト永八十三文「上乗金」六兩 二分ト永百六十九文「鹽場」千四兩 二分ト永六十六文九分		

幌別	室蘭	繪柄				有珠			
		慶應	嘉永 安政	文政	文化	慶應	嘉永 安政	文政	文化
文政	文化	慶應	嘉永 安政	文政	文化	慶應	嘉永 安政	文政	文化
	九 年	御 料	嘉永二年ヨリ 向七ヶ年季	四巳年ヨリ 向十ヶ年季	九 年	御 料	安政二年ヨリ 向七ヶ年季	三年ヨリ 向七ヶ年季	
繪柄ニ含有ス	(運上) 百三十二兩二分二朱	(運上) 四兩貳分 (別段上納) 一兩	(運上) 六十七兩二分 (積金) 一兩一分ト永百文	(運上) 百二十兩	(運上) 百五十二兩	(運上) 百五兩 (別段上納) 文 十四兩三分ト永五十	(運上) 百三十二兩 (積金) 二兩二分ト永百文 秋味三百石以上ニ付 十七兩ツ、切圓半金	(運上) 貳百兩 (積金) 貳兩	
阿部屋甚右衛門	坂本屋勘右衛門	同 上	岡田 半兵衛	阿部屋甚左衛門	鍋屋 佐兵衛	和賀屋 權一郎	同 上	和賀屋 宇兵衛	
		文政以前ハ繪柄ニ併テ請買入アリ	一本安政四年三十兩トアリ						

	禮文華	虻田				山越内			東地
		慶應	嘉永 安政	文政	文化	嘉永 安政	文政	文化	
文化	慶應	慶應	嘉永 安政	文政	文化	嘉永 安政	文政	文化	
九 年	守南 陣部 屋美 付濃	御 料	嘉永七年ヨリ 向七ヶ年季	三年ヨリ 向七ヶ年季		嘉永五年ヨリ 向七ヶ年季	元年ヨリ 向五ヶ年季	九 年	
(運上) 二百十六兩三分二朱	(運上) 十九兩二分 (別段上納) 三兩三分	(運上) 十五兩二分 (別段上納) 十一兩ト永五十文	(運上) 一兩二分 (積金) 一兩二分	(運上) 百二兩 但三年ヨリ不流ニ付四十兩減 又午年ヨリ山燒ニ由リ無運上トナ リ六年十兩冥加差出ス	(運上) 三百九兩ト永八百七十五 文	(運上) 積金ノ運上金ノ貳分以下皆同シ 秋味千石以上百石ニ付十七兩ツ、	(運上) 百三十兩 (積金) 二兩二分ト永百文	(運上) 二百六十五兩二分	
和賀屋 卯兵衛	同 上	米屋 孫右衛門	岩田 金藏	同 上	和田屋 茂兵衛	伊達 林右衛門 栖原 六右衛門	藤代屋 東吉	由利屋 與兵衛 荒屋 新右衛門	
		杉浦氏御用留「運」七十五兩「別 段上納」十四兩三分ト永五十文請 買入和五百右衛門トアリ	一本安政元年七十五兩四年百貳 兩トアリ						

新冠					沙流				
文政	文化	慶應	嘉永 安政	文政	文化	慶應	嘉永 安政	文政	文化
向七卯 々々年ヨリ	九 年	御 料	嘉永五年ヨリ 向七々々年季	二卯年ヨリ 向六々々年季	九 年	御 料	嘉永五年ヨリ 向七々々年季	五午年ヨリ 向十々々年季	九 年
(運上) 千四百十二兩ト永百文	(運上) 六百七十三兩ト永五十文	(運上) 百五十兩 (増運上) 百三十三兩 (別段上納) 三十七兩	(積金) 三兩 (秋味) 五百石以上百石ニ付十七兩ツ (切圍半金)	(運上) 百十兩 (積金) 二兩ト永百文	(運上) 百八十五兩	(運上) 二百兩 (増運上) 二百二十五兩 (別段上納) 四十四兩一分ト永百五十文	(運上) 前同上 (積金) 四兩	(運上) 二百兩	(運上) 三百三十兩三歩
萬屋 専左衛門	阿部屋 傳六	同 上	同 上	濱田屋 佐次兵衛	濱田屋 龜吉	同 上	同 上	山田屋 文右衛門	東屋 甚右衛門
	様似、浦川、始終連帶請負トス								

勇拂				白老			
慶應	嘉永 安政	文政	文化	慶應	嘉永 安政	文政	文化
御 料	嘉永五年ヨリ 向七々々年季	四巳年ヨリ 向十々々年季	九 年	松平陸奥守領分	安政二年ヨリ 向七々々年季	三辰年ヨリ 向七々々年季	九 年
(運上) 千九百八十兩 (其加) 千兩ヨリ上納 但是、寅年ヨリ上納	(運上) 前同上 (積金) 五兩 (秋味) 三千五百石以上百石ニ付十七兩ツ、切圍半金	(運上) 二百五十兩	(運上) 六百六十一兩一分ト永百三文	(運上) 百二十五兩 (別段上納) 四十六兩一分	(運上) 二百二十五兩 (積金) 二兩二分 (秋味) 七百石以上百石ニ付十七兩ツ、切圍半金	(運上) 百十兩 (積金) 二兩ト永二百文	(運上) 百九十一兩
同 上	同 上	山田屋 文右衛門	阿部屋 仁兵衛	同 上	野口屋 又藏	同 上	新保屋 小八
				一本、増運上「七十五兩アリ			

一本六十七兩或ハ三十五兩ト書ス

十勝	幌泉					三ツ石				
	文政	文化	慶應	嘉永 安政	文政	文化	慶應	嘉永 安政	文政	文化
向二卯 六ヶ年ヨリ 九季	九 年	御 料	嘉永五年ヨリ 向七ヶ年 季	二卯 七ヶ年ヨリ 季	九 年	御 料	嘉永六年ヨリ 向七ヶ年 季	二卯 六ヶ年ヨリ 季	九 年	
(運上) 百四十九兩一分ト永百五 (積金) 二兩三分ト永百三十文	(運上) 三百五十五兩	(運上) 六百兩 (増運上) 三千八百五十兩 (別段上納) 百五十九兩ト永百文	(運上) 六百八兩 (積金) 十二兩ト永百六十文	(運上) 八百八兩 (積金) 十六兩ト永百六十文	(運上) 九百八十五兩	(運上) 三百十兩 (増運上) 五百三十五兩 (別段上納) 九十八兩三分ト永五十文	(運上) 六百十兩 (積金) 六兩ト永二百文 秋味千石以上百石ニ付十七兩ツ、 切圓半金	(運上) 三百兩 (積金) 六兩	(運上) 四百八十九兩三分	
大阪屋 宇助	上田 三郎次	同 上	杉浦 嘉七	高田屋 金兵衛	島屋 佐次兵衛	同 上	小林 重吉	栖原屋 虎五郎	松阪屋 六右衛門	

様似	浦川					静内				
	慶應	嘉永 安政	文政	文化	慶應	嘉永 安政	文政	文化	慶應	嘉永 安政
御 料	静内ニ同シ	二卯 七ヶ年ヨリ 季	九 年	御 料	静内ニ同シ	二卯 七ヶ年ヨリ 季	九 年	御 料	嘉永六年ヨリ 向七ヶ年 季	
前 同 上	前 同 上	静内ニ含有ス	(運上) 四百三十兩二分	前 同 上	前 同 上	静内ニ含有ス	(運上) 九百三十兩二分	(運上) 千四十八兩二分ト永 (積金) 二十兩三分ト永二百二十 秋味浦川、櫛似共三ヶ所千八百石 以上百石ニ付十七兩ツ、 切圓半金	(運上) 千四十八兩二分ト永 (積金) 二十兩三分ト永二百二十	
同 上	同 上	同 上	萬屋 嘉右衛門	同 上	同 上	萬屋 専左衛門	萬屋 羽右衛門	同 上	同 上	

一本様似、浦川、静内三所合千四
十八兩一分ト永百文トアリ

		國後			色丹		根室		
文化	慶應	嘉永 安政	文政	文化	慶應	嘉永 安政	文政	文化	
不 定	松平陸奥守領分	嘉永二年ヨリ 向七ヶ年季	三辰年ヨリ 向四ヶ年季	九 年	御 料	松平陸奥守領分	元寅年ヨリ 向五ヶ年季	九 年	
不 定	(運上) 五百兩	(運上) 五百兩 積金 十兩 千兩ノ處不流ニ付嘉永六年ヨリ五 百兩減ス	(運上) 千兩	(運上) 二千三百三十兩	(真加) 百兩 (同上) 五十兩	(運上) 八百兩 (別段上納) 五十文	(運上) 三千兩 (積金) 二十五兩 三千兩ノ處不流ニ付嘉永六年ヨリ 五百兩減ス	(運上) 五千六百三十七兩三分	
高田屋 嘉兵衛	同 上	藤野 喜兵衛	柏屋 喜兵衛	世木屋 藤五右衛門	同 山陰人 藤野 喜兵衛	同 上	藤野 喜兵衛	材木屋 七郎右衛門	
	杉浦氏手控ニハ増運上ニ別段 上納合五百七十一兩ト永百五 十文ト記ス					後ニ松平肥後守領分手開トナル 又請負人アルトキハ運上金千 七百兩別段上納二百五十一兩 二分永百文トス又一本ニハ増 運上五百兩子年ヨリト記ス又 一本辰年ヨリ外ニ金四百兩増 アリ			

		厚岸			釧路				
慶應	嘉永 安政	文政	文化	慶應	嘉永 安政	文政	文化	慶應	嘉永 安政
松平陸奥守領分	嘉永六年ヨリ 向七ヶ年季	元寅年ヨリ 向七ヶ年季	九 年	御 料	嘉永三年ヨリ 向七ヶ年季	五午年ヨリ 向七ヶ年季	九 年	松平陸奥守領分	嘉永六年ヨリ 向七ヶ年季
(運上) 六百兩 (別段上納) 百三十六兩三分ト永 百五十文	(運上) 六百兩 (積金) 十二兩	(運上) 八百兩 不流ニ付六年ヨリ八十兩ヲ減ス	(運上) 千六百八兩三分	(運上) 五百六十兩 (増運上) 二百二十兩 (別段上納) 百二十九兩二分	(運上) 五百六十兩 (積金) 十兩二分 秋味千石以上百石ニ付二十五兩ツ (眞加) 百石ニ付三兩ツ	(運上) 四百五十兩	(運上) 千三百五十五兩二分	(運上) 二百十兩 (積金) 四兩二分ト永二百文 秋味千石以上百石ニ付十七兩ツ 切圍半金	(運上) 二百十兩 (積金) 四兩二分ト永二百文 秋味千石以上百石ニ付十七兩ツ 切圍半金
同 上	山田屋 文右衛門	竹屋 長七	米屋 藤兵衛	同 上	米屋 孫右衛門	米屋 孫兵衛	川内屋 長三郎 近江屋 九十郎	同 上	杉浦 嘉七
松浦氏御用留増運上ニ四千七百 五十兩外ニ四百兩辰年ヨリ増 ト記ス									

擇 捉	嘉永 安政		紗 那	斜 里		紋 別
	文政	慶應		慶應	文政	
文政 向十ヶ年ヨリ	嘉永二年ヨリ 向七ヶ年季	慶應 松平陸奥守領分	慶應 (御 エトロフノ内料)	文政 向四ヶ年ヨリ 向十ヶ年季	嘉永五年ヨリ 向七ヶ年季	慶應 松平肥後守手摺
(運上) 千兩 但一萬石以上出產物アルトキハ 別段莫加金ヲ出ス	(積上) 千兩 二十兩	(運上) 八百七十兩 二百二十五兩一分ト 永八十分	(運上) 百三十兩 三十六兩三分ト永百 七十文	宗谷ニ含有ス	前 同 上	諸買入アルトキハ斜里ニ同シ
同 上	伊達 林右衛門 六右衛門	伊達 林右衛門 六右衛門	伊達 林右衛門 半六	柏屋 喜兵衛	前同人改 藤野 喜兵衛	柏屋 喜兵衛
杉浦氏手控ニハ金五百兩丑年ヨリ 増上金トアリ又一本ニ金 千三百兩卯年ヨリ増加トス						諸買入ノ時ハ斜里ニ同シ一本 運上金ニ斜里ト併セテ百五十兩 別段上納金ニ三十六兩ト永百十 二文トアリ

(附録) 差上申御請證文之事

一金百九拾壹兩

外に金三兩三分永七十文

是は市中積金として御運上金高に二分通上納之分

右は東蝦夷地白御場所來酉年より來る卯年迄七ヶ年季御受負之義奉願上候處願
之通被仰渡難有仕合奉存候然上は兼て被仰渡候御法度之趣堅く相守り蝦夷人介
抱念入蝦夷人へ對し聊かたりとも非分無之様可仕候

一御運上金上納之義年々六月十月兩度に半金宛相納別段積金之義も十月一度に
堅く上納可仕候

一御場所之義は正月朔日より引受候積り御仕入残り諸色御渡被成右代即金上納
可仕候

一御場所内受負中是迄有來之御會所并に荷物藏等年季中御預被仰渡以來修覆等
之義は私共手限りにて可仕旨且建替等之節は御届申上右普請等に付材木切出
し候共格別山林伐りあらし申間敷候尤材木切出し候節は御場所御詰合様へ相
伺ひ御差圖を受可申候

一ヶ年

御運上金

一 道橋普請并に川の渡舟是迄の通り相心得修覆等々閉に致間敷候
 一 荷物積取船差向候節は其時々御收納所へ出頭相願出帆致させ候様可仕候
 一 持場所之内新規漁事相始申度節は願之通御差圖を受可仕候
 一 御用狀繼立急便繼送等之義は兼て支配人番人共へ申付置遅々不致様に繼立可申候
 一 御役人様は勿論御固め御人數御通行の節は人馬繼立方御止宿等迄都て御差支無之様に可仕候
 一 異國船又は怪敷船等見掛り候は、早々函館御役所へ御注進可仕候
 一 臘虎、矢羽、熊膽、全皮、島鼠、蝶鮫、あざらし皮其外北蝦夷廻り小皮類都て輕物の類は元買入直段を以て御買上に相成候間蝦夷人より買受候は、交易の品代料帳面に記置右品御場所へ集め置右品御見分廻りの節は差出可申候
 但本文の品一品たり共隠置賣買致候もの有之候は、急度御咎め可被仰候
 一 場所の御備米有之其儘御預け被成候間年々仕入米を以て詰替置見廻有之候節は御改受可申候
 一 臘納臍捕獲次第松前御役所へ可相納捕へ候蝦夷人へ手當の分是迄の通御渡被

下置候事

一 煎海鼠之義は長崎俵物御用の品に付随分相勵み出増の様に可仕候
 右之通御受證文差上置若相背き候は、御請負中御引上に相成義は勿論如何様の義御咎被仰付候とも御願々間敷義申上間敷候其外前々被仰渡候趣自今以後被仰出候様子堅く相守可申旨被仰渡承知奉畏依之御受證文差上申處如件

文化九年申十二月

和賀屋宇兵衛

受負人

差入申一札之事

- 一金百參拾七兩 夏御運上金
- 一金五拾五兩 秋味 全
- 一金七兩 鱈場隔年全
- 一金五兩 雜魚網 全
- 外ニ二分積金四兩ト永八拾文
- 合金二百三兩永八拾文

外二

金七兩

上乗金

金拾參兩

差荷物料

但六月十月半金宛二分積金之義は十月上納の積り

一秋味之義は五百石目以上出増積取候節は百石に付金貳拾兩宛上納可仕候但切
圓に相成積取候節は本文百石目に付金貳拾兩四ツ割二ツ分上納可仕候

右は西蝦夷地イヤ御場所之義去る丑より未迄七ヶ年季御請負罷在候處今般御
料に相成候に付是迄の年限に不拘右運上金高を以て改めて當辰より午まで三ヶ
年季御請負被仰渡承知奉畏候然上は萬一御運上金相滞り候は、連印の者より急
度上納可仕候

但年季中漁事格別相増候節は御吟味を請冥加増金上納可仕候且新規の漁事
相始候は、其段申上御差圖を請可申候

一前々被仰出候御法度之趣は勿論蝦夷人取扱方其外共都て御詰合御役人中様御
差圖の趣相定且惡心を以て蝦夷人と申合又は非分の義等無之様手先の者共迄
精々申付候様可仕旨被仰渡候

一運上家并荷物藏々等御年季中被遊御預候間修覆の義は手限に致建替の砌は御
届可申上尤用材伐木之節は御詰合御役人中様へ申立御指圖を請可申様被仰渡
候

一御用品相成候煎海鼠目形三貫目品合宜所にて製造方入念出來致御年季中年々
秋中途に上納可仕旨被仰渡奉畏候

一煎海鼠白干鮑の義長崎御用品に付別て出精收獲候様可仕猶又拔荷密賣買等無
之様可仕旨被仰渡候

一出荷物積取船差向候節は是迄の通松前沖の口御役所へ申立御改請可申旨被仰
渡候

一御通行の御役人様并に御困人數御通行は勿論御用狀御繼立等人馬無遅滞差出
御休泊御差支無之様可仕旨被仰渡候

一御請負場所より出候御輕物の義精々心付運上家へ取集御詰合御役人中様へ差
出可申密賣買等決して仕間敷旨被仰渡候

一難風に逢ひ候船見請候は、助船可差出且異國船相見へ候は、早速御詰合御役
人中様迄御注進可仕旨被仰渡候

一 御場所御備米六拾石有之候分其儘御預け被成候間年々仕入米を以て積替置御見分有之候節御改請可申候

一 松明三百本草鞋三百足別段々所書の通御備被爲遊候に付年々取替置可申旨被仰付奉畏候

一 御幕申百本長九尺七寸にて相備置可申段被仰付奉畏候尤損し等有之候は、取替置何時にても御用の節は御間缺に不相成様可仕候右被仰渡候趣承知奉畏候若相背候は、如何様の御答被仰付候共御願々間敷義申上間敷仍御請證文差上申處如件

松前伊豆守領分

枝ヶ崎町家持

請負人

榮

五

郎

小松前家持

増右衛門病氣に付

代召使

五

郎

平

安政三辰年五月

松前町名主
勝 三 郎

御奉行所

前書被仰渡之趣承知奉畏候仍て奥書印形差上申候以上

松前町年寄

與

三

兵

衛

前書イソヤ御場所御請負の義來未年季明の所是迄の運上高を以て猶又來未年より百年迄三ヶ年季御請負被仰渡承知奉畏候依之繼添印形差上申處如件

松前枝ヶ崎町請負人家持

佐藤榮右衛門

代 孫

兵

衛

同所町年寄

安政五年四月十三日

御奉行所

第三款 海産干場 付海面

海産干場は漁場及昆布場の稱謂なり明治十年地券發行條例を定むるに及んで漁場昆布場を改稱して自今海産干場と稱すと規定す是に於て海産干場の稱始て起る

北海道の漁業は往昔漁場受負の方法を立てしより著しく發達し東西各地漁業の場所區域を立て漁場と稱し素より海濱即ち後世の海産干場と海面とを區別せしに非ざりしなり故に明治以前に在りては漁場受負人は運上金若くは冥加金を上納して自由に漁業を營むを得水産の蕃殖を害し漁獲を減する嫌ある所爲に對して一二の制裁を加へ禁令を揭示したるものあれども大體放任主義にして漁場及海面使用權等に關しては別に制裁を加へたる者なし明治以降諸般の制度創定更革するに及んで漸次種々の制裁を設けられたり(漁場請負及租稅現行法令等參考)明治二年開拓使漁場請負を廢して後十二月後志國小樽郡朝里村平民三太郎に同

郡鯉漁場高島郡祝津村平民喜四郎に同郡鯉漁場を拂下く

○三年三月根室開拓使廳函館商柳田藤吉外三名へ根室花咲兩郡各漁場三十三ヶ所新開を許可せらる十月札幌同使廳石狩濱益兩郡漁場漁具其他付屬品從前漁場讓渡の手續を以て有力者に下付せらる

○四年九月同廳各郡永住人借用宅地及開墾地を其私有地と爲すに及んで漁場は總て拜借地と定めらる

○五年九月北海道土地賣貸規則及地所規則を布達せられ是に於て明治以前より漁場受負を爲し資本を投したる者の如きは皆私有地として割渡され所有權を確認せられたり其規則左の如し

土地賣貸規則 (全國一般布達)

第一條 原野山林等一切の土地官屬及從前拜借の分目下私有たらしむる地を除くの外都て賣下地券を渡永く私有地に申付る事

第二條 賣下の地一人十萬坪を以限とし下手後十ヶ年除租たるへし尤已に私有したる地を相對賣買する者は其坪數制限なかるへき事

第三條 賣下の地價上等千坪一圓五十錢中等同一圓下等同一圓五十錢千坪以下割